

令和元年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 令和元年6月10日（月） 午前 10 時 開議

議事日程

第 1 一 般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	1 ふるさと納税について (1) 現状及び税の使われ方について 2 五條市の観光と地域の特色について (1) これからの観光の集客について 3 地域の防災力強化について (1) 地域への指導について 4 学校適正化について (1) 現状について (2) 学力や体力の底上げについて 5 五條市が管理する公園について (1) 今後の取組について 6 地域公共交通について (1) 現在の課題について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 教育長・部長 市長・部長 市長・部長
2	牧 野 雅 一	1 大塔地域の振興について (1) 振興に向けた進捗・展望について 2 地方交付税の現状と今後の見通しについて (1) 合併算定替について (2) 人口の減少に伴う影響について (3) 交付額の縮減に向けた対応について 3 繰越事業について (1) 要因について (2) 適正な工期の設定について	部長 市長・政策企画 監・理事 技監・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	牧 野 雅 一	<p>4 通学路の安全確保について (1) 事故に対する対策について (2) 事件に対する対策について</p> <p>5 上野公園の運営について (1) 公園利用者の利便性の向上について</p> <p>6 やまと広域環境衛生事務組合・奈良県広域消防組合・南和広域医療企業団の負担金について (1) 推移及び見直しについて</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・政策企画監・技監・部長</p> <p>市長・部長</p>
3	大 谷 龍 雄	<p>1 認定こども園のアンケート結果に基づく基本計画の見直しについて (1) 調査対象と回収率について (2) 入園を希望する施設の調査結果から見た認定こども園整備基本計画の問題点について (3) 基本計画の見直しについて</p> <p>2 学校適正化基本計画の問題点と重点的見直しについて (1) 生徒数・教室数・運動場・遠距離通学等から考えた重点的見直しについて</p> <p>3 上野公園プール跡地の有効活用について (1) 必要性和市民要望に基づく活用について</p> <p>4 上野公園周辺の吉野川築堤工事について (1) 堤防の高さと位置及び駐車場の活用について (2) 樋門の施工数と吉野川に対する施工角度について (3) 揚水ポンプの設置について (4) 築堤工事に必要な駐車場について</p>	<p>教育長・部長</p> <p>教育長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	大谷 龍雄	<p>5 総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議に基づくその後の調査と対応について</p> <p>(1) 理事者の調査と対応について</p> <p>(2) 五條市政治倫理条例と不当要求行為等防止条例の活用について</p> <p>(3) 地方自治法と地方公務員法に基づく継続的な研修について</p> <p>6 新庁舎建設について</p> <p>(1) 転落防止対策について</p> <p>(2) 現庁舎の設備・備品の有効活用について</p> <p>(3) 現庁舎の有効活用について</p> <p>7 水道事業への官民連携方式と広域化の問題点について</p> <p>(1) 官民連携方式の問題点について</p> <p>(2) 広域化の問題点について</p> <p>(3) 五條市・吉野郡3町の協議のメリットの追求について</p> <p>8 災害の原因をなくす対策の強化について</p> <p>(1) ダム緊急放流防止と耐震照査について</p> <p>(2) 地球温暖化防止対策について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>部長</p> <p>市長・部長</p>
4	福塚 実	<p>1 五條市の交通安全対策について</p> <p>(1) 通学路の危険箇所について</p> <p>(2) 防護対策について</p> <p>2 五條市空き家対策について</p> <p>(1) 現状について</p> <p>(2) 利活用について</p> <p>3 陸上自衛隊駐屯地及び広域防災拠点について</p> <p>(1) 地域住民への対応について</p> <p>(2) 今後の取組について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	福 塚 実	4 京奈和自動車道インターチェンジの活用について (1) 五條市の取組について	市長・部長
5	吉 田 雅 範	1 新元号に対応するシステムについて (1) 西暦表記について 2 バイオマス構想について (1) 大塔町の(仮称)木質チップ生産施設について 3 市民農園の現状について (1) 契約者数等について 4 外国人への窓口対応について (1) 通訳について 5 幼児教育・保育の無償化にするための子ども・子育て支援について (1) 全世帯に対応するののかについて 6 老人憩の家・公民館の改修工事について (1) 各自治会に委託管理されている老人憩の家・公民館について 7 改正健康増進法の一部施行について (1) 施行前の整備について 8 ハラスメント規制法成立後の対策義務について (1) 職場のハラスメント対策について 9 所有者不明地に関する土地について (1) 本市における空き家と不明地について 10 五條市の将来負担比率について (1) 将来負担比率の推移について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

- 第二 報第 四号 平成三十年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第三 報第 五号 平成三十年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第四 報第 六号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成三十年五條市一般会計補正予算（第七号））
- 第五 報第 七号 平成三十年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第六 報第 八号 平成三十年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第七 報第 九号 平成三十年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第八 報第 十号 専決処分の報告、承認を求めについて（五條市税条例等の一部改正）
- 第九 報第 十一号 専決処分の報告、承認を求めについて（五條市国民健康保険条例の一部改正）
- 第十 報第 十二号 専決処分の報告、承認を求めについて（五條市介護保険条例の一部改正）
- 第十一 報第 十三号 専決処分の報告、承認を求めについて（令和元年度五條市農業集落排水特別会計補正予算（第一号））
- 第十二 議第二十二号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第十三 議第二十三号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第十四 議第二十四号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十五 議第二十五号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第十六 議第二十六号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について
- 第十七 議第二十七号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十八 議第二十八号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太 紀
副市長	堀 吉
教育長	内 成
理事（総務部長）	内 伸
技監	吉 暁
政策企画監	藤 克
	細 敬
	太 哉
	川 原
	田 史
	田 内
	田 成
	田 好
	田 紀

十二番	大 谷	龍 恵	雄 子
十一番	藤 富	美 雅	子 範
十番	吉 田	雅 耕	範 司
九番	山 口	耕 実	司 実
八番	福 塚	岩 本	実 孝
七番	岩 窪	佳 秀	孝 秀
六番	窪 吉	佳 正	秀 正
五番	吉 田	雅 清	正 一
四番	牧 野	清 全	一 司
三番	平 岡	全 賢	司 康
二番	養 田	賢 恵	康 司
一番	伊 谷		

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	水道局長	会計管理者	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長
柳	芳	車	馬	井	松	西	西	菊	東	小	谷	水	松	石	井	平	中	辻	和
ヶ	瀬	田	谷	場	本	本	峯	井		森	口	本	井	田	上	田	本	田	田
	五	佳	憲	雅	成	久	久	順	純	比	晶	俊	和	茂		耕	賢	祥	剛
	美	子	隆	樹	人	雄	美	作	司	美	紀	明	永	人	昭	一	二	友	明
				昭						登									

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、二番養田全康議員の質問を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康質問席へ〕

○二番（養田全康）議長より発言の許可をいただきましたので、二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず、大きな一番として、ふるさと納税についてであります。

最初に、このふるさと納税を確認させていただいたときに、まだ納税額が十七、八万円、次の年に二十幾らとかってそういう小さな納税額しかありませんでした。いろいろ提案させていただきまして、職員の皆さんが頑張っていたかきまして、今もう五千万円を超えるような形の中で、体験型であったり、そういう交流人口を増やすような取組がなされているのは大変嬉しく思っております。

そんな中ですけれども、今現在の寄附実績が一体どれぐらいの推移を示しているのか、まず答弁いただきたいと思っております。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税における過去三箇年の実績でございますが、まず平成二十八年度においては、寄附件数は五千二百件、寄附額は五千五百五万円でございます。

次に、平成二十九年度においては、寄附件数は五千六百九件、寄附額は六千二百三十五万円でございます。

次に、平成三十年度においては、寄附件数は三千六百八十三件、寄附額は四千二百十万円でございます。

なお、こうして全国の皆様よりいただきまして寄附金につきましては、現在六種類の指定使途別の各種事業に対しまして、一般財源として充たさせていただき、その実績については市のホームページで公開をさせていただいております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）過去三年を振り返りますと、右肩上がりだったが、昨年度においては減少したと、五千件程度あったものが三千六百件に減少していると、一年前の平成二十九年度は五千六百件ありますけれども、三千六百件になっているということで、二千件ほど減少しておるといような状態でありますけれども、減少した要因、この辺分かるところがありませんら教えてください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の質問にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたように、平成三十年度の実績では対前年度比で件数が一千九百二十六件、寄附額にいたしまして二千二十五万円の減額となっております。この要因でございますけれども、まず平成三十年四月の総務省通知に従いまして、返礼品代金が寄附額の三割以下、この要件を導入したこと、それから台風など天候不順の影響によりまして返礼品の確保が困難になったこと、さらに水害等の災害を受けた全国の自治体、あるいは三割以下の要件や地元特産品に限るとした国のルールを従わない自治体など、そういった特定の自治体に寄附が集中した、こうしたことが考えられるところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）全国では国からいろいろ指導を受けているような自治体もあるようなんですけれども、そういった返礼品がキャパをオーバ

↑するような形の中でやっている自治体に集中してしまい、金額として、件数として減ってきたというような状態であるんですよね。それが分かったわけですけれども、六つの種類に税金は充当できると、この六つというのは何に對して納税をしてくれた方が、何に對して選べるような、こういう事業に使ってくださって選べるような状態になっておると思うのですけれども、この辺この六種類、何か教えていただけませんか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 二番養田議員の質問にお答えいたします。

平成二十九年度のふるさと五條市応援寄附金の充当事業でございますけれども、まず一といたしまして、医療・福祉・環境保全に関する事業でございます。地域包括ケアシステム推進事業などで充当をさせていただいております。

次に産業の振興に関する事業でございます。これは柿振興事業などへ充当させていただいております。

三つ目でございますが、生活基盤整備事業でございます。これは防犯灯の新設であるとか修繕料の補助事業などに充当させていただいております。

四つ目でございますが、消防防災に関する事業でございます。これは消防団員の活動に関する事業などに充当させていただいております。五つ目でございますが、教育・文化振興等に関する事業でございます。これは小・中学校の教育教材備品購入事業などへ充当させていただいております。

最後六つ目でございますが、市政一般への活用事業でございます。これは五條市の元気なまちづくり交付金事業などへ充当させていただいております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 納税された方がね、それらの事業に使われているというのは、五條市として発表なり何なりというのはさされているのかどうか分かりますか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 二番養田議員の質問にお答えいたします。

ただいまも御答弁申し上げましたが、市のホームページでその実績については公表をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）全国の自治体の中には、例えばこの子供たちのこの事業に対して使いますから、この事業に対して寄附をしてくださいというふうな取組であったりとか、医療にしたり福祉にしたりとか、例えば障害者福祉にしたりとか、いろいろ名目を決めて納税を募るといいうな形でやられておる自治体があるようです。

例えば僕が寄附をする立場になったら、この事業に使われているって分かったら大変嬉しいと思うんですよ。自分が例えば五條市の、そうですね、高齢者福祉に対して使うとかいうのが分かると、やっぱり納税額に関してもですし、…納税が明確になると、やっぱり寄附もしやすいのかなと僕自身考えるんですけども。ただ納税していただいて、例えば各事業のランニングコストの中に入れてしまつてずつと使われているというのではなくて、しっかりとこの事業に対して納税をお願いできませんかというふうな形を今後五條市は取っていくようなつもりはあるのか、また検討していただけるような余地はあるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の質問にお答えいたします。

今議員から御指摘をいただいております制度、ガバメントクラウドファンディングというような事業で総務省の方から例示がされておるところでございます。

本市におきましては、先ほども申し上げましたように、六種類に分類をいたしまして寄附額を充当させていただいておるといふようなことございますが、そういった一つの事業に絞り込んで寄附を募る、使途を明確にするというようなやり方も今後検証をしていかなければならないというふうにご考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）一般企業もクラウドファンディングでお金を募って事業を展開する、そういった事業もあるようなので、市としても納税していただいた金額、お金が何に使われるのかとしっかりと明確にして募るといふのも一つの手法で、また納税額が増えるポイントの一つじゃ

ないのかなと考えるので、是非お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

続きまして、五條市の観光と地域の特色についてであります。

世界遺産は奈良県に三件あるんですね、また近くには高野山もあるということで、そして国宝であったり、重要文化財は一千三百二十三日で、全国三位の件数であるというような状態であります。また五條市にも榮山寺がありました。国の重要無形文化財・民俗文化財があったりとかするようございまして、また彫刻や建造物の国宝というのは全国で一位を誇るがこの奈良県でございます。

そんな中なんですけれども、今後のこれからの観光、五條市にも大変多くの観光資源があると思うのですけれども、今後の観光を市としてどのように捉えていくのか、この辺まず説明願います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市には、今年創建一千三百年を迎えた榮山寺を始め、多くの歴史遺産があります。

平成二十八年度から歴史遺産の掘り起こしを行い、現在まで井上内親王や榮山寺を巡るウォークマップを作成し、近隣にある観光名所も合わせてマップの中で紹介しております。

榮山寺を巡るウォークツアーは、JR五条駅を出発し、笠の辻地蔵、荒木神社から榮山寺へ向かい、境内を見学し、宇智川磨崖碑、井上内親王が安産祈願した安生寺、宇智神社を巡るコースを昨年四月に二日間開催し、約六十人の参加がありました。

今年市とNPO法人維新の魁天誅組が四月に二日間のウォークツアーを開催し、合わせて七十人の参加をいただき、五條市の観光PRを行ったところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（二番）の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）いろいろと観光PRをしていただいておりますが、なかなか六十人、七十人が多いのがどうなのか僕は分かりませんけれども、榮山寺が創建一千三百年を迎えて、記念行事やまた整備を行われると思うのですけれども、整備予定のところが、あとそれらの予算、幾らぐらいをお考えなのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

榮山寺の緑地公園の遊歩道の柵、頂上の展望台は今年度、公園所管課が整備予定となっております。

予算に関してはちよつと今手持ちの資料がないので答弁できません。申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）整備は考えていただいているということなんですね。

そんな中で、西吉野・大塔地域の今後の観光の展望をお聞かせいただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野には賀名生梅林、賀名生皇居跡、波宝神社等の観光名所があり、昨年は西吉野支所が吉野三山トレッキングマップを作成しましたので、それを観光案内所に配布するなどして、西吉野地域の観光情報の発信をまいります。

大塔町は南北朝時代の遺産のほかに豊かな自然があり、紀伊半島大水害で被災するまでは、自然を求め赤谷オートキャンプ場に多くの来訪者がありました。現在、国土交通省が災害復旧工事を進めていただいているところでございます。

全体の工事のしゅん工時期は未定ですが、赤谷オートキャンプ場については、再開できるように取り組んでまいります。

今後、地域の特色を活かした観光資源の掘り起こしを行い、観光客の集客に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）西吉野・大塔、きれいな山々があり、また清流が流れておるといような状態でありますけれども、この赤谷オートキャンプ場の今後の再開の予定というのは、今答弁いただいたしゅん工時期が未定やということですが、例えば赤谷オートキャンプ場以外にもこういうキャンプの事業というのは展開できるのではないかと、大変今民間が利益を上げているのはその部分もあるのではないかなと考えるのですけれども、その辺の整備を考えていく予定なり、今後そういった事業展開を五條市が西吉野・大塔地域でやっというかと考えるよ

うなところがあるかどうか教えてください。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

赤谷キャンプ場につきましては先ほど答弁させていただいたとおり、工事が終わり次第にしゅん工する予定でございますが、それ以外のキャンプ場については現在のところ計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） そういった資源があると思うのでね、例えば官民連携して今後考えていくようなことも必要なのではないのかなと思いますけれども、それについてどう思われますか。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

予算は、大切な税金を使わせていただいております。市民の皆様には御理解いただくような形で使いたいというふうに考えておりますので、しっかりと調査・検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） よろしくお願いたいと思います。

そしてですね、榮山寺なんですけれども、創建一千三百年を迎えて、ただ榮山寺の一带ですね、もちろん川もありますし、カヌーであったりラフティングであったりとか、そういったところを民間企業がやってくれているのですけれども、一つスポット当てていただきたいなと思うところがあります。それは榮山寺の裏側、宇野町とか三在町とかいう辺りであります。総務文教常任委員会の視察でも行かせていただきました。また伊豆の国市の韮山の反射炉のルートとなる清和源氏の宇野氏が出たのがこの五條市でありまして、宇野城であったり、宇野神社、そしてまた清和源氏の墓というのですかね、墓石が建っておるとかで、僕もお墓までは確認に行ったことがなくて神社にお参り一度か二度行かせていただいた程度でしっかりとした墓参りはなかなかできていないのですが、そういった部分に例えば山城があつて若干の石垣が残っておる

と聞いているのですけれども、そういった歴史的な観光の名所をその辺一帯を通じてできないものかと考えているのですけれども、その辺どうお考えになるのか教えてください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

榮山寺近郊の観光につきましては、先に申しましたウォークマップで紹介したもの以外に、先ほど議員お述べのとおり榮山寺の裏山の反対側の方へ行くと、大和源氏の宇野氏の氏神とされる宇野神社や、宇野城という城があったと言われる場所があります。

先日、担当課と一緒に宇野神社にお参りしまして、そこから二十分ほど掛けて宇野城があったところまで登って行きました。そういったこともありまして、今後、それらが新たな観光資源となり得るか、調査・研究をしてみたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）この場所、僕は大変歴史的なロマンが詰まっているなど、伊豆の国市に行かせていただいたときに、案内していただいた職員の一人が、宇野氏が菰山に行ったときのお付きの侍の一人やった方の子孫やと言われるようないわれがあったり、そういったのがまだ大変掘り下げていけるような歴史ロマンがここに詰まっているのではないかと僕は考えるのです。それらを広く知ってもらうために、例えばウォーキングルートの確定であったり、そういったところをしていくとまた観光客の人も回ってもらえるのではないかと思いますので、是非御検討いただきたいと思えます。

そして、もう一つ、少し僕らも携わっているのですけれども、阪合部地域において念仏寺「陀々堂の鬼走り」、年に一回行われておる伝統行事で、もう五百三十年近くを迎えるような伝統ある行事の一つやと思うんですけれども、これ今市はどのような形でサポートをされておるのか、その辺まず答弁ください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

国の重要無形民俗文化財である「陀々堂の鬼走り」は、多くの観光の人が訪れる行事となっております。観光資源の一つとなっております。市としては、来訪者の上野公園駐車場から陀々堂までの間を借上げマイクロバスでの送迎、駐車場看板を設置し、陀々堂で五條市観光協会

がパンフレットの配布等しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五條市にはほかにも県指定の無形民俗文化財の「篠原踊り」であったり「惣谷狂言」であったりとかって、そういうのがあるんですけども、国の指定というのは、念仏寺「陀々堂の鬼走り」、五條市には唯一これ一つだと思っんです。今もサポートしていただいているし予算取りをやっていただけているのも分かっているんですけども、今後さらなる手厚いサポートをお願いしたいなど、そのようにお願い申し上げたいんですけども、それらどうお考えになるか教えてください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁させていただきました「陀々堂の鬼走り」は国の重要無形民俗文化財であるということをしつかりと認識しながら対応してまいりますというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）よろしくお願いいたします。

続いて大きな三番目なんですけれども、地域の防災力強化についてであります。

まず、消防の格納庫であったり、屯所であったりとか、そういった部分、何箇所あるのかとか、築何年がどれだけあるのかとか、そういったところをまず教えていただきたいと思っております。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）おはようございます。

二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

消防格納庫は、消防車を収納する格納庫と団員が待機する詰所、そして消防車以外の資機材を収納する資機材倉庫に分かれております。五條市消防団は、五條市を七つの地域に分け、七方面隊二十三分団で構成されております。

消防格納庫の内訳でございますが、消防団単独の詰所は三十三箇所、集会所との兼用が十一箇所、格納庫のみは六箇所、資機材倉庫は七箇所、計五十七箇所となっております。

消防団員が出入りする消防格納庫が五十箇所であり、その中で昭和五十六年以前に建設した消防格納庫は五箇所となっております。

これまで老朽化した消防格納庫につきましては、計画的に整備しておりますが、現在消防団におきましては、消防団の組織再編整備を、消防団長を中心に消防団内部で協議を進めているところでございます。

この再編整備計画が出来次第、計画的に建設を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）毎年一つずつ屯所が新しくなっているなと思っていたのです。今年度その予算が付いていなくて、今の答弁でしたら消防団で再編をやる、その中で必要な部分と必要でない部分があるのかもしれないけれども、そういった中で計画的に今後進めていってほしいということなので安心したんですけれども、今現在全て合わせたら五十七箇所あるんですね、車両だけとか道具だけとか、また屯所で使われているとかって五十七箇所あるんですけれども、この五十七箇所のうち現在の基準に照らし合わせて、耐震ができているところが何箇所、できていないところが何箇所あるのか、まず答弁ください。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、屯所と呼ばれる消防団の方々が待機していただける場所、機材倉庫も含めましてですけれども、五十七箇所でございます。そのうち昭和五十六年以前、新建築基準法でございます、それ以前に建てられました格納庫は五箇所でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五十七箇所ありますけれども、そのうち七箇所が、……耐震が要らないような形の中で考えたらいいのですか。……はい。五十箇所あって昭和五十六年以前、これが基準になるのですか、現在の。それで以前に建設した格納庫が五箇所あるんですね。ということは残りの四十五箇所は耐震に満たないというような考え方でよろしいですか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答えいたします。

格納庫が五箇所ございまして、五十六年以前が五つでございますので、五箇所は耐震がなされていないということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 逆やったんですね。五箇所が耐震できていまして、それ以外は全てクリアしているのですかね。

僕が心配しているのは、…：ブロックを立ち上げてとかいうような屯所がまだ残っていると思うのですよ。これらもそういう耐震基準を満たしているかどうかというところであったり、例えば集会場を兼用されている屯所があると思うんですけれども、それらも耐震基準をしっかりと満たしているのかというところの心配をしておるんですけれども、その辺答弁ください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

集会所につきましては、新建築基準法ができてから建築されたものは耐震基準には合致しているというふうに判断しております。

また、おっしゃいますブロックを利用したところもないことはございません。それらにつきましても、私どもとしては一応昭和五十六年以降でございますので、耐震は満たしておるといふうには考えておるのですけれども、昨年の大阪北部地震でブロックが倒壊したりしております。そういうものを含めまして、再度検討はしていかなければならないというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） そうなんですよね、ブロック塀大変怖いと思うんです。それらをしっかりと確認していただかないと、例えば中に団員さんがおられたとか、通行されている方がおるとかというところでブロック塀が倒壊してしまうとかというのは怖いので、その辺はしっかりと耐震基準を満たしているという形であるのかもしれないけれども、その辺しっかりと検証を今後していただきたいとそのようにお願い申し上げます。

そして次に移るんですけれども、防災倉庫の管理、地域にはいろいろと防災倉庫と言われるようなものがあると思うのですけれども、これ

の管理は地域の方が基本的に行っているものだと考えるのですけれども、市の職員さんである部分がね、しっかりと管理、確認はされているのか、この辺答弁ください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市には防災倉庫は二十八箇所設置しており、各地区の自主防災会と共同で管理を行っており、自主防災会による備品等の点検を行うとともに、市としても年間数回点検を実施しております。

また倉庫内の物品については、備蓄食材の入替えや物資の補充、更新などを行っており、各自主防災会等と連携して適正な管理に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 今は適正に管理されておるといふようなことでありましたが、過去に一度五條市内の防災倉庫を回ったときに、そういった状態でなかったような防災倉庫もありました。点検表がもう平成十年とかいつて止まっているものもあつたんです。今現在そうなつていないのだったらそれでいいのですけれども、しっかりとここはもう地域の方、自主防災会さんにお任せしてやっていただいていると思うのですけれども、そこはそこで確認していただきながらも、しっかりと五條市が置いたものであれば管理というのはこつちの責任があると思うので、その管理、監督だけはしっかりとお願いしたいと思いますけれども、答弁ください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答えします。

確かに防災倉庫につきましては、基本自主防災会にお任せしている部分もございます。しかしながらやはり設置いたしました備品等で食料の消費期限でございますとか、そういう部分はうちの方で近年はきつちりと確認もしております。

また自主防災会が自主的に買っていたものにつきましても、こちらの方でチェックをしたりしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康）現在がそういう形でしつかりしていただいているのであったら良かったです。

そして自主防災会の活動状況であったり、危機管理課とのつながりであったりとかって、その辺のところのちよっと取組について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

自主防災会につきましては、現在市内に二十三箇所あり、各地域の防災力向上に重要な役割を果たしていただいております。市としては地域の防災訓練での職員による講演や防災研修の案内などのサポートを行っております。

また昨年度は防災物品の購入や活動を行った十八地区の自主防災会に対し、要綱に基づき補助金を支給させていただきました。

今後も自主防災会と協力しながら防災訓練や補助金制度を活用した各種活動等が行えるよう、情報提供やサポートを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）昨年度は十八地区の自主防災会に対して給付金が出たんですね、ということはその残りは二十三箇所あったので残り五箇所ですか、五地区に対しては補助金が下りていない、ということは活動をなされていないというような形で考えてもよろしいですか。それとも何かしらの活動はあるんだけど、そういう購入物がなかったという形でいいですか。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

残りの五箇所の自主防災会は活動はしていただいているというふうに市としては認識しております。ただ、しかし補助金の申請でございませけれども、それもこちらの方から何回か申請をしていただければ出ますよということで働き掛けをさせていただいたのですけれども、こちらの方から申請が上がってこなかったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）分かりました。

その中で、例えば昨年度、防災訓練で職員の講演ですか、講演であったり、防災研修などをされたという話でありましたけれども、何箇所
されて何箇所されなかったのか、この辺を教えてください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今手元にある資料でございますけれども、基本的に主な訓練をしていただいたところは十二箇所になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） だから半数では把握できていないということやと僕は思うんですよ。十二箇所、二十三箇所ですから半数程度ですね、半数程度ではどういふ活動をされておったかというのが把握できていないのではないかと、なぜこの質問をさせてもらうかというと、自主防災会と
いふのはなかなか地域で根付いていなくて、…：僕に御相談来られた方は、過去に一度土の袋に土を入れるだけで終わってしまったという
ようなお話でありました。そういう形になってしまっている地域って、その防災の意識を高めるためには今後そういう危機管理課から発
信してそういう講演であったり、そういう防災に対してのレクチャーをしていく必要があると思うので、その辺をお願いしたいと思います
けれども、答弁ください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答えいたします。

近年、今まで以上に大雨が降ったりしてきております。その中で、私どもは市民の方、以前よりは自助・共助、その辺の意識は高まっ
ていただいているものと認識はしておりますけれども、今以上にやはりしていくべきだというふうに普段から認識もしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 今部長がおっしゃられたように自助・共助、そして公助ですか、最後はね。最後は官が助けるよというような形になると思
うのですけれども、やっぱりここ近年、本当に大雨で今までの水路で飲み込めていた雨が飲み込めなくて、道がもうプールようになってし

まっただけを走っていいか分からないというような現場も僕も何度か体験しておるのですけれども、しっかりとその地域に合った防災意識を高める必要があると思いますので、その辺の御指導を市民に対してよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に移ります。

学校適正化についてであります。

まず、この現状の確認をさせていただきたいと思うのですけれども、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

去る、三月十一日の総務文教常任委員会で三つの学校統合協議会で進めている学校適正化の三月時点の進捗状況について報告をさせていただきました。

三月以降から現在までの進捗状況については、後日開催される総務文教常任委員会においても報告させていただきますが、それぞれの学校統合協議会の現在の状況について御報告申し上げます。

まず、五條中学校・野原中学校・西吉野中学校学校統合協議会では、三月二十八日に開催された協議会において、新しく設置する学校の校名候補が「五條中学校」に決定されました。

制服については、四月十五日に開催されました協議会において、現在の五條中学校の制服をベースにエンブレム、ボタンのデザインを変更し、令和二年四月に入学する新一年生より導入することに決定されました。

続きまして、北宇智小学校・阿太小学校・宇智小学校学校統合協議会では、五月三十日に開催されました協議会において、新しく設置する学校の校名候補が「五條東小学校」に決定されました。

制服については、令和二年四月に入学する新一年生より順次導入していくことに決定されました。

続きまして、野原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校学校統合協議会では、五月二十四日に開催された協議会において、新しく設置する学校の校名候補が「五條南小学校」に決定されました。

制服については、令和三年四月に入学する新一年生より順次導入していくことに決定されました。

これらの協議内容、進捗状況につきましては学校統合協議会だよりに掲載し、対象校区の学校、自治会の回覧を通じて住民の皆様への周知

を図る予定です。

今後、これらの校名候補については、教育委員会での議決後、条例の改正として市議会に上程、御議決いただく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）名前も決まって制服も決まるといような状態になってきているということなんですけれども、確認するのですけれども、以前示されたタイムスケジュールのとおり今後この適正化を進めていくといような形で考えてもよろしいでしょうか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおり、前に示させていただいた計画のとおりに進めてまいりたいと考えておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）動き出しますから、校名も決まって、それに対してどうこう言うつもりはないんですけれども、やっぱり例えば中学生だったら三年生の時期に統合されるのか、折り目、折り目があると思うのですよ。その部分のアフターフォローだけはきちんとお願いしたいのです。よろしくお願ひしたいと思います。

そして、いじめの現状についてなんですけれども、平成三十一年三月の定例会でいじめが十二月末現在三百一件、指導継続中というように形で少し長期にわたっているのかな、小学校で二十九件、中学校で四件、いじめがあったというように状態、例えば不登校であったら二期末ですか、二期期末で三十日以上欠席が小学校四名、中学校十一名の十五名おられるというように状態であると思います。

現在のいじめの状況、また不登校の状況、分かれば教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま手元にはその資料は持ち合わせてはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）現在、こういうような状態でという答弁をいただいております。縮小されているのかどうかというのを確認したかったですけれども、前回、僕ちよつと例を出させていただいたある小学校のいじめの問題については、今現在どういう状態なのかどうかだけ、教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨年度、一部の学校で生じておりました学級に入りづらい子供への対応につきましては、教育委員会としても必要に応じて当該校で組織をされました校内ケース会議に参加をしたり、市カウンセラーを派遣したりするなどの連携を図り継続的に助言を行ってまいりました。

新学年となつてからは、当該児童の遅刻・欠席はなく、学級内のトラブルは一定の収束を見せてきておりますが、現在も学級担任が中心となつて継続した学級指導を行うと同時に、保護者とも密に連絡を取り合い、校長をはじめとする教職員の結束の下で、いじめのない学校づくりを進めているところでございます。

教育委員会としても、今後学校現場と連携しつつ必要に応じた指導や助言を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）一定の収束を見たというような状態でございますので、安心するのですが、大きな問題になりかねない事案だったのかなと僕も認識していますので、今後もできるだけいじめであつたり、不登校をなくしていただくような取組をしていただきたいのですけれども。

前回不登校児童について教育委員会としてどう確認しているんだというようなお話をさせていただきました。そのときに教育委員会としてのルールはないと、各学校に任せているというような形だったのですけれども、それでは問題があるのではないかと、その総括というのは教育委員会であつて一定の学校間がばらばらで……、今日の朝かな、テレビでやっていたのですけれども、二歳の札幌の女の子かな、衰弱死であつたり虐待死とかであつたりとかで疑われるというような問題があつたと思ひます。これらしっかりと学校としても安否確認というのは一番重要なことで、学力がどうかこうとかというのも大事ですけれども、それよりもまず子供たちの安全をどういう形で守るのか、そして

学校に来ていない子供をどう安全確認するのかというところが大事だと思うのです。そういうお願いをしていたと思うのですけれども、今現在そういったお話の中で何か教育委員会で話し合われたとか、こういう形で決まったとかということがあるかないかだけ、ちよつと答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先の議会で議員が御指摘されました学校ごとではなく教育委員会でもルールを決めるべきではないかという御指摘だったと思うのですけれども、その後教育委員会の中で話をしました。不登校にもいろいろな理由がございます。学校ごとにも様々なケースがございます。一律に決めていくのは如何かというような議論もございまして、まだきつちりと決めている状況ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） きちつと決まっていなくてもそういう話合いが行われているので安心するのですけれども、確におっしゃるとおりやと思います。学校でどうかこうとか言うよりも、その児童ですか、児童の中でどういう携わりをするのがいいのかというのは僕も大きくあるのではないかと考えるので、今後そういう検証がなされて、一定のルールといったらおかしいかもしれませんけれども、そういう状態ができてきて子供の安全確認がしっかり五條市として、これは教育委員会だけではないかもしれませんけれども、なされることをお願い申し上げます。上げたいなど、そのように思います。

そして、（二）の学力や体力の底上げについてであります。この前、秋田県の大仙市に視察に行かせていただきました。そのときに学校適正化の話ではなくて、学力向上の話だったんですけれども、小規模校がたくさんあった方がいいよねと、そしてそれはなぜかというと、少ない子供に対して先生の数をかけて学力を伸ばすと、そして親との連携を取りながらやっていくというような中で、大変全国的に見ても学力が非常に高いというような、五條市とは……ちよつと逆行しているのではないかと思うような取組であったように思います。

今後、学校適正化が進んでいく中で、僕今一番の問題が学力や体力の差というのが年々大きく幅を広げてきているのではないかと、そのように感じるんですけれども、今後学力や体力の差を教育委員会として適正化してある程度のキャパの学校になったときに、どういう形で進めていくのか、この辺答弁ください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校適正化基本計画では、一定の集団規模を確保しつつ小学校低学年は三十人学級、高学年三十五人学級とすることできめ細やかな少人数指導の良さを取り入れていく方針です。

また、一定の集団規模を確保することにより、多様な考え方に触れ、協力し合い、せっさたくますることを通じて一人ひとりの資質や能力を一層伸ばしていくことを目指しております。

学校適正化により、一定の規模を持つ学校の教育体制で発展的に進め、子供たちの学力、体力を高めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 大体そうですね、三十人学級を作るといってございませけれども、少数だからだめとか言っているのではないと思うんですけれどもね、やっぱり合併すればするほど人数は増えるけれども先生の目配りや気配りというのがなかなか難しいのではないのかなと、うちの娘今小学校一年生に行ってますけれども、少ない人数の中でも楽しく先生らと触れ合いながら、また友達もいないことないですし、楽しくやっているのですね、それらの環境というのはただ単に壊してしまうのではなくて、いい部分は残していかないといいと思いますので、その辺の取組をしっかりと検証していただいて、やっていただきたいなどお願い申し上げます、次の質問にいきます。

次に、五條市が管理する公園についてであります。

三月定例会で確認させていただきました上野公園の整備という部分で、これが今現状どのような形になっておるのか教えてください。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

上野公園における三月議会以降の取組について御説明させていただきます。

上野公園管理棟内を利用した更衣室の設置につきましては、完了してございます。

また公園内の各施設修繕につきましては、随時対応し行っておるところでございます。

また野球場観覧席へのスロープ整備につきましては、今年度夏場の入札、また散水栓の整備につきましては、冬期の入札に向けて現在進め

ているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）まあ今年度でやっていただけるといような形で認識してもいいんですよ。

今言った整備だけではなくて、僕この前上野公園をずっと歩いて見て回らせていただきました。そのときにこんな話をいただきました。プールと野球場の裏側にある自動販売機のある八角堂のようなトイレなんですけれどもね、ここで御高齢のおばあさんが中に閉じ込められたと、扉が壊れておつて中に入れたんだけど扉が開かない、何とか小さな隙間が開いたので「助けて、助けて」ということで近隣の方が助けに入つてその扉を無理矢理開けて助けていただいたらしいんですよ。中にはボタンがあるんですよ、扉が開かなくなったり、しんどくなつたときのSOSのボタンがあつて、ただでも御高齢で気も焦つたんですよと思ひます、扉開かへんし。閉じ込められてしまつてそういう状態になつてしまつたんですよ。これね、僕、真夏じゃなくて良かったかと、それがもし真夏であつて例えば近隣に誰もいなかった、こうなつたときに熱中症とかで最悪の場合を考えなければいけない状態になると思ひます。その話を聞きましてね、その他のトイレも見に行つたのです。そうするとね、今度テニスコートところのトイレではね、これも障害者用トイレでした。そこはもう鍵が掛からないんですよ。鍵が掛からないような状態になつている、八角堂のようなトイレに戻ると今度は男子、僕は女子トイレ入れませんから男子トイレに入つたら、大便所の扉が二層三層に剥離しているような状態やつたんです。ほかにも野球場のフェンスのシートが破れているとか、少し見たら分かるような状態の部分がたくさんあつて、それでも補修されていらないような状態でありました。そんな状態であつたんですけども、点検であつたり、そういうつたのは、毎日、例えばトイレの点検であつたり、そんなことをされておるのかどうか、まず教えていただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、養田議員御質問の件につきまして、まず多機能のトイレにつきましてはドアのヒンジが壊れていて開かないというところがございますが、これにつきましては修繕対応済みでございます。

また男子用の扉がぼろぼろになつていたというふうな御意見があつたかと思ひますが、これにつきましては既に修繕済みでございます。

また日々の点検につきましては、何時から何時、何時というふうな分は今現在取つておらないところがございますが、この辺についてはも

つと厳しく点検についてどこどこをきっちりやったというふうな報告をするような対応をしていきたいというふうな考えてございます。

また野球場グラウンドにおきまして、今現在外野のフェンス上のシートが破れているところがございりますが、その部分については今現在対応中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そういう対応がね、例えばこういう一般質問が出るよとかいう中でパタパタパタと行われるのではなくて、普通日々の確認の中でこの部分が壊れているから早急にやらないといけないというような状態になっていけないと僕は思うんです。その辺だけはしっかりやっていただかないと、もし本当にそういった方、御高齢者で何かあったら大変なことになりますから、子供が閉じ込められたとか何かあるかわかりませんがね、しっかりその辺は管理監督責任があると思いますので、対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、三月の一般質問の中で稼働率を聞かせていただきました。上野公園の稼働率、そして大変稼働率高いなど、例えばシダーアリーナであつたら七〇何パーセントでしたか、稼働率すごく高いなど感心したんですけれども、この稼働率の算出の根拠と前回答弁していただいた稼働率をもう一度答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成三十年の利用状況につきまして、野球場の土日祝日の稼働率が六六パーセント、平日の稼働率が四パーセント、年間稼働率が二七パーセントとなっております。

メイングラウンドにつきましては、土日祝日の稼働率が六八パーセント、平日の稼働率が二二パーセント、年間稼働率が三三パーセントとなっております。

サブグラウンドの土日祝日の稼働率が二七パーセント、平日の稼働率が一パーセント、年間稼働率が一一パーセントとなっております。

次にテニスコートの土日祝日の稼働率が六五パーセント、平日の稼働率が八パーセント、年間稼働率が二九パーセントとなっております。

五條総合体育館アリーナの土日祝日の稼働率が七七パーセント、平日の稼働率が七二パーセント、年間稼働率が七四パーセントとなっております。この稼働率の数値につきましては、各施設の利用日数を開館日数で除した値となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）シダーアリーナの平日稼働率がほかの施設に比べるとすごく高いのです。これ僕不思議だなと思ったんですよ。今の答弁からいくと、例えば一日一回、一時間でも使ったらその日の稼働率は一〇〇パーセントというような状態で算出しているのではないですか。答弁ください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのと通りの算出となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうなるよね、シダーアリーナの稼働率、土日祝七七パーセント、平日七二パーセントって、例えば朝から晩まで使っているんで一〇〇と見るのではなくて、夜一時間だけ使ったら一〇〇パーセントって見ているんですよ。それでは基本的に運営というのは成り立たないのではないかと、収益の問題から見ると、と思うんです。これ実際、時間割にきちっと直しますと、多分ものすごく稼働率は低いと思うんですよ、もっと。他市町村・県の施設がどういう出し方しているのか僕は知りませんが、見たときに例えばサブグラウンドなんか平日一パーセントであるというような状態で、ほとんど一年間で使われているのって何日かというような状態だと思うんです。これね、稼働率をしっかりと上げて収益を出していかないと、宝の持ち腐れみたいな状態になってしまうんですよ。曜日であったり、時間であったり、利用場所というのをしっかりと考えて今後の取組をしていく必要があると思うんですけれども、その辺答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

稼働率につきましては、利用日数ではなくてやはり時間で除するというようなところが基本的になるかというようには考えております。

また今後いろいろな施設がございますので、前回は答弁させていただいたように、その辺もいろいろと研究させていただいて対応していきたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）実際ね、いろんなことを考えてやっていかないと、本当に利用頻度ってすごく低いというような状態になると思うんですよ。やっぱり民間の力も活用したりとか、ネーミングライツを入れるとか、何か民間とタッグを組んでやっていかないと公園緑地課だけでは多分対応しきれないと思うんですよ、この辺の利用率を上げるという取組は、難しいと思うんです。それらをしっかりと踏まえて、今後検証していただいて利用率の向上に向けて取り組んでいただきたい、まずお願い申し上げます。

そして、中央公園についてです。親水広場オープンしてすごい数の子供たちが集まって、僕の近隣でも車乗り合わせてみんなで行こうといつて土日楽しんでくれていきます。大変有り難い場所ができたなとすごく思うんですけども、一つ問題点が利用者さんからお聞かせいただいたのです。それは何かというと、今小さいテントを皆さん持つていくんですよ。一人二人が入れるような小さいテントを持つて行かれて、それで場所を取つてするんですけども、まず基本的に例えばおじいちゃん、おばあちゃんが孫を連れて行ったときに、座る場所がない、日陰がない、木陰はあるのかもしれないけれども、そういう状態であると。水が出るベンチですか、あの辺は子供たちに大人気で座る場所が御高齢者はないみたいなんですよね、そういったベンチであったり、木陰を作つてやらないとね、夏場大変だと思うんです。その辺の取組というのは今後やっていただけるのかどうか。これを答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

夏場の公園利用に対しましては、日除け対策等々今後必要になってくるかというように考えております。まず御高齢の方に対しまして、椅子でありますとか、そういうような余り予算を掛けないところからまず始めさせていただきます。今後十分に対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）よろしくお願ひしたいと思います。

あと人数ですね、親水広場ができてからですか、人数がどれぐらい増えたか、答弁できたらそれだけ答弁してください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず昨年五月の土日祝日の平均利用者でございますが、約百三十人でございます。親水広場ができて、今年五月の平均利用者数は約四百三十人となっております。大体去年と比べてまして三・三倍というふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）百三十人が四百三十人に三・三倍に膨れ上がったということでございますけれども、人数が増えたら増えただけね、例えば駐車場の整備、また安全管理であったりとか、そういった部分が出てくると思います。また、先ほどお願いしたようなベンチであったり、木陰であったり、そういった部分の整備も必要になってくると思いますので、人を呼べる場所はしっかりと力を入れていくべきだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります

地域公共交通についてであります。

現在の取組についてなんですけれども、地域公共交通の中でね、教育委員会さんにもまたがるかもしれないんですけども、一件の相談が寄せられたんです。その一件の相談というのは、山間部から地域公共交通のバスに乗って中学校に行く、中学校に行くんですけども、その中学校の帰りの便は中学校が終わってホームルームを途中で切り上げないといけない。学校の勉強が終わりました、ホームルーム始まります、そのホームルームを途中で切り上げてバス停まで走って行かなければ間に合わない、そのバスに乗れない。今度、部活動をやりますと、部活動をやった後、それも部活動を最後までできない、次の便に乗ると、部活動を途中で切り上げて走ってバス停まで行って乗らないといけない、こういうような状態であったと、その親御さんは教育委員会にクレームというか……、こういう状態になっていますよと、うちの子学校ちゃんと最後までできないじゃないかというふうなお話で、行かれてお話されたと言っていました。そのときにちよつとその方がお怒りになつていたのは、「いや、分かっちゃいました。」と。その対応された職員さん、そうなることを分かっちゃったと言ったみたいです。分かっているやつたら学校始まる前にちよつとそういう話があつて然りじゃないのかなというふうな状態のお叱りでした。今後、そういうような状態になつている部分というのは解消される、されていくのか、今現在の取組、運行、どういふような状態になつておるのか、これを教えてください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、一部の路線において校時と合っていない事例が生じてございまして、私も企画政策課の部分が地域公共交通を所管しておりますけれども、教育委員会との情報の共有はできてございます。

コミュニティバスやデマンド型の乗合タクシーなどの運行ダイヤは接続等様々な要素を踏まえて設定してございますけれども、その中でも通学で利用する児童・生徒が支障なく利用できる形、これが望ましいものと考えてございます。一方で、地域公共交通は運転免許証を持たない交通弱者全般にとって利用しやすいものであるべきものであるため、通学に利用する児童・生徒のみならず、通院や買物で利用する高齢者等への配慮も必要でございます。

よって、運行時刻を変えることにより、他の利用者にとって支障を来す場合も考えられるため、利用実態等を精査して他の支障の有無を確認の上、ダイヤ改正について全体の利用の中で総合的に考え、必要に応じ地域公共交通会議で協議してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）地域公共交通会議でお話いただけるといふことなんで、しっかりと議論していただいて、日々の学校に行つて最後のホームルーム、最初と最後までしっかりやるというのは当たり前のことやと思うんです。部活動の部分まではどこまでといった大変難しいと思うんですよ、難しいと思いますけれども、せめて一般の生徒と同じような時間に行つてしっかりとホームルームが終わつて、はいこれで学校終わりますというところまではしっかり考えて運行を組んでいただきたい、そのようにお願い申し上げます。

次に、もう一点の地域公共交通なんですけれども、空白地があるんです。どこかと言つたら五條市の相谷町ですけれども、国道二四号を挟んで向かいが牧野校区になるんですかね、阪合部校区と牧野校区と国道二四号で分かれるのですけれども、牧野校区はデマンドの乗合型タクシーが使えるのです。でも道挟んで、一〇メートルほどの間で使える使えないというような状態になっているのですね。相谷町の方が例えばバスに乗ろうと思うと、上野公園まで歩いていかないといけないのです。僕に御相談があつた方は、八十代の御高齢の御夫婦で、片方は運転免許証自主返納しました、でも車に乗らないと、例えば夏場であつたり冬場、上野公園まで歩こうと思うと二キロないし三キロくらいあるの

ではないのかなというようにぐるっと回らなければならぬんですよ。八十代でさすがにその道のりは大変厳し過ぎるのではないのかなと、そういうことでその娘さんの方から御相談がありました。片や道向かいはタクシーに乗ってドアツードアまではいかないですけども、そういう状態で行ける。片や上野公園まで歩かないとバスも乗せてもらえないし、以前はバスが通っていたんです。それが、利用者数が少なかったために上野公園までということに切られたんです。こういう現状が発生してしまっているんですけども、今後この問題に対してどういうような形で考えていくのか教えてください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

これまで路線バスの撤退等を契機といたしまして、地域公共交通施策に取り組みまして、様々な御意見をいただき改善を加えながらコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどの運行を行ってまいりましたが、今なお充足していない地域があり、御不便を感じている市民がられることは十分認識をしております。

今後、高齢化がますます進む中、運転免許証を返納しやすい公共交通網の構築が重要でございますが、財源の問題であるとか人手不足の問題がある中、地域公共交通網のさらなる拡充は非常に難しい状況でございます。

これまでの運行形態だけにとらわれず、研究と創意工夫に努め、利便性と効率性を最大限に両立させた地域公共交通網の実現に向け、ワーキング会議等での協議を深めながら鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、高齢者の運転免許証の返納の促進、これは重要でございますが、金曜日的一般質問においてあんしん福祉部長から御答弁申し上げておりますけれども、高齢者施策の一環として全庁的にこれは取り組む課題として今後捉えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。研究と創意工夫、本当にお願ひしたいと思ひます。

例えば……そのエリアに入っていないなくても、近隣の地域で年齢的な部分で速く上げるとか、例えば障害を持たれているからとかって、何かの理由の中で速く上げていってあげないと、こういうような状態で八十何歳の御夫婦ね、本当に御不便を掛けているような形になってい

と思うんですよ。

あと運転免許証の自主返納なんですけれども、他の地域では運転免許証を自主返納するとタクシーチケットをもらえるとか何とかって、いろいろ補助がありながらやれているんですけれども、今現在五條市はそういう形でないということ。他の議員さんからも質問があったので、これはしっかりと捉えて考えてあげていただきたいと、そのようにお願い申し上げます。一般質問を終わります。

○議長（平岡清司）以上で二番養田全康議員の質問を終わります。

次に、四番牧野雅一議員の質問を許します。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一質問席へ〕

○四番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、四番牧野雅一の一般質問を通告に従い、始めさせていただきます。

平成天皇が今年四月三十日に退位され、皇太子様が翌五月一日に即位され新たに令和の時代に入りました。

「万葉集によると、『令月』とあるのは『素晴らしい月』という意味。まさに天皇の代替わりに伴う季節感と平和を謳歌しているというイメージを受ける。」とあり、「令」には、「令嬢」「令息」といった言葉に使われるように「よい」という意味があり、令和を漢文調にする」と「和たらしむ」とも読め、「世の中を平和にさせるという穏やかな印象にあふれ、世界が調和され、平和が永遠に達成される」というメッセージが込められているのでは」という見方もあるようです。

その「令和の時代」の始まりに、私たちのまち、五條市の平和を願ひ私の一般質問を始めさせていただきます。

まず一つ目、大塔地域の振興についてでございます。

振興に向けた進捗・展望について。

最初に、大塔町の復興・振興についてでございますが、改めて平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない三名の方々の日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から七年九箇月の月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。

三月定例会に、新たな時代に向けた大塔地域の振興や復興状況などについて答弁いただきましたが、その後の進捗についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年九月に大塔地区が甚大な被害を受けました紀伊半島大水害からはや七年九箇月が経過いたしました。

現在も引き続き国土交通省・林野庁・奈良県が一丸となって復旧作業に取り組んでおり、復興が順次進んでいるところであります。

次に、（仮称）木質チップ生産施設整備事業でございますが、建屋工事につきましては二度の入札中止となったことを受けまして、地方自治法施行令第六十七条の二第一項に該当するため、応札のあった業者と随意契約を締結させていただいたところでございます。

現在は基礎工事を行っており、九月末の完成を予定しております。

また機械設備につきましては三月に工場検査を実施し、建屋が完成する九月末までに設置する予定となっております。大塔町の産業振興と新たな雇用の機会創出や将来の森林保全につながればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今の答弁にもありましたように、災害の復旧が進み、木質チップ生産施設の工事も進展を見せていることは成果が見え始めてきたと確信するものでありますが、老朽化施設の整備として道の駅トイレの改修も完成し、連休中は多くの方々に御利用いただけたものと思います。

今後もし引き続き、施設の管理運営に御努力いただき、大塔を訪れる皆さんに快適な思いを持ってお帰りいただき、また来ようと思っただけのような取組を切にお願いしたいと思っております。

次に、大塔町の地域振興における今後の展望についてでございます。災害からの復興が進み、新たな施設整備を進めるなど、地域振興を行う中で、今後を見据えた地域の展望についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、旧大塔小・中学校を拠点に介護サービス及び児童発達支援などを目的として、大塔ライフハウスプロジェクトとして進めているところでございます。

この取組の一環として、先日の大型連休中に、「大塔森のがっこう体験会」と題して、発達障害の児童やその御家族を対象とした体験会を実施させていただき、奈良市や大阪市からも御参加いただきました。

また、本年度においては総務省と国土交通省が連携して過疎地域における「小さな拠点」の形成に取り組む市町村や地域運営組織に対し支援をする事業の募集があり、大塔ライフハウスプロジェクトとしてソフト事業の要望を行っておりましたところ、五月に交付の決定が通知されました。この事業は集落の維持、活性化のために地域運営組織が行う取組を支援するために交付されるもので、大塔地域では現在地元の福祉ボランティア組織であります「大塔福祉ふれあいの会」が福祉活動に取り組んでいます。今回ここが中心となって、介護・児童発達支援や移住促進などに取り組み、豊かな自然に根差したコミュニティの再生を目指した事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今様々な創意工夫をこなしていただいているということ、日ごろから政策企画監がいつもおっしゃる地域商社の構築の中に、大塔町に関心を持っていただいているということも感じております。また地域に光を取り戻すことが、五條市全体が輝くまちになると考えます。

大塔町にあります豊富な森林資源の有効活用を進めていただきながら、ただいま答弁いただきました福祉事業につきましても、国や県の補助事業を有効に活用し、地域の方々の声に耳を傾けながら、引き続き大塔町に活力を取り戻すような仕掛けづくりを模索・研究していただきますようお願いして、次に移らせていただきます。

二つ目、地方交付税の現状と今後の見通しについて。

地方交付税は、都市圏に偏在している税収入を是正し、地方公共団体間の財源の不均衡や過不足を調整することで、地方自治体の自主性、独立性を確保する大変重要なものです。国では財源が不足する地方公共団体へ、国税の一部を地方交付税として交付し、これによって国税が再配分され、自治体間の財政力の格差が調整されるとともに、市町村における計画的な財政運営が可能となっております。

御存じのとおり地方交付税は、本市の歳入予算の約四割を占め、最も重要な財源として、毎年度の一般会計予算に構成されております。

また一方で、財務省がホームページで公開している「平成三十年度日本の財政関係資料」では、国家財政を一般家計にたとえ、「一般会計を手取り月収三十万円の家計にたとえると、毎月給料収入を上回る三十八万円の生活費を支出し、過去の借金の利息支払分を含めて、毎月十

七万円の新しい借金をしている状況にある。家計の抜本的な見直しをしなければ、子供に莫大な借金を残し、いつかは破産してしまうなど危険な状況である。」とのコラムが掲載されております。

このように、国の財政状況が厳しさを増す中、地方交付税の今後の動向についても非常に心配されると考えます。そこで、次の三点についてお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目、合併算定替の状況についてでございます。地方交付税の「合併算定替」については、これまでも理事者側から何度か説明をいただく機会があったと思えます。

本来、市町村合併が行われた場合、行政経費が節減されることから、地方交付税も縮減されますが、そうした削減は直ちにできるものばかりではないため、合併後十年間は特例措置として交付税の算定上は旧の市町村が存在しているものとみなして算定され、地方交付税は交付されませんが、十一年目以降の五年間で段階的に縮減され、十五年目からは本来の算定となると理解しております。

五條市は、平成十七年度の合併から、今年で十四年目となりますが、本市の合併算定替のこれまでの推移と今後の合併算定替終了の影響額についてお伺いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

普通交付税につきましては、市町村合併後十年間の特例措置であります合併算定替が終了し、平成二十八年度からは段階的に縮減が開始されております。

その影響額は、平成二十八年度では約五千万円、平成二十九年度では約一億一千二百万円、平成三十年では約一億四千万円が縮減されております。令和二年度までの縮減期間が終了いたしますと、平成三十年の交付実績を基に試算した場合、令和三年の普通交付税は、平成三十年の交付額と比較して約一億三千八百万円、特例措置終了前と比較しますと約二億八千万円程度の縮減となるものと試算しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 次に二つ目、人口の減少に伴う地方交付税への影響についてお伺いします。地方交付税は福祉や教育など、行政運営に必要

となる経費の積み上げによる金額と市税などの収入、いわゆる支出と収入の差引きによって決められることとなり、その必要経費を算出するために、人口規模が大きな要素になるとお伺いしております。

またその人口規模については、五年ごとの国勢調査によるもので、前回の国勢調査は平成二十七年に行われているため、来年（令和二年）が国勢調査の年となるということですが、まず、過去の国勢調査による人口数と減少率についてお伺いできますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

前回平成二十七年の国勢調査により、まず人口の減少でございますが、一〇パーセント程度減少しております。影響額につきましては歳入の増加影響も含まれてございますが、平成二十七年と比較いたしました二億八千八百万円程度減少しております。その前の平成二十二年の国勢調査の影響でございますが、国勢調査の人口減少率につきましては、七・八パーセント減少しております。平成二十二年度、平成二十三年の普通交付税の影響額につきましては約一億五千万円程度となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 人口数だけお尋ねしたのですけれども、えらい御丁寧に答弁いただきましたありがとうございます。

今答弁いただいた過去の国勢調査によると、人口の推移から考えると、来年の国勢調査では、本市の人口が三万人を下回ることも予想されます。これによる地方交付税の影響、減少額ほどの程度になると見込んでおられるのか、次にお伺いしたいと思います。先ほど簡単に交付税の算定について申し上げました。当然、多くの行政経費の積上げが必要となり、そう簡単に将来の見通しができるものではないことは理解しております。もちろん国の財政状況にも左右されることも理解しております。しかし市の財政計画を立てる上では、地方交付税の見通しは必要であると考えます。可能な範囲で、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

普通交付税の算定に当たりましては、国勢調査の人口が基礎となる部分が多いことから、人口減の影響は、合併算定替特例措置の終了に加え、普通交付税の減少要因となり、本市の財政運営に与える影響は大きいものと考えてございます。

普通交付税は、その算定に様々な単価や補正係数を用いておりまして、毎年度見直しがされることや毎年度の市税収入等の状況にも影響されることから、今後の人口減少に伴う影響の確定額は申し上げられませんが、人口減少率が前回の国勢調査と同程度となりますと、市財政にとっては大きな影響になるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 大きな影響、大まかな数字でも…、大きな影響というのはどれほど大きなものなのか。もう少し…、細かな数字までは結構です。答えられる範ちゅうの数字で表していただけたら分かりやすいかなと思います。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

前回、前々回の国勢調査の減少率からあくまで予想の範囲でございますが、二億円程度が影響する可能性があるというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 地方交付税の将来の交付額については、確定した額の計算が難しいことで、今言う二億円というのは正確なのかどうなのか分からないと思います。現状から考えて、増えるということではなく、縮減していくことは、ほぼ想定できるのかと思います。

合併算定替の終了や人口減によって、これから地方交付税がどんどん減っていくということになれば、五條市のように、交付税への依存度の高い自治体にとっては、本当に死活問題ではないかと考えます。

例えば過疎対策事業債や合併特例債にしても、償還の七〇パーセントは確かに交付税の中に算定されております。けれども残りの三〇パーセントは含まれていない。交付税の総額が縮減する反面、新庁舎や花咲寮の建設事業によって、過疎対策事業債や合併特例債の借入れが増加する中、この三〇パーセントの負担は決して軽いものではないと考えます。

少子高齢化などによる社会保障費の増加や、先ほど申しました新庁舎建設や花咲寮建設など大規模事業による起債の償還額増加など、必要な経費の増加も懸念されるところです。これからの五條市にとって、大きな課題になるのではないかと心配するところであります。

そこで三つ目、交付額の縮減に向け、どのように対応していくのか。どのような見解をお持ちなのか。答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における地方交付税は一般会計歳入全体で議員お述べのとおり、四割近くを占める非常に重要な財源となっております。人口減少に伴う地方交付税減少の影響は大きいものと判断をしております。

今後は新庁舎建設をはじめとする大規模事業に加え、社会保障関係経費等の義務的な経費の増大も想定され、厳しい財政状況が見込まれるところでございます。

このことから、市税収入の安定的確保はもとより、これまで取り組んでまいりました行財政改革の一層の推進により経費節減に継続して取り組み、限られた財源の有効活用に向け、「選択と集中」を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） これまでも幾度となく同じような答弁をいただきました。確かに事務事業の効率化や経費節減に努力されておられたとは思いますが、やはり市民サービスに必要な経費の節減にはどこかで無理が出てくるのではないかと。やみくもに、財源に合わせて経費を切り続けることは、かえって市民サービスの低下に直結していくのではと心配するところです。

そういう状況であれば、五條市に住んで良かった、住み続けたいと、市民に思っていただけではないか。もちろん効果の薄い事業の見直しは前提ではあるが、やはり五條市が継続性を持った運営をしていくためには、将来的に経済効果を生む可能性のある事業への積極的な投資、歳入確保に視点を置くことも必要ではないか。地域資源を発掘して磨き上げ、有効活用し、それが観光客を呼び込んでいけるような事業は少しずつかもしれませんが、地域が活性化し、地元経済が循環していく。そんな事業には、やはり行政としても積極的に取り組んでいくべきと考えます。将来的に市税収入の安定化にもつながっていく、市が税金を投入して実施していたイベントなども民間主導で実施してもらえる可能性も出てくると考えます。

現にシダーアリーナにおいて多額の予算を投入して御購入いただきました柔道畳のおかげで県と市の共同主催で行われましたシダースパークアップ、県の中学校体育連盟・高等学校体育連盟、奈良県柔道連盟、近畿柔道連盟、関西学生柔道連盟等々が主催されます様々な競技大会に

よる市内外からの来場者は利用者の三〇パーセントを超え、以前答弁いただいております。

今年度においては国民体育大会の近畿予選大会も開催されることも決定しています。更にこれだけの競技大会を開催されることにより、来年に控えた東京オリンピックの合宿候補地の可能性も出てくるのではないかと考えます。

地域資源の発掘や利活用などは、国の進める地方創生事業として、五條市が稼げる地域として育てるための取組やその核となる地域商社の設立に向けての組織づくりを進めておられると思うが、そうした取組による本市の財政運営への効果について伺いたいと思います。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略における「地域資源で新たな産業をつくる」、「地域ブランドを確立し、ひとの流れをつくる」との基本目標に基づき、地域商社事業や五新線活用事業など、新たな産業の創出につながる事業を推進しております。

こうした取組により、市内の雇用が創出される結果、地域の活性化のみならず、税収等の市の歳入が増えるといった効果も考えられますので、引き続き地方創生事業を推進してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）いつも細川政策企画監がおっしゃる稼げる地域、先ほどからのお話の中、今後五條市が取り組んでいかないかことは、同じ税金を費やしていくに当たっても、市長の初日の所信表明でもありましたように、限られた財源を効果的に活用する、その効果的に活用する先が、また稼げるというような市民サービスを大前提とした稼げる地域につなげていただけるような取組をお願いしたいと思います。

地方交付税が縮減されていく中、安定的な財政運営を行うためには、地方交付税への依存度を下げていくことが必要であると考えます。過去幾度か、不要資産の売却や、今政策企画監からの答弁にも含まれる観光資源の発掘など、新たな財源の確保についてこの場で提言をさせていただきますましたが、現状ではそれも容易には進まないものと思います。更に積極性を持って取り組んでいただきますことが、ひいては交付税に強く依存する体質の改善につながると考えられると思います。

いずれにいたしましても、地方交付税の縮減によって、今後の市民サービスに影響が及ばないように行政に携わる我々が建設的な考えのものと一つになることを進めていくことが肝要であると考えます。

歳出についても、公債費の抑制をはじめとした、全体的な予算の見直しなど、今からしっかりとした対策を取っていただくよう強く願い、次に移ります。

大きな三番の繰越事業についてでございます。

(一) 要因について。過去の一般質問において年度ごとの繰越事業の抑制に努められると答弁いただいておりますが、五條市の平成三十年度から令和元年度への繰越事業全体の概要と繰越要因についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成三十年度の繰越明許費につきましては、全体で二十八事業、繰越確定額が十七億八千六百六万五千円となり、前年度と比較いたしますと、事業数は同数で、金額は四億七千七百五十七万六千円の増となっております。

内容につきましては、繰越を前提として予算計上したもののや外的要因により繰越を行ったものが二十事業、十四億七千三百四十三万円となっております。具体的には、経済対策等の国・県の補正予算等に伴うものとして、プレミアム付商品券事業や小学校空調設備整備事業、農業水路等長寿命化、防災減災事業等がございまして、その他の要因によるものとして新庁舎整備事業の設計事業や（仮称）木質チップ生産施設整備事業等となっております。

また、事務事業の遅延等によるものが八事業、三億一千二百六十三万五千円となっております。新庁舎敷地整備事業や認定こども園整備事業等となっております。

なお、事故繰越は二事業で、繰越確定額は三千九百五十六万一千六百六十円で、前年度と比較し、一事業増加し、繰越確定額は二千八百七十三万五千三百六十円の増となっております。

具体的な事業といたしましては、防災力強化棟建設事業、総合体育館設備等浸水対策事業となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）そしたら、二番の適正な工期の設定についてに移ります。国の予算や災害等で繰り越しせざるを得ない事業があることは理解していますが、設計前の調査の甘さや発注時期の遅延、工期の設定などが適切でなく、繰り越してしまっている事業もあるのではないかと

と考えます。

議案書にある事業から、何件か事業別に発注時期や設定工期など、具体的な繰越しの要因について伺うつもりでありましたが、先日の聞き取りに不十分さを感じましたので割愛させていただきます。

大まかに繰り越しの要因について、藤原技監にお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

適正な工期の設定については、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインの趣旨にのっとり設定されることが重要と認識しております。

しかしながら、平成三十年度工事については多くの繰越工事が発生いたしました。原因は平成二十九年度の災害対策工事を優先して発注していたため、三十年度工事の発注が下半期に集中し、工期・工程・設計精査等のチェックが十分に行えていなかったことが考えられます。

工事発注に当たっては、職員間の応援体制を整え、発注時期の分散・平準化を図り適正な工期の設定に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） やっぱりね、大きな予算を掛けて実施する事業を適正に行うには、入念な事前調査や丁寧な設計、建設資材の流通状況の見極め、入札不調を回避するための発注時期の設定、そして適正な工期の確保が不可欠であろうと考えます。

これらの条件が整わないと、結果、事業が繰り越してしまい、次年度に予定している事業をまた繰り越さねばならない悪循環に陥るばかりか、受注業者に無用の負担を掛け、結果、より良いものができないのではないかと心配するところであります。

また、ある程度余裕を持った計画を持って事業を実施しないと、担当する職員にも過度な負担が掛かり、目の前の仕事をこなすだけになつてしまい、重大な見落としや間違いに気付かないといった悪影響も出るのではと考えます。

事業実施における工期の設定については、国土交通省の出されている、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインでも述べられているように、不当に短い工期とならないよう、適正な工期を持って発注するとともに、工期の確保をするために重要な発注時期の遅延防止については、一時期に事業が集中しないようマネジメントすることはもちろん、特定の担当者に過度な負担とならないような組織の見直

しや、時には課を超えた支援体制の検討も必要ではないかということをお提言申し上げまして、次に移ります。
大きな四つ目、通学路の安全確保についてでございます。

この件に関しては、先日の伊谷議員の質問に重複する答弁は割愛していただいて結構ですので、少し触れさせていただきます。
全国で子供たちが被害に遭う事案が立て続けに起こりました。

川崎市では、登校時のスクールバスを待つ児童や近くにいた人たちに次々と男が刃物で襲い掛かり、尊い命を奪われ、多くの児童が怪我を負うという、残忍凶悪極まりない事件が発生いたしました。

また大津市では、集団での散歩中に信号待ちをしていた幼児の列に車が突っ込んでくるという痛ましい事故が起き、幼い命が奪われました。
この場をお借りしまして、お亡くなりになられた方々の御冥福と負傷された方々の一日も早い御回復を心からお祈り申し上げます。

このまちで育まれる子供たちの安全確保は、安全安心な社会の要であり、我々大人に安心安全な環境整備をする責務があると考えます。

まずは交通安全対策についてですが、これについては先日の伊谷議員の答弁でほぼ私が欲しい答弁はいただいておりますので、割愛させていただきます。

小さな二つ目に入らせていただきます。

事件に対する対策についてでございます。事件というより防犯の観点からです。登下校時における子供たちの安全を犯罪等から守る対策については、地域の子供たちは地域で守るという観点から、地域の現場において多岐にわたる努力がなされてきました。地域の安全に大きく貢献してきた既存の防犯ボランティアの皆さんが時代とともに高齢化し、担い手が不足しているという課題があり、加えて共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りも困難となってきているのが現状だと思えます。

したがって、従来の見守り活動に限界が生じ、地域の目が減少しつつある今、見守りの空白地帯が生じている。この見守りの空白地帯における子供たちの危険を取り除くため、登下校時における防犯対策を強化することが急務であると考えます。

今回の川崎市の事件では、通学手段として安全性が高いと言われているスクールバスを利用している子供たちが犯罪に巻き込まれました。犯罪を抑制し、犯罪に遭わない、犯罪を起こさせない環境を整えることが大切だと考えるが、今後、学校の適正化を進めていく中でスクールバスを利用する子供たちも増えると思われまます。今は、ドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用していますが、以前にも他の議員からの一般質問において提言されたと思えますが、スクールバスの停留所や集団登下校で子供たちが集まる場所等では、抑止力として防犯カメラ

ラの設置なども有効であると考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

登下校時における子供の安全確保に関しましては、これまでも取組を行ってきましたが、先日他県で登校時に殺傷事件が起こるといった、今日の社会状況から見ると十分であるとは言えません。

今後、国あるいは県から指針等が出されるものと思われませんが、登下校時の事件に対する対策として、次の三点を重要と考え取り組んでまいります。

まず一点目は、事件を未然に防ぐための方策を取ることです。学校や園において登下校に係る安全指導や安全対策の周知を徹底するとともに、小学校の分団登校時における集合場所や時間などを教育委員会において掌握し、五條警察署にも情報の提供を行い、地域駐在所を含めた連携のもと、巡視活動の強化に努めてまいります。

二点目は、事件の前兆と言える事案への迅速な対応です。昨年度における不審者情報は、「声かけ事案」や「追尾事案」など十五件が寄せられ、本年度におきましても五月末時点で三件の情報が寄せられています。

教育委員会といたしましては、学校及び関係機関に対して、寄せられた情報の迅速な提供を行い、情報の共有と迅速な対応により、前兆事案に対する警戒を強化してまいります。

三点目は、普段から事件は起こり得るものという認識に立ち、事件に対応するための環境の整備をし、地域全体で子供を守るという意識を醸成することが重要と考えます。

教育委員会では、学校、保護者、地域及び警察との協働参画の下、安全指導や防犯対策を強化しております。

この取組として、教育委員会と五條警察署との連名による「子供一〇番の家」に対する通報協力依頼文書を、各小学校校区の登録家庭に送付するなど、市民とともに子供を守る意識の向上につなげているところです。

更に今後は、人の目に届きにくい箇所などを再検証し、犯罪を未然に防ぐための抑止力となる対策を施すことも検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）大きく三つの項目を挙げて今後取り組んでいただけると、それで十分なのか不十分なのか、十分検討いただいて取り組んでいただけたらと思います。

市が進めようとしている学校適正化事業において、学校の数が減り、それに伴い通学路の変更、またスクールバスの利用者も増えると想定されます。

子供たちや御父兄の方々にはそういった意味でも様々な不安要素があると思います。その不安を安心に変える意味でも、今答弁されたこと以上の創意工夫を凝らしていただきますことを願い、次に移ります。

大きな五つ目、上野公園の運営についてでございます。

一つ目、公園利用者の利便性の向上について。シダーアリーナの建設以降、これまで以上に運動公園としての施設の充実が見受けられ様々な競技を通じ、利用される方、来園される方は、右肩上がりに増えているものと考えます。

そこでお尋ねしますが、今後の公園利用者の皆様の利便性の向上につながる取組、工夫等について何かあれば答弁願います。

○議長（平岡清司）藤原技監。

○技監（藤原克哉）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

上野公園利用に当たっての利便性の向上は、市民の憩いの場である上野公園にとって大切なことと認識しております。

市の財政状況や令和五年度前後から予定されている国による築堤工事の開始などを勘案すると、大きな改修は見込めず、現状を前提として利用いただいているところです。

現在、利便性にもつながる整備として、防災面の強化を図る自家発電機を備えた防災力強化棟の建設や電気設備キュービクルの浸水対策を実施しています。

また、今年度の予定として、野球場観覧席へのスロープ設置や散水栓の改修を予定しております。

今後、利便性向上のため何ができるか研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今あるものを少しでも便利にということ、今お話いただきました。

もっと細かい点から見た場合、これは、私見になるかも分かりませんが、一つ目はシダーアリーナを利用される方々の声でよく聞かえてくるのが、「近くにコンビニなどの店があればいいのに」と言いますのも、休日や先般の大型連休などでアリーナを多くの方が利用され、その大半が遠方から来られる競技者、その大半が学生で指導者の車で来館されます。飲料水とかそういうものは自販機が設置されているのでほぼ調達はされているように思われました。例えば昼食などの調達に関しては、一番近いコンビニでも上野町から二見まで往復約三十分掛けて歩道の整備も不十分な国道沿いを徒歩で、学生であろうと思われる子供たちが徒歩で買い出しに向かっている姿を見るのも珍しくありませんでした。館内でのお弁当等々の販売があれば、あの距離を往復しなくて済むと思います。

私の経験上、私も子供がおって様々な体育施設に今まで子供の引率で出掛けていろんな施設を見てきました。そのいずれも近くにコンビニがあったり、近くにお店がないような施設であれば、昼食時期とかそういう時間帯になったらお弁当屋さんとか町のパン屋さんなどがその施設と連携して出張販売されたりとか、実に来館者に不自由を掛けないような工夫がなされていました。

当市においても、例えばですけれども、せっかく市内外からたくさんの方が来られるような機会があるときには、PRを兼ねてジビエに関するものを販売するのも一つの工夫になるのではないかと、ジビエにこだわるのではないですけれども、そういうことも今後利便性を高める運営という観点から検討していただけたらと思います。

もう一つあるのですけれども、二つ目は、来館者がどんどん、特にシダーアリーナに関しては増える傾向にあると思います。ただ現在の駐車スペースだけでは、今後不十分であると考えます。駐車場の完備においてですが、町中の施設は駅の近くにあたりだとか公共交通を利用して、その施設にたどり着けるのですよ。でもやっぱり上野公園のように郊外にある施設では駐車場の完備はどこに行ってもなされていません。

そのようなことから、今技監の答弁にありました「今後、利便性向上のため何ができるか研究してまいります。」ということをおっしゃっていたいただきましたが、その一つに食料の調達をしやすくするということが、もう一つは駐車場の完備に向けた取組を今後も検討していただけたらということをお願いしまして、次に移ります。

最後六つ目、やまと広域環境衛生事務組合・奈良県広域消防組合・南和広域医療企業団の負担金について。

推移及び見通しについてお尋ねしてまいりたいと思いますが、昨年の監査委員さんからの決算報告書によると、「やまと広域環境衛生事務組合・奈良県広域消防組合・南和広域医療企業団の負担金等の経常経費分が増加したため、経常収支比率を押し上げることとなった。」とあ

りました。このことから、ただ単純に負担金が増えていることが、だめだと言うのではなく、必要なものは必要である、それは分かっております。でもそんな中で、できる工夫はないのかを、またそれをどのようにお考えかも含めてお尋ねさせていただきますので、よろしく答弁願います。

まず最初に、やまと広域環境衛生事務組合の担当部署からお願いいたします。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

やまと広域環境衛生事務組合は、御所市・田原本町・五條市の二市一町で、それぞれの焼却炉が老朽化し、年々維持管理費や改修費がかさむという、共通課題を克服するため、行政区域を越え、広域でごみ処理をすることにより、建設費や運営コストの削減及び環境負担の削減を図ることを目的として創設いたしました。

五條市歳入歳出決算書では、建設費用等に掛かる負担金は、約二十八億四千八百六十一万六千八百七十二円で、平成二十九年度から施設稼働に伴う一年間の維持管理費として、約二億三百二十七万六千四百四十八円の負担をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） このやまと広域環境衛生事務組合に関しましては、私も含めた平岡議長、大谷議員の三名が組合議員として組合議会に参加させていただいており、後刻組合議会の報告という形で詳細は御報告申し上げますが、従来の負担金を基準にして、令和二年より十年間、約五〇パーセントの負担増という内容の債務負担行為補正案が上程され、組合議長を除く我々三名と田原本町選出の二名の組合議員が管理者サイドに負担金を極力抑制されます内容の意見、提言を申し上げつつ、必要なものは必要であると、誠に厳しい選択ではありませんが可決となりました。

今後においても、当市の財政状況を鑑み、負担金の軽減に向けた工夫を管理者サイドに促すよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、奈良県広域消防組合について答弁願います。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十六年四月一日、奈良県下の十一消防本部が合併し三十七市町村の構成による奈良県広域消防組合が発足し六年目を迎えようとしております。

奈良県広域消防組合の負担金につきましては、平成二十八年度決算額で八億三千三百四十六万九千円、平成二十九年度決算額で九億二千三百三十三万二千五百七円と推移しております。

また今後の見通しにつきましては、現行の規約及び協定書による人件費については、配置職員数割となり増加が見込まれております。

また消防署に配備されています、はしご車や化学車などの特殊車両、本部庁舎の修繕工事につきましては共通経費化に向けて検討されていると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この消防行政はね、市民の安心安全以上に生命に関わるような事業になるといえることが多々あると思うのです。

広域化後の市民サービスの向上について、何かあれば答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

火災出動態勢においては、広域化前では火災が発生すれば三、四台の消防車等が出動し消火活動を行ってまいりました。現在では、隣接する消防署を含め七台の消防車が出動し、初動体制の強化が図られていると聞いております。

また市内の木造建物密集地区を指定し、その場所で火災が発生すれば十六台の消防車が出動するなど、出動隊及び消防能力の増強が図られていると聞いております。

また平成二十八年四月一日からは災害出動においても、各署直近出動態勢が取られており、現場到着時間の短縮につながっていると聞いております。そのほかにも、大淀消防署に常駐する現場指揮を司る南部方面隊の設立、五條消防署には高度な救助技術を習得した特別救助隊が発隊しております。五條市で発生した山岳救助事案、水難救助事案等の特殊事案に対応する部隊については、南部地域を管轄する四消防署で山岳救助隊が構成されており、五條消防署では八名の職員が山岳救助隊員として任命されていると聞いております。

さらに水難救助隊については五條消防署で十二名の水難救助隊員が任命され、他署を合わせて四十八名の隊員によって本年八月に発隊する

予定であると聞いております。

また、財政効果につきましては、消防救急無線デジタル化及び通信指令システム構築による削減、消防車両、消防資器材等の一括購入による削減などがあります。

今後も消防組合を構成する五條市として、五條消防署と連携しながら広域化のスケールメリットを活かした市民の安全安心につながる体制やサービスの向上に取り組んでもらえるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今の答弁の中で、火災及び山岳・水難救助に対する充実を図っておられることは、十分理解できました。

以前にも私も、またほかの議員さんからもそういうことに触れたこともあったと思いますが、一番市民の皆様の利用頻度が高い出勤頻度が高い、一番身近に感じるのが、今は余り触れられてなかった救急救助の充実、その辺が余り聞こえてこなかったかと思えます。

今後もこの救急救助の充実を目指し、より一層の工夫に取り組んでいただけるよう奈良県広域消防組合の方に促していただきますようお願いしまして、次に移ります。

南和広域医療企業団について答弁願います。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、南和広域医療企業団は南和地域の三つの公立病院を一つの救急病院と二つの地域医療センターに役割分担して、新しい医療体制に再編することを目的として、県及び十二市町村で組織され、南奈良総合医療センター及び吉野病院は平成二十八年四月に開院し、五條病院は翌平成二十九年四月に開院いたしました。

平成二十八年度の南和広域医療企業団への負担金につきましては五億五千五百九十七万八千八百八十六円、平成二十九年度の負担金につきましては二億一千九百六十八万九千三百三十一円となっております。

今後の負担金の推移といたしましては、令和二年度に負担する額、約三億二千七百万円がピークとなり、その後負担額は減額されていく予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 南奈良総合医療センターにつきましては、五條市民の通院手段の利便性の向上に向け、過去にも私だけではなく複数の議員さんから要望の甲斐あって、復路の増便を実現していただいたことは有り難いことだと思います。ただ往路に関しても、まだまだ通院される患者さんのことを考えると、地域公共交通と併せて工夫される余地があるのではないかと、またそれを実現していただくことによって五條市民がお隣の橋本市民病院に掛かるのではなく、南奈良総合医療センターに行きやすくなったら、利用しやすくなったら利用していただける患者さんが増えるのではないかと、開院当初からの「南和の医療は南和で守る」の趣旨に沿い、病院経営が安定し、ひいては負担金のますますの軽減につながるのではと考えます。

冒頭でも申し上げましたように、答弁いただいた三つの組織・団体への負担金が増加し当市の経常収支比率を押し上げています。だからといってやみくもに負担金の抑制を言っているのではなく、開会初日の市長の所信表明にあった、先ほども申し上げました「限られた財源を効率的に活用する」とおっしゃる理念に基づき、それぞれの負担金を抛出する部署におかれましては、今を満足するのではなく、様々な創意工夫を凝らし、市民の皆様が心の底から「住んで良かった、住み続けたい」と思っていただけのようなまちづくりにつなげていただきたいと思います。

○議長（平岡清司） 以上で四番牧野雅一議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして、一般質問をさせていただきます。大きな一番、認定こども園のアンケート結果に基づく基本計画の見直しについて。

（一）調査対象と回収率についてですが、次の（二）も一緒に質問させていただきますので、議長、ひとつよろしくお願いいたします。

御存じのように、認定こども園の整備基本計画が発表されましたのが、昨年、平成三十年の六月でございました。この計画の内容のポイントをもう一度明らかにしますと、現在公立の保育所が七箇所あります。公立の幼稚園が二箇所あります。これを三つの認定こども園に統廃合するというのがこの計画の一番重要な点だと思います。この計画をそれ以後、保護者・関係者に、教育委員会の皆さん方、我々市議会議員にも説明をしていただいていたわけですが、その後、平成三十年の十月十一日から十一月五日に掛けて、教育委員会が認定こども園に関するアンケート調査をしていただいているわけですね。この調査の内容は、通園バスについて、もう一つは認定こども園の入園希望についてというのが主な調査の内容ですね。対象はゼロ歳から二歳の方、人数で言いますと、まだ保育所にも幼稚園にも入所されていない未就園児さんについては三百四十一人にアンケートをとっていますね。アンケート用紙を配布しています。

しかし回答された方は百二十五人ですね、割合で言いますと、三六・六パーセントの方しか回答されていないわけですね。もう既に保育所・幼稚園に入所されている就園児の方については二百五人にアンケート用紙を配布されていますね。ところがこの方々も回答された方は百三十八人で、この回収率は約六七パーセントです。このように三つの認定こども園について入園希望を聞かせてくださいというアンケートをとったにもかかわらず、未就園児で三六パーセント、就園児で六七パーセントしか回答されていないということは、深刻に受け止めなければならぬと思います。まだ未就園児の方々は認定こども園、内容がどうなるのかということも分かりにくい方で回答できなかった方もおられるかも知れませんね。しかしもう一つは、これだけ面積の広い五條市にある七つの保育所、二つの幼稚園を三つの認定こども園に統廃合して、果たして子供を通園させられるかといったそういう疑問もあると思うのですね。結果として、教育委員会の皆さん方がいわゆる素晴らしいということで説明してきたこの計画に対して、これから入所してもらわないかん方々がこれだけの割合でしか回答されていないということは、これはこのまま計画を進めるといえることはいいいいことではないでしょうね。

そして認定こども園の入園希望のアンケートの結果を明らかにしておきますけれども、(仮称)五條A認定こども園は八十四名が希望されているだけなんです。五條A認定こども園計画では、五條幼稚園五十二名、五條保育所二十名、牧野保育所百名、岡保育所二十二名が一緒になっていただいて約九億円の税金で新築をするという計画で進めておるのですけれども、希望者は回収率が低いということであつても八十四名なんです。 (仮称)五條B認定こども園はどうかと言いますと四十七名です。これは宇智野保育所九十九名、北宇智保育所五十七名、一緒になってもらつてやるという計画ですけれども、わずか四十七名。 (仮称)五條C認定こども園は四十名です。市内の私立保育所は五十五名、市外の私立保育所が五名、その他が四名、これを全部足しても二百三十五名しか回答されていないわけですね。

こういう状況で回答率も低い、またアンケート内容の結果から見ても大変当初の計画とは人数が大幅に減る中で九億円、北宇智保育所新築六億五千万円、阪合部小学校改修約四億五千万円と、これだけの税金をつぎ込んでこれから進めていいのかどうかということを実剣に考えられないかんのではないのでしょうか。私はやっぱりまずこの調査結果から言えば、これ以上進めるのは中止して、もう一度保護者・関係者の皆さん方とよく相談しつつ、再検討すべきだということが非常に重要だと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほどのアンケート調査結果につきましては議員お述べのとおりでございます。

五條市立認定こども園整備基本計画では、子供の健やかな育ちに必要な集団規模を確保し、質の高い教育・保育を実施することを目的として市内に三園の認定こども園を整備することとさせていただきます。

認定こども園整備基本計画の策定に当たつての説明会、パブリックコメント手続など、延べ二十五回を超える機会を設け市民の皆さんの意見を聞かせていただきました。

今後、関係部局と連携しながら、更に充実した子育て支援を実施し安定した就学前教育・保育環境を確保してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。(「十二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) この間の三月の総務文教常任委員会いただきました資料では、(仮称)五條A認定こども園と(仮称)五條B認定こども園、もう設計図までできて準備を進めていますけれども、(仮称)五條B認定こども園のあの設計図は、定員を何名想定した上で設計した

のですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

（仮称）五條B認定こども園につきましては百名を想定しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 百名ね、しかし今回のアンケートで（仮称）五條B認定こども園は四十七名なんです。もちろんまだ回答されていない方もおられるからひよっとしたら（仮称）五條B認定こども園に行きたい、入るという方もおられるかもわかりませんが、百名の想定で今もう設計図まで作っているけれども、皆さん方がやったアンケートでは四十七名なんです。これはもうやはり計画は一旦ストップして保護者・関係者ともう一度よく話し合いをすべきだと、やはり皆さん方が回答できない中には余りにも保育所七つ、幼稚園二つあるのを三つにしてしまうという、このことによって生じる遠距離通園、そして保育所と幼稚園を一緒にするという認定こども園がいいのか悪いのかという疑問とか、いろいろあると思うのですけれども、やはりこのまま進めるといっては保護者・関係者の皆さん方の希望に応えることのできない認定こども園になるおそれが十分にありますよ。

そして税金、（仮称）五條A認定こども園で九億円、（仮称）五條B認定こども園で六億五千万円、（仮称）五條C認定こども園で四億五千万円、この税金を無駄遣いできませんよ、これ。そういうことから考えたら、もう中止にして、保護者・関係者とよく相談すべきだと、それが基本ですけども、やはり結果責任は市議会議員の私にも問われますからね、私として提案をしておきます。

当面はあの人口の多い宇智野保育所は残し、北宇智保育所はエルベタウンやら北宇智工業団地やら将来的にも果たさないかん役割の大きい保育所なんです。それはそれで残すと、その宇智野保育所も残し、北宇智保育所も残すという、当面はこの方針をもう一度よく検討すべきだということをお願いして私はそれを提案しておきたいというふうに思います。

次にいきます。二番目、学校適正化基本計画の問題点と重点的見直しについて。

（一）生徒数、教室数、運動場、遠距離通学等から考えた重点的見直しについてでございます。この学校適正化基本計画も平成三十年の六月に皆さん方が発表されまして、この間保護者・関係者・我々議員にも説明をいただいたわけですけども、この計画の重要な点は、現在

小学校は八校ありますがけれども、それを四校に減らす、中学校は現在五校ありますがけれども、三校に減らすというのが内容の一番重要なところですね。これに對しまして、やはり地域説明会やいろんなどころで出ました保護者・関係者の皆さん方の意見もいろいろありましたけれども、やはり私は疑問の意見とか反対の意見の皆さん方の意見を尊重して、私も議会でこの統廃合についての問題点を強調してまいりました。

一つは遠距離通園に伴う児童・保護者の時間的な、また財政的な、そしてまた肉体的・精神的な負担がかなり増えるということ、そして保育所や学校がなくなればこれから若い皆さん方が住んでくれないようになるという、この全国状況からして、それはやはり重要視しなければならぬということも指摘させていただきました。そんな中で、皆さん方も進められておりますけれども、今日はもう一つ、統合の大変な問題があるなと思うところを挙げてみたいと思います。

それは宇智小学校に北宇智小学校や阿太小学校の皆さん方をあそこに入学してもらって、あそこで勉強していただくという計画ですね。今宇智小学校百三十六人、北宇智小学校が百十八人、阿太小学校三十八人、現時点ですけれども、五年、十年先は違いますけれども、大体二百九十二人で三百人になるんですよ。しかしあの宇智小学校は皆さん方も御存じのように山のてっぺんに建てておるんです。高い山の広い平地に建てているのではないんです。山のてっぺんに建てておって過去二十年か二十五年前に大変な豪雨でグラウンドの斜面が崩れまして災害工事をしているのですね。しかしまだ山のてっぺんですからグラウンドの周辺はもう急峻な勾配の……そういう形でグラウンドが維持されているというところなんです。だからそういう地形の厳しいところにこれからの南海トラフ、まだまだ地球温暖化に大きな原因があると言われている豪雨等々が予想される中で、あの山のてっぺんに建てている宇智小学校や阿太小学校の皆さん方に来てもらうというのは非常に危険ではないでしょうか。したがって、やはりこれももう一度この計画をストップして、保護者・関係者とよく話し合いをすべきだというように思います。

これについても結果責任は私にもありますから、私として提案しておきますけれども、やはり北宇智小学校は先ほど申し上げましたように、エルベタウンを抱え北宇智工業団地も抱え、これから果たしていかなければならない学校の役割というのは大きいわけですから、そして現在まだ百十八人も児童おつてくれるわけですからね、北宇智小学校は北宇智小学校で当面残すと、そして阿太の保護者の皆さん方の意見から言えば、大半が北宇智小学校賛成の方が多いですからね、阿太の皆さん方はもうそれは北宇智小学校に保護者の皆さん方の希望からすれば行かれると思いますけれども、宇智小学校は宇智小学校でやはり当面はもう宇智小学校だけで学校運営をしていただくと、しかし将

来のこういった地震や豪雨を考えれば、あの地形で地震対策の工事をする必要がないのかということもよく検討した上で、宇智小学校は存続するということが必要やと思いますけれども、こういうように、当面はやはり北宇智小学校を残し、宇智小学校も残すと、阿太小学校はもう保護者の意見に基づいて北宇智へ行っていただくことになると思いますけれども、当面はそのことを私としては提案させてもらいたいと思いますけれども、ひとつ答弁お願いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

宇智小学校校舎の定員は約六百人であり、かつて一学年当たり三クラス編成の規模で学校運営が行われておりました。したがって、統合により児童数が増えても十分に対応できると考えております。

また、学校適正化基本計画でお示しをした推計によると、北宇智小学校の児童数は令和七年以降に百名を下回ると予測され、全学年単学級で一学年以上十五人以下学級の小学校となるため、学校適正化基本計画の統合の基準となります。

教育委員会ではこうした推計値を踏まえ、子供たちの将来を見据えて教育の充実を図るべく適正化を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 宇智小学校について今答弁ありましたように、収容定員はかなり多いですけれども、あの前の運動場のあの狭いの、これは定員が何ぼ多くても、初めからあの狭い運動場でやってきたということは、子供たちは運動したくてもできない状況できているのと違いますか。

先ほど申し上げましたように、地形も山のでっぺんに建っているのです。だからもうそこに北宇智小学校の子供さんたちも阿太小学校の子供さんたちも来ていただくというのは、これはもう子供たちがのびのびと勉強も運動もしていただくという観点からも問題があるし、そして将来の地震や豪雨を考えても大変危険だというふうに思いますから、一旦この計画は中止して関係者とよく話し合うように強く求めておきたいと思います。

そして最後ですけれども、今答弁の中に令和七年には百名を切ると言われていますけれども、皆さん方の認定こども園の計画でも学校適正化の計画でも、いわゆる平成四十七年には子供たちはこれだけ減るということを想定した計画になっているんですね。今令和になりましたか

ら令和になったら何年になるのか、ちよつとすぐ私も勘定できませんけれども、平成四十七年までずっと子供が減るということを一部の学者が発表した、それを信用してこれを計画しておるんですけれどもね。しかし、今国会でも地方議会でも人口減少対策にもっと力を入れなあと、そのためにはやはり子育て支援ももっと予算を回せないかと、若い皆さん方の仕事も安定して、収入も派遣ばかりを増やすのではなくにもっと安定した給料払うようにしないかということ、今国会も地方議会でもそのことが一番重要課題になっておるのです。だから国の政治、都道府県の政治、市町村の政治がもっとも国民の皆さん方のそういう子育て支援やら若者の皆さんの収入の安定にもっともつと政治が変わって、子育て支援にもっとも税金を回していくというような国政、都道府県政、市町村政になれば、皆さん方今計画の基
本にしている平成四十七年には子供さんがこれだけ減るといふことも食い止めることができるんですよ。今頑張ればそんな平成四十七年までの子供さんの減少を食い止めることもできる情勢にもあるわけです。だから一番皆さんの基本で、一番大きな問題は日本の一部学者が想定した子供の減少を、ここに基本を置いてこの計画をされているということが一番問題やと思うんですね。政治を変えれば、これは食い止めることができるというこの観点が不十分ですね。そういうことを強調して、学校適正化の計画については今申し上げました北宇智小学校、宇智小学校、阿太小学校の計画については一応ストップして、関係者とよく話し合うように求めておきたいというふうに思います。

それでは次、上野公園プール跡地の有効活用についてです。御存じのように、この間三月議会でもこのことがいろいろ議論されてきているというふうに思います。

したがって、今回私も長いこと議員をさせていただいておりますから、その責任上、取り上げさせていただいたわけですが、やはりこの上野公園のプール跡地の活用については皆さん方も言われておりますように、上野公園の駐車場が狭いということ、これを解決する活用の仕方、もう一つは上野公園を利用しに來られた方々大勢おられますけれども、大雨が降ったときには防館が少ないんです。屋根が暑くてしようがないときもその暑さを防ぐ、直射日光を防ぐ屋根が少ないんですね。だからこのプール跡地は駐車場を広げるといふことと、そういう上野公園に來ていただいた皆さん方の大雨、直射日光を防ぐような活用の仕方が当面もう一番重要ではないかというふうに考えます。この間、上野公園のプール跡地を見ました。担当課でいただいた上野公園の地図ですけれども、この地図で言いますと、御存じのように上野公園は競泳用の大きな四角のプールと子供用の円形プールと、そして高いところから滑り落ちる何とかプールと三つあるんですね、この三つを造成すれば、現在の平地の面積でもかなり駐車場にできます。そしてその周辺に石積みとか、プールの観覧席、段になったところもあります。いろいろ周辺の観覧席やら石積みやらいろいろなところは、危険なところは取らなありませんけれども、活用できるところ

を残せば駐車場と多目的広場の両面で活用できるのではないかと思います。

特に入り口にプールの事務所がありますね。事務所は屋根付きでその中をいろんなことに活用できます。だからやっぱりこの事務所は壊さずに先ほど申し上げました上野公園に來られた方の大雨のときとか、そして小さい子供さん方は直射日光の下では食事していただくのも大変ですからね、小さい子供さん連れの皆さん方はこの事務所の中で食事をしていただくとか、そういうところにプールの事務所が活用できますし、すべきではないかと思えます。

プールを壊して駐車場にするときには、車の進入道路は要りますけれども、それはテニスコートと事務所の間、水の浄化装置とかいろいろありますけれども、これはもう不要になりますから、これを壊せば駐車場の進入道路が確保できるというふうに思います。

したがって、今申し上げましたように、プールの活用は駐車場と多目的広場、これに活用することが今一番上野公園に求められていることではないかと思えますけれども、答弁をお願いします。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

上野公園の市民プールにつきましては、五條市内の各団体の代表を交え、平成二十六年度から発足した公園運営及び整備検討会の中で議論されてきました。市民プールの廃止の方針が決定後、跡地利用につきましても継続して議論されてきており、平成三十年度に開催された第六回検討会の中で最終的に多目的広場として整備すると決定したところでございます。

今後はその方針に基づきまして、多目的広場として整備を進めていく計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）プール跡地はかなり広いですからね、多目的広場にも活用できますし、先ほど強調しましたように駐車場にも活用できるのではないですかね。

そして、多目的広場という答弁ありましたけれども、そのプールの前に芝生広場があります、芝生広場。これはプールとほぼ同じくらいの広さがあるわけです。ところがこの前見てきたら、もう机も椅子もなし、日陰のひさしもなし、何にもないんです。芝生だけなんです。だから多目的広場として十分活用できます。今のままの活用だったら、プールと同じくらいの広い芝生広場の活用としてはもったいないの違いま

すか。だからこれを多目的広場にも活用すれば、プールの跡地を全部多目的広場に活用せんでも駐車場にも活用できると、一石二鳥やと思いますけれどもね、私はそれを強調して、次にいきます。

次は、上野公園周辺の吉野川築堤工事についてでございます。

堤防の高さと位置及び駐車場の活用についてでございますけれども、この築堤工事につきましては、もう皆さん方も御存じのように長年の念願であり課題でありました。したがって、高さや位置というのは過去の上野公園の災害の教訓から当然結論は出てくるというふうに思っています。したがって、高さは現在仮の堤防を作ってくれてはつきりしているのです。位置はやはり対岸の阪合部地区の皆さん方への増水につながったらあきませんから、できるだけ控えて堤防をしていただくということと、出来上がった上の面積は五條市としても念願の駐車場として活用できるように国土交通省の約束をもうとういうことが大事ではないかと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

国土交通省和歌山河川国道事務所の情報では、吉野川堤防は、現在の地盤より七メートル程度高くなります。

位置については、概ね現在の地盤上に築堤されます。

築堤の上の駐車場については、通常堤防ですので駐車場として使われることはないと思います。ただ今の残置の部分について駐車場として使えるかどうか調整しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 堤防の上駐車場として使えないというのは、これは公式答弁だと思えますけれども、しかし皆さんね、上流から和歌山に走ってください。堤防の上、有効活用しているところがたくさんありますね。五條の区間だけでも、いわゆる公の約束ではないかもしれませんが、堤防を活用して車を走らせてもらっていると、いろいろな表向きは難しい面があるかもしれませんが、出来上がった築堤の上も駐車場として使えるように、もちろん築堤工事したけれども、余ったという面積はこれはもう駐車場に使えるようにちゃんと交渉するように強調しておきます。

次、(二) 樋門の施工数と吉野川に対する施工角度でございませけれども、樋門については昔から野原樋門・五條町樋門・新町樋門とね、樋門がありますけれども、樋門があってもやっぱり吉野川が増水したときには大変な浸水に遭っているわけですね。だからこういった過去の五條市内の樋門の弱点をカバーするような樋門の数と角度というのが必要だと思えます。

したがって、樋門の数は、上野公園の端から端までを見ますと、下流にも河川がありますし上流にも河川がありますから、最低樋門は上と下の二箇所が必要だというふうに思います。そして樋門の角度は、吉野川が増水すれば山側から降ってきた水が上野公園に溜まりますけれども、その溜まった水を吉野川に流れるような樋門にせないかんわけですね。しかしなかなか過去の災害の状況では、山側から降ってきた水を吉野川に流すというのは吉野川が増水するときにはなかなかできないわけですね。だからそこはちょっとでも流れるようにしなければなりませんけれども、専門家も言われておりますように、樋門の角度は吉野川に対して直角の場合とちよつと角度をつけた下流に向けた樋門と両方あると思いますけれども、私はやっぱりあの上野公園の吉野川の地形からすれば、下流に向けてちよつと角度をつけた樋門が一番効果的ではないかというふうに思いますけれども、皆さん方は国土交通省との間でどのような交渉されているのか、答弁お願いしたいと思います。

○議長(平岡清司) 藤原技監。

○技監(藤原克哉) 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

国土交通省和歌山河川国道事務所の情報では、樋門は五條市と調整の上、一箇所又は二箇所を整備が計画されております。

樋門の角度については、河川法線、いわゆる河川の流れに向かって直角となるよう設置されます。

以上、答弁とさせていただきます。(「十二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) はい。直角で今野原樋門も五條樋門も新町樋門も、あれ直角やと思うんですけどもね。直角の場合はなかなか吉野川が増水した場合、山側からの水押し流すことができないというこれを経験しているわけですからね、直角はいいとは言えないわけです。だから下流に角度をつけた場合はどうかということをよく国土交通省と検討していただく必要があるのと違いますか。

(三) 揚水ポンプの設置ですけれども、そういう過去の野原樋門やら五條樋門・新町樋門の教訓からすれば、どうしても山側から流れてきた水が吉野川へ押し流すことができないのは経験しているわけですからね、そういうときにはやはり揚水ポンプを全国的にはもう設置していただきます。だからもう今回、揚水ポンプの設置を国土交通省に要求すべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

国土交通省和歌山河川国道事務所では内水対策は地方自治体の対応としていただいているとのことです。築堤に合わせ内水排除のポンプ設備を設置することはないとのことです。

五條市からポンプ設置の要望については積極的に行っていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ひとつ要望しておいてください。

（四）築堤工事に必要な駐車場ですけれども、この間の話では上野公園の駐車場を使ってもらわなかんの違うかという話も出ておりますので、今回取り上げたのですけれども、御存じのように上野公園の上流でも下流でも民間の竹やぶがたくさんあります。ひよっとしたら国土交通省の竹やぶもあるのではないかなと思いますけれども、どうしても駐車場が不足する場合は、ちゃんと借り賃を払って民間の竹やぶを貸していただけないか交渉してはどうかというように思います。その点いかがですか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

国土交通省和歌山河川国道事務所では、工事に係る関係者の駐車場は工事請負者の責任において確保をされるものであり、一般的には周辺で借地等を行い確保されるということです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい。基本そういうことで、確保してもらおうということではないかと思えますけれども、そうやから言うて狭い上野公園の駐車場を使ってもらおうということにはならないように強調しておきたいと思えます。

大きな五番、総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議に基づくその後の調査と対応についてでございますけれども、御存じのように三月議会では、この決議が可決されております。その内容をもう一度明らかにしますと、平成二十九年度における入

札で登録のない業者が入札に参加したり、随意契約において登録のない業者が受託したり、平成三十一年度においては柔道畳の敷き込みにおいても同様に登録のない業者と契約を締結しその後登録を行っている、議会としても今後徹底した調査を行う予定であるが、理事者側においても第三者機関で調査究明を行い、その結果について報告を求めるものであるというこの決議が可決されているわけですね。だからこれはやっぱり理事者の皆さん方の責任に係る問題ばかりですからね、この決議以後、理事者の皆さん方がどういった調査をして対策を講じたのか答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議に係る対応につきましては、平成三十一年四月十日付けで五條市監査委員に対し、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づく監査の要求を行ったところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）監査委員さんをお願いするのもよろしいですけども、この問題の内容から言うたら理事者の皆さん方の責任に係ることばかりですからね、私としては五條市政治倫理条例と不当要求行為等防止条例の活用でこの問題の調査もできるといように思います。だからその辺を、せっかく条例があるわけですからね、活用すべきではないかと思えます。

特に不当要求行為等防止条例について明らかにしておきますと、市長は不当要求行為等に関し必要と認めるときは審査会に諮問することができるということになって審査会、今できていますね。だから監査委員さんにもお願いするのもよろしいですけども、ちゃんとある条例を活用して市長を先頭に理事者の皆さん方、不当要求行為があつたというように疑われる事象については、審査会を諮問してもらわなければならないかと思えます。その点、この審査会の諮問は市長、市長しかできません。だから市長、答弁ちよつとしてくれますか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十二番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

議会の方から理事者側の方に諮られたわけでありまして、当然それは監査、この監査に関しましては第九十九条の六項ということ

で、監査委員は当該普通公共団体の長から当該普通公共団体の事務の執行に関しての監査の要求があったときはその要求に係る事項について監査をしなければならないということで、当然監査をしていただいているので、その形の中の第九十九条六項で監査委員に委ねたということとでありますけれども、不当要求行為というその値に関する点については、大変判断の過程があるのかなと思いますので、そこを踏まえ、現在は当然監査委員の方に委ねていきますけれども、今後はそれによっての方向性をまた定めてまいりたい、そういうふうに考えております。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。この不当要求条例の諮問は不当要求行為があったという証拠を握らなければ諮問ができないということではないわけですからね。疑いがあればできるわけでありますから、今監査委員の皆さん方をお願いして、どうしてもまだ疑問が残るといふことであるならば、やはりこの条例も活用して市長を先頭に理事者の皆さん方もっと頑張ってもらわないかということをおきたいというふうに思います。

そして（三）ですけれども、地方自治法と地方公務員法に基づく継続的な研修ということですが、やっぱりこういった問題は大きく分けて二つあると思うんです。不当要求行為があつてそれに断ることができなくて応じてしまったという場合と、不当要求行為はないけれども職員の方からそういう不正なやり方をしてしまったという場合があると思うんですね。今回の場合は、分かりませんよ。しかしこの五條市不当要求行為等防止条例の中には、職員さんが自ら問題を起ささないための内容はほとんどないんです、これは。不当要求行為を受けた場合の対応だけでね、職員自ら不正なこととはしないようにしなければならぬという意識を高めるための内容にはなっていないんです。その意識を高めるためにはやはり元に戻つて、地方自治法と地方公務員法に基づく継続的な研修が要るのではないかとこのように思います。

いろいろ研修しなければならぬということもたくさんあると思いますけれども、このことがやっぱり一番基本ですからね、その点いかがですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

職員の研修につきましては契約事務研修、地方自治法等の法学研修、補助事業執行事務適正化研修など、個別具体的な事務に関する研修について奈良県市町村職員研修センター等が実施している研修に積極的に職員を参加させているところでございます。

なお職員への周知につきましては、庁内掲示板に掲載し研修への参加を促しているところでございます。

今後も職員の知識の向上とスキルアップを図るため継続的に職員研修に参加、あるいは実施してまいりたいとこのように考えてございます。以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ひとつ頑張ってください。

大きな六番、新庁舎建設についてですけれども、転落防止対策についてでございます。

この前、現地調査を我々市議会議員はさせてもらいましたけれども、いわゆる川べりの方はのり面で、いわゆる整地をすると、造成するということでしたけれども、やはり職員の皆さんや市民の皆さん方が転落をしないように、防止対策が必要だと思いますけれども、この辺はどういう対策を考えておられるのか答弁してくれますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

転落防止対策につきましては、議員お述べの敷地西側の河川沿いのり面の上部に転落防止柵を設置し、利用者の安全に配慮した設計としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。その点で、もう計画しているというところで、実際の工事については効果のある設置の仕方、また防止柵にはいろいろありますけれども、市民の皆さん方が接触しても怪我のないような防止柵でやっていただく必要があるのではないかと思います。

次、（二）現庁舎の設備・備品の有効利用についてでございます。御存じのように新庁舎ができますと、やはり建物の中で職員の皆さん方が執務をしていただかなあきませんし、市民の皆さん方にはやはり休憩していただくところも必要ですし、いろいろ設備・備品が必要になりますけれども、その備品の選定については現在の庁舎で使っているものは活用するというこの観点で、新しい庁舎の中に備え付ける設備・備品は有効活用すべきだと思いますけれども、その点どうですか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎移転に当たっての現庁舎の設備・備品の取扱いでございますが、まず現庁舎の机・ロッカー等のオフィス用品については平成三十年度に規格や数量などの現状を各執務室等において詳細に調査したところでございます。

今後はそれらの家具等の転用等の判定基準を作成いたしまして、具体的な方針を定めてまいります。その上でオフィス家具以外の備品や設備も含めまして、経済性や効率性、また利便性、機能等を十分に研究・判断しながら現有備品等のより有効な活用ができるよう努めてまいりますとと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。今答弁いただいた基本的な方針で頑張っていたことが大事だと思いますけれども、広く言えば、西吉野支所・大塔支所、その他新庁舎建設に伴ってもう使わなくなる庁舎もあると思いますけれども、そういった西吉野・大塔の庁舎で今もう壊れて古くなって使えないような状況の設備や施設がある場合は、やっぱり要らなくなった現庁舎の中で有効に活用できるところは西吉野支所やら大塔支所にも活用するという視野を広げた全体を見渡して、要らなくなった設備・備品を新庁舎にも、また現西吉野支所やら大塔支所にも活用していくという、この視野を広げた活用が必要ではないかなというふうに思いますので、申し上げておきたいと思えます。

次、（三）現庁舎の有効活用についてでございますけれども、御存じのように現庁舎も何回か建て増しをしております、大分複雑ですけども、本庁舎は昭和三十六年の建設です。庁舎別館は昭和四十八年の建設、分庁舎は平成元年の建設、第二分庁舎は平成十一年の建設、教育委員会の庁舎は昭和四十一年の建設、第四分庁舎は昭和四十八年、第四分庁舎というのは皆さん御存じのように水道局の前の地籍調査課に使っているあの庁舎ですね。こういうふうに分かれるわけですけども、やはりこの中で、活用の仕方の基準は耐震機能が整っているところは職員さんの執務室やら市民の皆さん方が入っていたくようなところ、耐震の整っていないところは倉庫や物を置くところに活用するという、この活用の考え方を一番基本にすべきではないかなと考えますけれども、皆さん方どうですか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現庁舎には本庁舎の本館及び別館・分庁舎・第二分庁舎がございりますが、分庁舎及び第二分庁舎は新耐震基準の適用時期以降に建設されており、同基準を満たしているところでございます。

一方、本館及び別館につきましては、それぞれ昭和三十六年、昭和四十八年と、新耐震基準以前の建築でございますが、耐震診断はいたしておりません。

新庁舎への移転後、これら現庁舎の活用につきましては、庁舎の耐震性も踏まえた中で、基本的には分庁舎・第二分庁舎は倉庫、また書庫等として有効に活用し、本館及び別館については安全性の面からも庁舎内部の整理等を終えた後、適切な時期に解体・撤去を実施したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今撤去というような答弁がきましたけれどもね、撤去するまでにやっぱり慎重な検討が必要ではないかなということを強調しておきます。

大きな七番にいきます。水道事業への官民連携方式と広域化の問題点についてでございます。

（一）官民連携方式の問題点についてでございます。御存じのように、奈良県の方では国会で改正水道法が可決する前から官民連携方式、いわゆるコンセッション方式を取り入れたいと、そして奈良県下の水道は県営水道エリア・五條吉野エリア・簡易水道エリアという、大きく三分類して、基本的には水道一本に広域化をするという考えを県議会で表明してきております。その後、国会で昨年、改正水道法が可決されているわけでありませうけれども、この水道法の下でのコンセッション方式というのはどういふものか、皆さん方はもう御存じやと思えますけれども、重要なことでございますので、この場でもう一度明らかにしておきます。

施設は地方自治体が所有し、事業者としての責任も地方自治体が負担したまま運営権を民間業者に設定し民間事業者が収益をしていく方式ということになります。ここに今私は民間業者に設定と表現しましたけれども、国会の質問では、いわゆる運営権を民間業者に売却してしまいうこともできるのですね、今の法律は。こんな設定というような生易しいものではないわけです。権利を売却、売ることができるといふことになるわけですね。その下で、日本の中ではまだこのコンセッション方式を実施したところはないと聞いております。静岡県の浜松市はコンセッション方式を検討しておりましたけれども、一旦中止して延期するというところに昨年なっております。しかし世界ではかなりの国々でこ

のコンセッション方式を導入しておりますので、今まで明らかにしてきたところを省きまして新しい情報に基づいて、世界のコンセッション方式を導入した国がどうなっているかということ明らかにしますと、フランスのパリ市はコンセッション方式を導入した以後、水道料金が高騰したと、そして民間企業の不透明な経営が問題となって再びコンセッション方式をもうやめて、自治体が管理するようになったと。フィリピンのマニラ市ではどうかと、水道料金が四から五倍に跳ね上がったと。ドイツのベルリン市ではどうかと、二十八年間で契約したものの十四年間で契約を解消したと。経営権を買い戻すのに一千七百億円も掛かり、水道料金に上乗せしたために、市民は大きな水道料金の値上げになったと。アメリカのインディアナポリス市はどうかと言いますと、二十年間に契約した、そのまま水が飲めないほど水質が悪化し大問題になった。十年間でコンセッション方式をもう解約したと、その手数料が三十億円。もう世界では失敗ばかりが明らかになっているわけですからね、だから国の法律は通っても、県の方からコンセッション方式を進めるように言われても、これはもう私は私なりの調査で今明らかにしましたけれども、皆さん方も皆さんの調査でそう簡単に了解しないようにしなければならぬのではないかなと考えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司）東水道局長。

○水道局長（東 純司）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

官民連携の手法の一つとして利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま民間企業に水道事業の運営を委ねるコンセッション方式や水道事業管理者の下で事業の一部について民間企業の専門知識と技能を要する業務を委託する個別業務委託などの方式があります。

水道局で現在、官民連携方式の一つであります個別業務委託により、浄水場の維持管理・窓口業務などを民間企業の技術力を使って業務を行っております。

今後、県域水道一体化で議論される水道広域化による業務の委託方法や、民営化手法について官民連携方式の問題点を研究し、議論の動向を注視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）先ほどから私、世界の中で起こっている問題を明らかにしましたけれども、水道料金が一遍に上がる、水道の水質が一遍

に悪くなるということが起こっているところから見たらね、この水道料金の決定は地方議会には権限がなくなるん違いますか。そして水質が一遍に悪くなるということから言えば、水質の検査権限も地方議会にはもう実質上ないようになるん違いますか。もっともつと研究せないかんことが一杯あります。例えばコンセッション方式になって運営を民間に委託したら、その中身については、地方議会は企業秘密としてなかなか企業の中身は分からないということが起こっていますね。

もう一つは、いわゆる民間ですから、法人税がかかる、役員報酬もかかる、株主配当もかかるということで、それらのことが水道料金に跳ね返ってきますからね、これも水道料金の引上げの要因になっていることですね。だから簡単にこのコンセッション方式は賛成しないようにすることが奈良県民の皆さん方の、なくてはならない水を守り健康と命を守ることにとって大変大事ですからね、その点腹を据えて対応していただきたいというふうに思います。

次、いきます。広域化の問題点についてですけれども、水道の広域化につきましては、昨年、一昨年と日本の中でも大きな地震や豪雨による災害がありましたけれども、この中で水道の広域化で災害に遭ったところは、もう水道本管一箇所がだめになったら水道の給水ができない地域が、広域化ですから、ものすごい広いところまで水道の供給ができない、こういうことが起こっているわけですね。だからこの奈良県の三つのエリアに分けた広域化もかなりその中身をよく研究していかなければ、これもメリットがあってもデメリットも大きいということがこの間の日本の災害の中で出てきておりますから、これも慎重に腹を据えてよく検討されるように強調しておきたいというふうに思います。

五條市・吉野郡三町の協議のメリットにつきましては、話し合いは継続しているけれどもメリットが今のところないということですので、これはもう質問を取り下げます。

これも奈良県が考えている三つのエリアの一つになるわけですからね、五條市も大淀町も下市町も吉野町も全てメリットになる内容でないと参加することは良くないのではないかとこのように思いますね。

最後、大きな八、災害の原因をなくす対策の強化についてでございます。

ダム緊急放流防止と耐震照査でございますけれども、御存じのように一番大きな災害を五條市が経験したのは一昨年の十月の台風二十一号であったと思います。その台風のと看、台風が終わって一般質問をする前に担当課の皆さん方に上流ダムの台風二十一号の放流状況を調べてもらいました。皆さん方調べてくれたんですよ。そしたら大迫ダムですね、大滝ダムの上にある、十月の二十一日は毎秒わずか八〇〇トンやっつたんです放流、明るる日の二十二日は毎秒一、六〇〇トンです二倍ですわ。そしたらもう洪水調整ダムやと言われて緊急放流がないと言わ

れてきた大滝ダムはと言いますと、二十一日は毎秒九六トンやったんです。明くる日の二十二日は一、二〇〇トン、十二倍ですわ、これ。津風呂ダムはどうかと言いますと、二十一日は一〇〇トン、二十二日は一、二一五トン、これも十倍ですわ。一の木ダムはどうかと言いますと、〇・〇七五トンやったのが、明くる日二十二日は毎秒三七トン、これは三十七倍、黒淵ダムはどうかと言いますと、二十一日は一〇〇トンやったのが二十二日は九九三トン、これも九倍ですわ。洪水調整ダムやから緊急放流はないと言われておった大滝ダムでも十二倍の一、二〇〇トンを放流しているのですわ。こういうように、もう大きな豪雨になれば上流ダムは今明らかにしたように緊急放流をするわけですからね、これからの、いよいよ今年もね、また豪雨の時期に入ってきました、異常気象ですけれども。

したがいまして、やっぱり上流ダムにつきましては、遅きに失しましたけれども、猿谷ダムやらもう早くからやっております池原ダムとかと同じように天気予報をよく観察しておって大雨のくる前には差し支えのないところまでダムの水位を放流して下げておくという、この対策をもう一度、災害時期の迫った今日、大迫ダム・大滝ダム・津風呂ダム・一の木ダム・黒淵ダムに担当課として強く要求してもらおう必要があるのではないかと思います。

それと、この間大きな地震がきた場合、ダムの堤防が持つのか持たないのかという耐震照査の調査をしてくれていますけれども、その照査状況もひとつ答弁いただきたい。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ダムの緊急放流につきましては、本年度も吉野川上流域のダムを管理する農林水産省南近畿土地改良調査管理事務所に緊急的な放流の防止及び安全なダム運用について要望を行ってまいります。

農林水産省所管のダム施設の耐震照査につきましては、津風呂ダムでは平成二十九年度から実施され、令和二年度の完了を目標に、また大迫ダムは平成二十七年から実施され令和三年度の完了を目標に現在も継続して耐震照査を実施していると聞いております。

今後も国土交通省や農林水産省等の関係機関と連携を密にしながら、緊急放流の防止の要請を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 緊急放流については、一昨年の台風二十一号で放流しているということが証明されているわけですからね、強く、既にや

っているダムに見習ってやるように。

耐震照査については期限がだんだん伸びてきておりますけれども、早くやるように要求するとともに、同時に地震の震度は何度を基準に耐震照査をしているかということもつかんでもらわなありませんわね。これだけ南海トラフ、南海トラフ言うているわけですからね、当然南海トラフの地震の震度よりもプラスアルファくらいで調査してもらわなありませんわね。その辺も確認しつつ耐震照査を早めるようにひとつ要望を継続的に強めていただきたいというふうに思います。

最後、地球温暖化防止対策についてでございますけれども、御存じのように、この間の日本の大きな災害については、地球温暖化が大きな原因と言われる豪雨、熱波・強風、そして大きな地震、この大きな二つが原因になっているわけでありまして、今日は地震のことは横に置いてきまして、災害の大きな原因になっている地球温暖化をなくすための対策を中心に政府に求めていかれるよう強調したいというふうに思います。

御存じのように、今年の六月の何日か大阪でね、世界中の皆さん方が集まって会議がありますわね、それに向けて今政府は地球温暖化対策効果ガス削減についての長期戦略案を検討しています。その内容から言いますと、いわゆる地球温暖化に結びついている温室効果ガスをたくさん発生させる石炭火力の発電所はなくす方向ではなしに、可能な限り引き下げるといふ表現だけで、まだ続ける方針を持っています。今現在日本の中で、新しく増設する計画は二十五基もあると言われております。この石炭火力発電所については、政府は高効率にするから二酸化炭素の排出は少ないように言っていますけれども、同じ化石燃料である液化天然ガスと比べますと、二酸化炭素の排出量は二倍になるということですね。だから決して政府の言うように石炭火力発電は二酸化炭素の排出は少ないんやということではないというのが、専門家が指摘しているところでもあります。

それと、政府のパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略案によりますと、原発はいわゆる二酸化炭素を発生させないから原発は続けるという方針案になっているわけでありまして。この原発についてはもう私の方から申し上げることはなしに、あの東京電力の福島第一原子力発電所が爆発しまして、いまだに地元に戻れないで避難している方が多くいるのです。そしてあの爆発した原子力の建屋、すぐに取り壊して解決するということはできないのです。大体専門家では三十年ぐらい掛かると言われていますね。こういう問題、大きな原発を、ただ二酸化炭素を発生させないということで今政府はまだ原発を続けていくという方針なんです。これでは日本の国民の皆さん方の安全と命は守れないのではないかなと思いますね。だから私は地方自治体としても、二酸化炭素をたくさん出す、いわゆる石炭火力発電所はやっぱりやめて、原

発もやめて、そして日本は気候の変化がありますから風力、そして水力、太陽光、それぞれ自然エネルギーを活用した発電が一杯できるわけですからね、こういう自然エネルギーを活用した発電に方針を切り替えるように、日本の地方自治体こそって頑張っていたら必要があると思いますけれども、当面私は所属している五條市としても、その辺は腰を据えて県にも政府にも意見を上げていくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

豪雨・強風・熱波等の要因となっている地球温暖化を防止する施策の推進について、奈良県市長会等を通じて引き続き国や関係機関に対して要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） この間、五月二十四日には世界の高校の生徒さんがこういう地球温暖化をなくせということでストライキをしているのですね、ストライキ。国の名前を言いますよ、欧州・アメリカ・アジア・中南米・日本、合計しますと百二十五箇国、人数は百八十万、この日本の中でも東京でこの間やられましたね、こういうふうにもう任しておけないということで、高校生が我々の将来の地球を災害のない地球にするために地球温暖化をなくせということとストライキをしています。こういう若い皆さん方も腰を据えて頑張っているわけですからね、ひとつ五條市も日本の地方自治体も政府に意見をどんどん上げていかれるそのリーダー役を、災害を多く体験しているこの五條市が担われるように強く強調いたしました、私の一般質問を終わらせていただきます。

御苦労さんございました。

○議長（平岡清司） 以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、三時五分まで休憩いたします。

午後二時四十九分休憩に入る

午後三時五分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、八番福塚 実の一般質問をさせていただきます。

まず一番に、五條市の交通安全対策について。二番、五條市空き家対策について。三番、陸上自衛隊駐屯地及び広域防災拠点について。四番京奈和自動車道インターチェンジの活用について質問させていただきます。

まず一番、五條市の交通安全対策について。

（一）通学路の危険箇所についてお答えください。危険箇所への対応と対策について、その進捗状況、また保育所や幼稚園の送迎時の対応と対策についてもお答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先の一般質問で答弁したとおり、通学路の危険箇所については平成二十四年に要対策箇所六十三箇所が抽出されました。その後、改善箇所を含む対策箇所十四箇所を追加しており、合計で七十七箇所が抽出されております。そのうち平成二十七年年度までに対策済箇所は六十三箇所、その後昨年度までの対策済箇所は五箇所であり、合計六十八箇所対策済であります。残りの九箇所については関係機関と協議を行っており、改善できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

保育所につきましては、子供の登降所時の送迎の車が集中することから、事故防止のため、保育所前に車を止めず保護者の送迎用駐車場に

駐車すること、駐車場から保育所までは子供と手をつないで通園していただくことを保護者に徹底し、子供の安全確保に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先般の一般質問でも皆さんお答えいただいておりますけれども、以前にも私の交通安全対策の方でいろいろ質問させてもらった内容があるんですけれども。先般、新聞でよく報道されておりますけれども、公園で遊んでいてそこに車が突っ込んだとか、様々な事案が発生しております。

また保育所の送迎時におきまして、送迎車は駐車場に駐車することとなっておりますけれども、本来その保育所、また幼稚園を含めまして駐車場がしっかり完備されているのか、ちよつとその辺、教えてもらえますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

公立保育所につきまして、駐車場については完備されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）また私も時間を持つて見に行かせてもらいますけれども、本来私も阪合部保育所もそうでしたけれども、駐車場があつて送迎時には駐車場に入れて、そこで子供を乗せて帰るといのが、今そうなっております。以前は、駐車場がなくてあの近隣の方々に大変御迷惑を掛けたという時期がありました。その辺もやはり時間的に一時になりますので、そのときにちゃんと対応できるような駐車スペースがあるのかどうか、その辺も含めて今後検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（二）防護対策について質問させていただきます。先般の天津市の事故や様々な事故が新聞やニュースで報道されていますが、これまでの施策だけでは対応ができない事案もあります。通学路・保育所、施設外の安全対策についてお答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先の伊谷議員の質問で答弁したとおりでございますが、今後も新たに抽出した危険箇所について通学路安全推進協議会で協議し、その改善

を各道路管理者に要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

先週金曜日、伊谷議員の一般質問の中で答弁させていただいたとおりですが、事前調査の実施や「子どもを守る安全マップ」による危険箇所に対応等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）保育所の施設外活動や子どもを守る安全マップの作成等で今後検討していただくということで、五條市も他市に遅れないようにしっかりと対応をよろしくお願いしております。

先般、いろいろ問題になっておりますけれども、先ほどテレビでもいろいろやっております。やはり高齢者の事故、運転事故というのが多いのですけれども、平成二十九年度末の運転免許証保有数は約八千二百二十六万人で、このうち七十五歳以上の運転免許証保有者は約五百四十万人、今後も増加傾向にあるとされています。これは内閣府、平成三十年度版交通安全白書で報告されております。

高齢化の進展に伴い防護対策の一環として、車の安全機能推進や高齢者の運転免許証の自主返納に係る対策の推進が求められています。他市町村では運転免許証自主返納支援事業が推進され、高齢者等の交通事故防止と外出しやすい環境づくりの促進のため様々な取組を取り入れています。例えばコミュニティバスの一日乗車券の贈呈やタクシー利用補助券の配布、買物支援など高齢者の運転免許証返納後、または運転免許証を持たない人も含めてサポートが緊急的に必要であると考えておりますが、五條市の対策についてお答えください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

高齢者の運転免許証の自主返納後の移動支援等の施策につきましては、今後、他市町村の先進事例を研究しながら、全庁的な問題として、関係部署と検証していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）町場ではある程度公共交通機関が整っている中で、五條市におきましてはやはり車がなければ移動できない、買物ができない、また病院にも行けないという形の中で高齢者の比率としてはやはり車を持つていらっしゃる方が多いのかなと思っております。その中で、今後五條市におきまして先進事例といえますけれども、やはり予算があるところでは先進事例とぼんぼんぼんぼん町場では出ておりますけれども、今テレビでいろいろ報道されておりますように、車の安全機能の充実という形の中で、車の安全機能の整備ができるような補助対策であったり、またそのようなことが本当に五條市で可能かどうかというのも今後検証していただきたい。やはり五條市において運転免許証を返納することによって生活の不便が生じないような形の中で、五條市の対応を今後考えていっていただきたいと思っておりますので、その辺どうかよろしくお願いたします。その辺どうですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）福祉議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどもお答えさせていただいたように、いろんな先進事例を研究しながら全庁的な問題として取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはりこれはね、運転免許証を持っている方が被害者や加害者にならないように、また先ほどテレビでやっておりますけれども、事故を起こした方が今まで培った実績を失う、そして警察に逮捕されるというようなことが、やはりせっかく今まで頑張ってきた人が不幸な事案になりかねませんので、その辺もしっかりと研究して対策をよろしくお願しておきます。

続きまして、二の五條市空き家対策について質問させていただきます。

（二）現状について質問させていただきます。五條市の空き家は年々深刻化していると考えますが、その現状についてお答えください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福祉議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内の空き家は平成二十八年度調査で一千百六十六件ございます。内訳といたしまして再利用可能空き家百三十七件、多少の改修で再利用可能空き家五百三十一件、管理が行き届いておらず老朽化が著しい空き家四百五十七件、解体が必要と思われる空き家四十一件でございます。

ます。

所有者につきましては、今日まで相談を受けている空き家につきまして調査を行い、全て所有者を把握しております。

平成三十年度より老朽危険空き家の除去に関する補助金を制度化し、予算の範囲内で除去費用額二分の一、五十万円の補助を行っております。

空き家相談の相談件数は平成二十九年度が十三件、平成三十年度が四十六件と、この制度を設けて四十六件増えました。補助対象がそのうち三件でございます。令和元年度は十五件、補助対象が一件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）空き家におきましては、解体というのが手っ取り早いというたらかしいのですけれども、老朽化してどうも使えないというところもあると思います。またそれも居住可能な部分で空き家というのもしかんとすると思うのですね。その中で、私もこの前五條を歩いている中で、須恵の方ですけれども、以前問題になったごみ屋敷の方ですけれども、当時私、市長も一度見に行ったことがあると言われていましたけれども、そのごみが近隣の空き家の方に散乱しているというか、置いてあるというような状況の中で、そこで以前住んでおられた方ももう退去してしまっておられなかったのですけれども。そのような状況の中で、ごみ屋敷等の対応とかは今五條市はどうなっているのか、お答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず市道における対応につきましては、議員御指摘の件につきましては去る五月二十四日でございますが、市道上の放置物を撤去し、市の施設内に一時保管してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

あんしん福祉部では、高齢者の支援という観点から、地域包括支援センターと社会福祉協議会が協働して、家主の健康状態など、心身の状

態を確認し支援するため、週一回の定期的な訪問を継続的に実施しています。

今後も、継続的に訪問を行うことで、医療機関へ受診や入院、福祉施設への入所など、適切な支援のタイミングを逃さないよう、全庁的に関係機関との情報共有を図りながら対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）なかなかごみ屋敷、御本人さんがおられる中で市としてもできる部分とできない部分があると思うのですが、やはり近隣の方で以前から私の方に相談もありましたけれども、その方に直接お話しするときにトラブルになったら怖いとか今後自分の家に何かあったら困るといふ形の中で、なかなか近所の方々がその人に声を掛けられないというような状況の中で、五條市としてそういうふうに対応していただけないのは有り難いことだと思っております。しかし以前と比べて何ら改善できていない状況の中で、近隣の住民の方々、またそこを退去されて空き家になっている近隣の方々におかれましては、そこにごみを、私から見たらごみですけれども、ごみを置いているという形の中で、やはり緊急的に対応していただきたい。

また道路整備におきましては以前逮捕されたこともありましたが、ごみを置くことによって溝に落ちていたり、衛生的にも良くないという状況の中で、全庁を挙げて対応を今後ともよろしくお願いしておきます。

続きまして、五條市空き家対策について。利活用について質問させていただきます。他市町村では空き家の利活用を盛んに取り組んでいます。五條市での取組や対策はどのように行われているか。他市では外国人就労者や留学生の居住先、また企業の社宅などに支援するなどで、様々な施策が必要であると考えますが、五條市での取組をお答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

空き家の利活用につきましては、今年度五條市空き家情報バンクを活用し、利活用できる物件の登録を増やし、空き家の利活用促進につなげていきたいというふうに考えてございます。

さらに空き家バンクホームページの新規開設でございますとか、定期個別相談会の実施など、空き家流通の促進を図りたいと考えております。

昨年度の空き家の利活用の実績といたしましては、空き家の売買契約が三件、賃貸借契約が五件で、計八件が成約いたしております。このうち移住案件は二件、四名となっております。

今後も、空き家の利活用の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）その空き家バンクというのは奈良県が窓口になってやっているのですか。ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市が窓口になってやっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）その売買契約等も進んでいるという中で、やはり住める住居を売ってしまうというののもいいことかなと思うんですけども、やはり企業の社宅であったり外国人就労者の居住先であったり、様々な方向性で利活用というのは今後考えていくべきではないかなと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

今議員御指摘の件につきましては、前回いろいろと御指摘いただいたかというふうに考えてございます。その辺につきましては、今後いろいろな県でございますとか、各市町村等々も勉強させていただきながら検討していきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはり社宅を有効利用すること、そこに居住してもらうことによって五條市の税收も上がったり、また空き家になっている地権者に借家という形で家賃収入があがることによって家の改修であったり、空き家として放置することが一件でも二件でも少なくなれば空き

家の有効利用という形になります。またその空き家に住んでいただくことによって地域の活性化にも今後つながってくるのではないのかなと少し考えております。

今、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の方でも五條市が今後運営していくという中で、学生の方々の親もこちらで住むというような話も伺っております。その中でそういう空き家も様々な形の中で利用可能な空き家を五條市として提案していったら、子供の横で住むのも安心かも分かりませんが、離れた場所で住むのもいいかなと、いろんな活用方法が今後考えられます。

そして先ほども言いましたように、外国人就労者や留学生、五條市におきましても、サービス業であったり建設業であったり福祉事業であったり、いろんな方々の話を聞く中でやはりマンパワーが足りない、どこに行っても人がおられないというような中で外国人の就労者に来ていただく一緒に仕事をしているという会社、サービス業、福祉関係いろんなところがございまして、そのような方々の、福祉のそういう会社に赴きまして、社宅として提供するというのも本来の有効利用の一つの在り方ではないのかなと思っておりますので、その辺の検討も今後ともよろしくお願いしておきます。

続きまして、三番の陸上自衛隊駐屯地及び広域防災拠点についてです。

(一) 住民の対応についてです。陸上自衛隊誘致活動や消防学校を併設した県防災拠点の設置に向けた活動が行われていますが、その内容についてお答えください。

○議長(平岡清司) 辻田危機管理監。

○危機管理監(辻田祥友) 八幡福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず奈良県では、プレディアゴルフ地区を候補地の優先順位一番として、陸上自衛隊駐屯地の誘致とともに消防学校を併設した県広域防災拠点を設置する予定であり、現在、県として基本構想調査などを進めており、市としても同候補地の用地取得に向けた地籍調査を進めているところです。

また市として、阪合部地区自治連合会の方々を対象として、関連する広域防災拠点や駐屯地の見学ツアーなどを開催しており、昨年度については十一月に兵庫県三木市にある全県広域防災拠点や近隣の青野原駐屯地に、二月には奈良市内で開催された県防災講演会にそれぞれ案内をいたしました。さらに十一月と十二月には大阪府の八尾駐屯地において、陸上自衛隊の大型・中型ヘリコプターにも搭乗いただきました。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）阪合部地区自治連合会の方々と様々な地域に研修という形で参加していただいて、御理解と御協力をいただけるように今五條市として取り組んでおられると思います。私も一緒に行かせてもらうときがあるんですけども、地元の方々に行ってもらったときのアンケート等も実施していただいて、そしてその中でどのような部分が不安であったり心配事であったり、自衛隊、また消防学校が来ることによって、ヘリコプターが来たら大きな音が鳴る中で、今後五條市としてはその辺の近隣住民、研修に行った先の近隣住民にどのような対応を取っているかというの、今後地元住民の方々に研修してもらう必要があるのではないかな。私は自衛隊の駐屯地であったり消防学校を見に行くわけですけれども、やはり心配されるのは近隣の方々がどのような対応しているかという、来ることは構わないけれども、やはりその対応が今後他市と同じような形の中で取り入れられるかというのが一番問題だと思うので、その辺どう考えているかお答えください。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、防衛省としては南西地域に駐屯地を逐次開設しているため、奈良県への駐屯地配置には時間を要すると思われることから、県としては、県広域防災拠点を先行整備することで進めていたところ、昨年十二月に県議会の知事答弁において南海トラフ巨大地震に備え、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、自衛隊輸送機の離発着ができる二、〇〇〇メートル級滑走路を併設した大規模広域防災拠点を整備したい旨が表明されました。

現在、市としては、詳細は承知していないものの、引き続き県との協議会などを通じて県の動向を把握して市民への周知に努めるとともに、県と連携して、県広域防災拠点の設置に向けた業務を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先ほど言っていたように消防学校、以前市長も言われておりましたが、それがまた二、〇〇〇メートルの滑走路と、話はかなり大きな話になってきて、近隣の住民の方々も戸惑っているような状況でございます。昨年十二月にこのような話を、公民館に来られた方もおられたと思うのですけれども、いきなりこの話を聞かされて大変びっくりしていた方もおりました。その中で、近隣住民の方々にもそのような形の中でしっかりと報告できる部分は即座に報告していただいて、そして先ほど言いましたように近隣住民の方々に、その研修

地の、その周辺地域の今後の対応をどうしているのかというのも、市として阪合部地域の方々に示していく必要があると思いますので、その辺どうかよろしくお願いしておきます。

続きまして、(二)今後の取組についてです。陸上自衛隊駐屯地においては、市長部局の対応の中で状況がなかなか見えないのが現状でございます。

今後の取組については、先ほど言われましたように、二、〇〇〇メートルの滑走路を併設した大規模防災拠点を整備したいという旨の表明がありました。その中で、今後どのように対応できるか、そして先ほど言われましたように、近隣の消防学校であったり自衛隊の駐屯地の近隣の方々の要望活動についてのどのような対応ができるか、お答えいただけますか。

○議長(平岡清司) 辻田危機管理監。

○危機管理監(辻田祥友) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、阪合部地元といたしまして、まず阪合部自治連合会、それから阪合部の山林自治会という中で、現在私も地籍調査を行ったうちでは、御説明なりをさせていただいております。それで今後、奈良県がどのような形で知事の表明をされた事業について、具体的な部分が出てきた場合には、その旨を私どもと協議会、県と設置しておりますので、その中で状況を聞かせていただいて、まず地元の方々にできる限り早く内容等々を御説明して、できる御理解を得られるようにしていきたいというふうに考えております。

またそれと、駐屯地の方でもし最終的になりましたら、自衛隊の駐屯地は毎年記念行事というのをやられております。その中で、私も先般伊丹の方に、千僧駐屯地というところに行っただけですけれども、そこではやはりそれこそ目の前を戦車が通ったり装甲車が通ったり、それから空砲でございますけれども、単車の方々が走って敵を襲撃したという形の中で、自衛隊の活動、それから駐屯地の中では模擬店でございますとか家族の方が親子連れで来ていただいて時間を費やしていただけるようなところも設置されて、そういうふうな形で地元との融和を図っておられました。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(平岡清司) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) その辺の説明もまたよろしくお願いしておきます。

この二、〇〇〇メートルの滑走路の話が出たとき、阪合部のプレディアのところは二、〇〇〇メートルの滑走路、そして荒井知事がおつし

やっておりますけれども、……あそのプレディアを土砂で埋める、リニアモーターカーのトンネルの土砂を五條市に持ってきてプレディアのところに敷き詰めて二、〇〇〇メートルの滑走路をつくる、その中で五條市阪合部におきまして、どの地域からどの地域の場所になるのかというのは全く二、〇〇〇メートルという中では想像がつかないのでね、やはりそういう詳細な部分、地域的に言うと火打から表野、山陰、大野、それから樫辻まで行くのか、その辺のルートも私らは分からないので、その辺ももし詳細な部分に分かれれば、また地元の方に報告をよろしくお願いしておきます。

続きまして、四番の京奈和自動車道インターチェンジの活用について質問させていただきます。

まず（一）五條市の取組についてですが、五條市では三つのインターチェンジがありますが、全く活用ができていません。以前から五條御所間の開通を機に進むものと考えておりましたが、オンリーワンの言葉があるものの具体的な構想も見えてきません。昨年の十二月の県議会での秋本県議の一般質問の中で、荒井知事が二、〇〇〇メートルの滑走路を併設した大規模防災拠点の整備を表明したことや、今後計画されている新天辻トンネルの計画などがあります。この三つの五條のインターチェンジの活用について今後明確な取組を、他市町村の意見も取り入れて五條市の活性化に寄与するチャンスと考えております。

またこの問題につきましては、先般の窪議員や伊谷議員も重要性について申し上げておりましたが、五條市の考え方についてお答えください。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内の三箇所あるインターチェンジに関する本市の取組についてでございますが、まず五條北インターチェンジ周辺は利便性の高い立地条件を活用しこれまで積極的な企業誘致に取り組んできたところでございます。

次に、五條インターチェンジ周辺は中南和及び五條市の玄関口ゾーンと位置付け、京奈和自動車道五條インターチェンジが単なる通過点とならないよう県と連携しながらまちづくり基本計画を策定してまいりました。

今後は周辺の関係自治体と協議しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、五條西インターチェンジについては、防災力の強化やヒト・モノ・カネの流通などを目的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この五條西インターチェンジ、様々な意見がある中で、先ほども言いましたように自衛隊駐屯地の誘致活動であったり、広域防災拠点という形の中で進めております。また先ほど言いましたように、五條インターチェンジにおきましては本陣を通過して十津川村に抜ける、また新天辻トンネルの計画等もございます。

五條北インターチェンジは工場や会社の玄関口になり、そして五條インターチェンジは観光の玄関口になり、そして五條西インターチェンジは防災の玄関口になると私は考えております。やはりこの問題につきましては、私も特別委員会を立ち上げておりますので、その特別委員会の中でも皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、やはり明確な形を進めていくことによって五條市に住んでいただける環境がいろいろ変わってくると思うのです。

そして五條インターチェンジにおきましては、一般選議員も言っておられましたけれども、やはり五條市だけの問題ではなくて、南部の十津川村であったり野迫川村であったり、その地域の方々との協議も今後必要ではないかなと私は考えております。その辺についてどう思われていますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員今御指摘のいろいろな関係団体との連携は必要であろうかというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはり今後、この大きな五條インターチェンジ、五條市の将来を左右する大きな問題であって、また大きなチャンスであると私は考えておりますので、今後ともできるだけ早くしつかりとした形のを、この三つの五條インターチェンジ、示しているように五條市で取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に十番吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）議長の発言の許可をいただきましたので、通告の順番に沿って一般質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。初めに、新元号に対するシステムについてお尋ねしたいと思います。

改修費用等、いろいろと新元号「令和」に関して対応するために五條市の電算システムにおいてそれぞれのシステムの改修があったと思います。その改修に幾ら掛かったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の電算システムにおける新元号への対応につきましては、住民情報システムを含め二十四のシステムで改修や設定を行っております。そのうち住民情報システムで四百九十二万四千八百円、財務会計システムで七十七万七千六百円、農家台帳システムで十六万二千円の改修費用が掛かってございます。

なお、その他のシステムにつきましては、各システムの保守の範囲内で対応しており別途費用は掛かってございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この公文書の日付、西暦を使うようにすれば元号が変わっても影響なく電算システムの改修にお金が掛からないと思うのですけれども、今後西暦表記にするという御意見はございませんか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

通知や証明書など公文書の日付に西暦を使用することにつきましては、国や地方公共団体の公文書に和暦、元号の使用を義務付ける法令等がございますが、国・県、並びに市町村においてはこれまで一般的に和暦を使用してきました。かつこれが定着しているものと考えてございます。よって本市におきましても、今後も基本的には和暦の方を使用していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。しかしやはりお金、六百万円ちよつとですか、お金が掛かるといふことなので、そのあたり、西暦表示といふことも今後一つの案として考えていただきたいと思ひます。

それでは次の質問にまいります。

バイオマス構想についてでございます。

（仮称）木質チップ生産施設についてお尋ねしたいと思ひます。大塔町の復興の一環として建設が始まりましたが、現在の、詳しくは先ほど牧野議員が聞かれておつたので、進捗状況についてお尋ね：簡単にしていたら有り難いと思ひます。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

建設中の（仮称）木質チップ生産施設では、チップの製造とともに製材機械を導入し、主に集成材の原料となりますラミナの生産を行う計画をしております。

木質チップは木質バイオマス発電所をはじめ温泉施設へ出荷し、ラミナにつきましては県内集成材メーカーに向けての出荷を計画しております。

施設は九月末の完成を目指し、十一月頃にしゅん工式を予定しております。施設完成後、年内には試運転や諸準備を行い、来年度から本格稼働してまいりたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） したら予定どおりにしゅん工できるといふ認識でよろしいんですね。遅れるといふことはございませぬね。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

工期が九月末といふことで、そして十一月頃にはしゅん工式といふことで、あくまでも計画しておりますので、その辺は間違いないと確信しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）それでは、よろしくお願いいたしたいと思います。

次の質問にまいります。

市民農園の現状についてお尋ねしたいと思います。

契約者数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

市民農園につきましては、平成二十五年度に国の都市農村交流等対策整備交付金を活用して、五條市田園二丁目二十七区画、田園四丁目五区画、合計三十二区画の整備を行いました。現在は二十八区画の契約で運営をしております。

また、運営に掛かる必要経費は契約者から一箇月当たり五百円の御負担をいただき、その範囲内で運営をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今合計で三十二箇所、二十八区画で契約されておると、四区画が残っているわけなんですけれども、月当たり五百円の中には水道料金とか入っておるんですか。またトイレは併設されておりますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

五百円の中には水道代等が入っておりますが、トイレはありません。トイレの現状は、田園二丁目の市民農園は徒歩三分くらい先にある岡隣公園の公衆トイレを御利用いただいております。

次に、田園四丁目市民農園には近接にはトイレはありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そうすると、トイレなどの要望はないのですか。新設の予定はございませんか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

田園二丁目に関しては岡近隣公園の公衆トイレを御利用していただき、田園四丁目につきましては利用者の方の大半の方が地元の方であり、また自宅が近い方や車で来られる方がおりますので、そちらでトイレを利用していただきたいと考えておりました、トイレの新設の計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）分かりました。

それでは、今後市民農園を増やす計画はございますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、市民農園等の整備に関して国の補助メニューがございません。今後市民のニーズや国の補助事業が創設された場合、検討してまいりますと考えております。

現状におきましては、市の単独事業で市民農園を増やす計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）分かりました。

しかし部長、同じ部署ですでお尋ねしたいのですけれども、二見地区の環境整備事業で市民農園の要望がございました。それについて今現在のところ計画はございますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、二見地区から市民農園に関する要望が提出されておりましたが、二見地区環境保全建設検討委員会におきまして協議を行った結果、市民農園の計画につきましては白紙に戻すというふうな回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。

続きまして、外国人の窓口対応についてお尋ねしたいと思います。現在、五條市に住んでおられる、住民登録をされている外国の方は何人おられますか。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

令和元年五月三十一日現在、五條市に住民登録をされている外国人の方は三百四十一人です。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 多くの外国人が五條市に來られておるわけなんですけれども、どこの国の方でどれだけの方が登録されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

国籍別の多い順に申しますと、ベトナムが八十八人、中国が八十五人、ミャンマーが六十四人、韓国が四十三人、フィリピンが十八人、タイが十人、米国が九人、インドネシアが五人、台湾が四人、ネパールが三人、フランスが二人、朝鮮が二人、あとブラジル・ブルガリア・スリランカ・クロアチア・ドイツ・パキスタン・南アフリカ共和国・英国が各一人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そこでお伺いしたいと思います。その方たちが市役所に用事に來られたときに対応する通訳の職員さんは何人おられますか。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、通訳ができる職員はおりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 英語やったらでできる方はおられると思うのですけれども、やはりそれだけ多くの方がおられたら職員さんが大変対応に困るのではないかと思います。

今後、そういう対応についてどうしていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在一番多く来られる在留資格の技能実習生につきましては、窓口に外国人の受入会社からの通訳の方が一緒に来庁されておりますので、その方を通して対応しております。

また、外国人の方のみで来庁された場合につきましては、英語圏の方であれば簡単な英語で窓口職員が対応していますが、それ以外の地域の方にはパソコンの翻訳機能を活用しています。

ほかにも総務省の外国人住民に関する通訳サービス窓口がありますので、利用できるようになっております。

また、今後につきましては、外国人が増加することが予想されますので、外国人に配慮できる通訳機等の導入等も状況に応じて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今部長おっしゃっていたように、今後増えてくると思いますので、通訳機の導入等も考えていただきたいと思います。よろしく願います。

続きまして、幼児教育・保育の無償化にするための子ども・子育て支援についてお尋ねしたいと思います。全世帯に対応するのということ

とでございます。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

幼児教育・保育の無償化については、国の制度に基づき進めているところでございます。三歳から小学校就学前の幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する全ての子供及びゼロ歳から二歳の保育所・認定こども園等を利用する住民税非課税世帯の子供が対象となります。しかし保護者から実費で徴収している行事参加費用・絵本代や給食費等については無償化の対象となりません。

保育所の給食費は現制度で実費徴収等を行っている主食費に加え、保育料に含まれていた副食費も実費徴収となります。ただしこれまで保育料が免除されていた第三子以降の子供及び年収三百六十万円未満相当世帯の子供の副食費は免除となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま平田あんしん福祉部長の答弁にありましたとおり、市内公立幼稚園を利用する三歳から五歳までの全ての子供たちの保育料が無償化されます。

なお給食費などの実費負担の取扱いにつきましては、保育所と同じでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）よく無償化というふうには、国の方でも報道の方でも言われておいたら誤解されるときが、全部無償化になるんかというふうには誤解される部分があると思いますので質問させていただきました。

次に、認可外保育施設等を利用している子供は無償化の対象になるのかならないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的

な措置として保育の必要があると認定された三歳から五歳までの子供たちの利用料が三万七千円まで、またゼロ歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供は四万二千円まで無償化となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら五條市に認可外保育施設は幾つあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の認可外保育施設の有無については、県に届出のある保育施設としては、社会福祉法人祥水園と社会福祉法人三寿福祉会の事業所内保育施設の二施設でございます。

社会福祉法人祥水園は、定員二十名で対象児童は三箇月から六歳までの未就学児童に対する保育事業を、社会福祉法人三寿福祉会につきましては、定員十八名で対象児童は一歳から十歳までの一時預かり事業が行われています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら保育料無償化の対象となる認可外保育施設等に求める条件というのはありますか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

保育料無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要としています。が、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる五年間の猶予期間が設けられています。

しかし、認可外保育サービスの質の確保と向上を図ることは保育の平等性の観点から重要な課題であり、一般の無償化を契機に、認可外保育施設等に対する指導監査の充実等を図り、指導監査基準を満たされていない施設は基準を満たす施設に、基準を満たしている施設は認可施設への移行を踏まえ、助言・指導等の支援を行うことなどが求められております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。

それでは今後、市民の中には全てが無償化と勘違いされている方が多々おられると思いますが、無償化については、今後どのように周知していくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

市の広報やホームページで幼児教育・保育の無償化について周知を行うとともに、保育園等の保護者に対しては無償化についての案内散らしの配布及び必要に応じて保護者への説明会の実施や相談については積極的に受け付けるなど、丁寧な対応を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。

本日に誤解されている方が多々おるとお思いますので、その点全部無償化でないということをお知らせしていただきたく思います。

それでは続きまして、老人憩の家・公民館の改修工事についてお尋ねしたいと思います。これは各自治会が委託管理されている老人憩の家、公民館についてであります。高齢化とともにトイレの改修の必要性、洋式トイレ、また手すり等の工事について、今後の対応策についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

あんしん福祉部で所管している老人憩の家で自治会に管理を委託している施設は現在七箇所あります。当施設の利用者の高齢化とともに高齢者に優しい施設となるため施設の状態を見ながら計画的に改修等の工事を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市におきましては、中央公民館のほか十五の地区公民館及び二つの分館がございます。

各公民館の改修等につきましては、毎年館長から要望の聞き取りなどを行っております。その上で内容を精査し施設の補修及び改修、器具等の整備を進めているところです。

特に要望の多い洋式トイレの設置につきましては、本年度南宇智公民館の洋式化を予定しており、順次進めていくこととしております。

今後につきましても緊急性や必要性を考慮し、学校適正化による校舎活用なども踏まえ、適正な施設管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 是非とも老人憩の家、そして公民館等々につきましては本当に大変お年寄りが困っております。また古い公民館もございまして、計画を持ってやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、改正健康増進法の一部施行について。

新庁舎の禁煙エリア整備、施工前の整備はするのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、改正健康増進法の一部を改正する法律につきまして、私の方から御説明をさせていただきますと思います。この改正する法律につきましては、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、該当施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずるべき措置などについて、平成三十年七月に受動喫煙防止対策を強化するために成立いたしました。

それに伴いまして、多くの人が利用する全ての施設について施設の種別に応じて段階的に敷地内禁煙、または原則屋内禁煙とすることが義務付けられました。令和元年七月一日の改正法の施行に伴い、まず第一種施設とされる学校・病院・児童福祉施設等、及び地方公共団体の行政機関の庁舎においては敷地内禁煙となり、施設の管理権限者及び管理者に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生

じることとされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県など行政機関の庁舎等の敷地内に特定屋外喫煙場所の整備をする自治体はございますが、既に敷地内全面禁煙としている自治体、また七月一日から敷地内全面禁煙に移行しようとしている自治体も多々ございます。

本市におきましては検討の結果、健康増進法の一部を改正する法律における本年七月一日からの一部施行に際して、第一種施設の適用を受ける市庁舎においては敷地内禁煙となること、また当法律の趣旨及び内容等に鑑み、本市の本庁敷地内を全面禁煙とすることを決定いたしました。

市民の皆様には御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）七月一日から敷地内全面禁煙となるわけなんですけれども、やはり国のガイドラインにも示されているとおり、喫煙室や排煙装置の設置などハード面の対策についても、……まあ中小企業などには補助金が出ると、市町村とかには出ないということでありましてけれども、やはり県の方でも「望まない受動喫煙を防止するため、喫煙場所を設置することができる。」と国の方でもうたっていますし、また「県は庁舎や県有の集客施設の禁煙エリアを整備するなど、仕切りなどを付け環境に配慮するとともに看板を立てエリアを明示する。誤って受動被害が生じないように分煙の徹底を目指す。」というふうになっておりますので、やはりその点も考慮していただきたいと思っております。

続きまして、ハラスメント規制法成立の対策義務についてお尋ねしたいと思います。

職場のハラスメント対策強化、女性活躍・ハラスメント規制強化法が可決され成立し、法律で義務付けされることになりました。パワハラは優越的な関係を背景に行われる、また業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によるもの、就業環境を害する事業主によるもの等々、いろいろとありますけれども、このハラスメントは人の尊厳を傷つける人権侵害でもあり、また職場の環境が悪化するだけでなく、被害者が休職や退職を余儀なくされ、最悪の場合自殺に追い込まれるケースがあるようにございますが、本市の対策についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

職場におけるパワーハラスメントについては、平成二十四年三月に国において提言がまとめられております。当該提言では、同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内における優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える。または職場環境を悪化させる行為等を定義し、各種の事案に基づき身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、多少な要求、個の侵害、この六つの類型に分類をされるところでございます。

また、ただいま議員が御指摘のとおり、職場でのパワーハラスメントの防止を義務付ける法案、これが今国会に提出されるなどの動きもございまして、今後パワーハラスメントの防止対策の強化と事業主及び労働者の責務が明確化されることとなるわけでございます。

本市といたしましても、法案の趣旨に沿いまして職員個人のプライバシーの保護を前提としながら、気軽に悩みなどを相談できる体制を構築するとともに、研修や話し合いの機会を設けるなど、全庁的に意識の向上を図り、誰もが働きやすい職場環境の醸成に努めてまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）以前にも私この質問をさせていただいた、それはパワハラ・セクハラのことでしたんやけれども、そのときには目安箱ではないけれども、そういう意見箱などを付けてはどうかと、メールなどだったら誰がということが明確になって、職員さんもしづらい場合がございます。

そこで、この前からも視察に行かせていただいて、その市役所等々で、二箇所ですか、やはりもう紙が設置されておって意見箱というのが置いてありました。そういうのも今後考えていただいて、部長からのいじめであったり、人間関係でいろいろとトラブルがあったときに相談できる意見箱というのを作っていただきたいと思うのですけれども、どうお考えですか。

○議長（平岡清司）市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたが、こういった案件につきましてはやはり職員のプライバシー保護というのが最優先されるというようなこ

とだと思えます。

ただいま議員が御指摘いただいた目安箱というんですか、そういう手法がいいのかどうか、これも含めましていろんな方面から考えてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 是非とも、ほかの市役所に行ったときに見てください。意見箱みたいなのがあつて紙が置いてあつて、そして一箇所のところには、それは市長様って書いてありました。市長のところで見ると、意見箱というのは、そういうのもいろいろとありましたので御検討いただきたいと思います。

それでは次の質問にまいります。

所有者不明地に関する土地についてでございますが、本市における空き家と不明地についてお尋ねしたいと思います。

平成二十六年十一月に空き家等対策特別措置法が施行され、また令和元年六月一日には所有者不明地に関する特別措置法が施行されました。本市においての空き家の件数などをお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど福塚議員の質問でも答弁させていただきましたが、五條市の空き家の数は一千百六十五件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 都市整備部の方も所有者不明地についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

所有者不明地についての都市整備部の取扱いでございますが、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法では、公共事業における収用手続の合理化と円滑化による所有権の取得、地域福利増進事業創設などが定められてございます。

また、所有者の探索を合理化する仕組みや、所有者不明土地を適正に管理する仕組みなどが定められてございます。

所有者不明土地の利用についての相談窓口等につきましては、都道府県となっておりますが、市町村は県が行う所有者の探索を支援する立場となっております。今回の法律によりまして、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みが構築されることから、今後、国と県と連携しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この空き家対策なんですけれども、解体する場合は百万円以上の見積りがあれば最大で二分の一、五十万円いただけるわけなんですけれども、今後そういう補助金というものはあると思うのですけれども、更地になった場合の固定資産税についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

住宅用地に係る固定資産税につきましては、その税負担を軽減することを目的といたしまして住宅用地に対する課税標準の特例が適用され、税額が軽減されております。

課税標準の特例の内容といたしましては、地方税法に基づき固定資産税の課税標準額が住宅用地二〇〇平米までは六分の一の額、また二〇〇平米を超える部分は当該土地に建つ住宅の延床面積の十倍を上限とし、三分の一の額となります。

空き家が解体されますと、住宅の滅失によりこの特例の適用対象から外れることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら特定空き家に認定後の固定資産税についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年度に改正されました地方税法第三百四十九条の三の二第一項の規定に基づき、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づ

く必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等については課税標準の特例措置の対象から除外するとされておりますので、特定空き家等に認定されますと、空き家の取り壊し前であっても特例措置の適用対象外となりますので、納めていただく固定資産税額は増加いたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら空き家等解体後、または特定空き家認定後の固定資産税に係る減免措置はありますか。ありませんか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

空き家解体後、または特定空き家等に認定された後の固定資産税に係る減免措置はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） やはり減免措置があると言ったらかなか壊しづらいところでも今後壊していただけることがあると思います。その点もどうにか考えることできませんかね。法律上、いろんな問題があると思うのですけれども。減免措置がないということだったので、理解いたしますけれども、やはり建っていたら安いと、しかし壊してしまったら税金が掛かるからうちは壊さないんだと、そういう方の中にはおられるかも知りませんので、今後幅広い考えでやっていただきたいと思えます。

それでは最後に、五條市の将来負担比率についてお尋ねしたいと思います。

新庁舎など大きな事業が進められておりますが、それに伴い合併特例債や過疎対策事業債の借入れも増加すると思うのですけれども、そこで将来の財政負担の大きさを示す将来負担比率の推移についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率である将来負担比率につきましては、平成二十九年度決算では一一・九・六パーセントで、前年度に比べ六・四ポイント改善をいたしておりますが、今後しばらくは新庁舎の建設など大型事業が続くことから市債の借入れが増大するものと見込んでおり、今後緩やかに上昇するものと判断をいたしております。

なお、本指標は年度ごとの決算による剰余金の基金への積立金にも大きく左右される指標であることから、具体的な見込み値については答弁いたしかねますが、早期健全化基準である三五〇パーセントを超えることはないものと考えてございます。しかしながら将来負担比率は市の主要な財政指標である実質公債費率とともに財政の健全化を推し量る重要な指標でございますので、今後その動向を注視した財政運営が必要であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今部長、答弁していただいたんですけども、家庭においた場合に、家庭でいうローン残高、また債務保証の状態を見る指標であり、返済が長引くにつれ家計も苦しい状態が続くと思いますので、早期健全化基準を超えないということでありすけれども、比率が上がる以上、やはり一般会計の負担も大きくなっていくと思います。

また兵庫県のある市では人件費のカットということもありましたけれども、今後行財政改革や経費の節減に努められると思いますが、人件費のカット等までは考えておられますか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

職員の給与につきましては、今後とも国の給与制度、これに準拠して運用に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

今現在、職員の給与を抑制することなどは特段考えてございませんけれども、何分厳しい財政状況でございますので、計画的な職員の採用等による適正な定員管理、それから時間外勤務時間の縮減など事務事業の見直しによる人件費の抑制、これには努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） もし人件費のカット等がありました場合は、やはり職員のモチベーションが下がりますので、財政運営には十分気を付けていただいで、動向を注視しながら財政運営に努めていただきますようお願いいたします。一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司） 以上で十番吉田雅範議員の質問を終わります。

四時四十分時まで休憩します。

午後四時 分休憩

午後四時四十分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（平岡清司） 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第二、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 報第四号 平成三十年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（平岡清司） 報告を求めます。松本土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 松本成人登壇〕

○土地開発公社事務局長（松本成人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第四号、平成三十年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について、地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市土地開発公社平成三十年決算書・事業報告書の一ページより御覧いただきたいと存じます。

それでは、平成三十年五條市土地開発公社決算書について御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出でございますが、これは、五條市土地開発公社の平成三十年の経常的な事業活動における収支の結果を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と、全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の実実に基づいて計上されるも

のであります。

まず、(一) 収入の部でございますが、第一款土地開発事業収益の予算額合計二億五千九百二十万円に対しまして、決算額は二億五千九百十五万七千百十九円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります、第一項の事業収益につきましては、二億五千八百三十九万七千七百六十一円となっております、公共用地の売却に係る収益でございます。

主な内容といたしましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業において、国土交通省近畿地方整備局、五條市並びに五條市土地開発公社の三者によります「用地の先行取得に関する契約」に基づき当社が先行取得しました事業用地に対する近畿地方整備局からの買戻しに係る売却収益といたしまして、平成二十六年年度国債分が八千八百四十六万六千五百六十六円、平成二十七年年度国債分が一億円、合計で一億八千八百四十四万六千六百五十六円となりました。

また、市道旧岡中線道路改良事業及び市道岡口三号線道路改良事業に供する岡口二丁目地内の五條駅南北連絡道代替地及び岡口道路改良事業用地各一部の五條市への売却収益が、合計で六千八百一十二万二千二百四十五円となっております。

次に、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります第二項の事業外収益につきましては、七十五万九千三百五十八円となっておりまして、内訳は、受取利息八百三十三円及びJR五條駅前臨時駐車場使用料五十八万五千五百円並びに各事業用地の貸付料が主なものである雑収益十七万八千五百五十五円でございます。

続きまして、(二) 支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用の予算額合計二億五千六百三十四万三千円に対しまして、決算額が二億五千五百四十三万九千二百七十七円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、土地開発公社の主たる事業に要した費用であります第一項の事業費用につきましては、二億五千四百八十七万八千八百三十八円となっております、事業用地の売却原価二億五千四百四十三万四千九百五十七円及び事務的経費を支出しております一般管理費四十三万六千八百八十一円でございます。

次に、主たる事業活動以外の活動により生じたものであります第二項の事業外費用につきましては、五十六万七千三百六十九円となっております、光熱水費など、JR五條駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

次に、第三項の予備費につきましては、その予算額五十万円の全額が不用となっております。

恐れ入りますが、二ページを御覧願います。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、ここでは、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。

まず、(一)収入の部でございますが、第一款資本的収入の予算額三十三万一千円に對しまして、決算額が十六万四千九百十四円となっております。

当該決算額の内訳は、第一項の利子補給金のみでございます。一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業以外の借入金利息支払額に對する市からの利子補給金でございます。

続きまして、(二)支出の部でございますが、第一款資本的支出の予算額合計二億六千八百一十千円に對しまして、決算額が二億五千八百五十五万七千七百七十六円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の用地取得造成事業費につきましては、決算額が五百五十二万七千三百八円となっております。まして、事業用地の維持管理及び売却準備等経費である直接経費四百五十四万四千九百三十円、借入金利息九十三万三千八百七十八円等でございます。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、決算額が二億五千三百三十四万六千八百八十八円となっておりまして、事業用地に係る借入金の償還金でございます。

内訳としましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る南都銀行への償還金としまして、一億八千四百八十三万四千六百六十八円並びに五條市基金への償還金としまして六千八百二十万円となっております。

また、資本的収入が資本的支出に對し不足する額二億五千八百三十九万二千八百六十二円につきましては、損益勘定留保資金で補てんをしております。

この損益勘定留保資金は、収益的支出における費用のうち、土地売却原価など、現金の支出を伴わない費用の計上がもとになるものであり、帳簿上に計上されたその費用の金額は、土地開発公社の会計処理上、前年度以前の未使用分も合わせて、内部留保資金として資本的収支不足額の補てん財源として使用することができますものとございます。

次に、三ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。平成三十年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純損益を表示するものであります。

一の事業収益二億五千八百三十九万七千七百六十一円から二の事業費用合計二億五千四百八十七万一千八百三十八円を差し引いた額であります事業利益三百五十二万五千九百二十三円と、三の事業外収益合計七十五万九千三百五十八円から四の事業外費用五十六万七千三百六十九円を差し引いた額であります十九万一千九百八十九円を加えた当年度の経常利益は三百七十一万七千九百二十二円の黒字となり、これと同額が当年度純利益となりました。

続きまして、四ページを御覧願います。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

利益準備金から前年度の純損失であります前年度処分額一千三百五十八万八千七百二十七円を取り崩し、平成三十年度の純利益である当年度未処分利益剰余金三百七十一万七千九百二十二円を利益準備金に積み立てるものとなっております。

続きまして、五ページから六ページを御覧願います。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。平成三十年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります平成三十一年三月三十一日における全ての資産、負債及び資本の現在高を記載したものでございます。

貸借対照日現在で、これまで導入された資金が土地や現金預金など、どのような形でどのくらい存在し、またそのために長期借入金、資本金等の資金がどのような方法でどのくらい調達されているかを対照表にして示したものが貸借対照表であり、これによって資産と負債及び資本のバランス、それぞれの残高など、財政状態が示されるものでございます。

五ページの一番下の行の資産合計の、二十二億四千六百六十九万二千二百五十円に對しまして、次のページ、六ページの中ごろに記載しております負債合計が二十億四千三百三十七万六千六百九十六円、また、下から二行目の資本合計が二億三十一万五千五百五十四円で、負債・資本合計は二十二億四千六百六十九万二千二百五十円となっております。

続きまして、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。平成三十年度における当公社の現金の動きを明らかにしたものでございます。

平成三十年度における現金及び現金同等物増加額はマイナス二十一万四千八百九十七円となり、期末残高は九百九十八万三千七百七十四円となりました。

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各財務諸表の詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

次に、八ページを御覧ください。

続きまして、平成三十年度の五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

平成三十年度事業の総括としましては、一、継続事業としまして、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業の事業用地取得及び補償につきましては、平成二十八年年度をもって完了し、平成三十年度は国からの償還を受けるとともに、公社借入金の償還及び利息の支払いを行っております。

次に、二、その他の事業としましては、保有土地の売却としまして、新町三丁目地内の野原新町公共用地四〇六・二九平米を社会福祉法人五條市あすなる福祉会に、また、岡口二丁目地内の五條駅南北連絡道代替地二一〇・三二平米、岡口道路改良事業用地一七四・三四平米、同じく岡口道路改良事業用地一七二・五八平米を五條市に売却しております。

そのほか、保有土地の暫定利用といたしまして、五條駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しております。また、当社が保有する土地につきましては、草刈等の実施による適切な維持管理、市計画事業に係る土地売却に備えた測量の実施、更に簿価上昇の抑制を図るため、引き続き市基金から借入をしているところでございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

三、臨時駐車場利用状況では、JR五條駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。

また、四、経理の状況では、平成三十年度の収益的収支及び資本的収支の状況について記載いたしております。

続いて、十ページを御覧ください。

五、理事会の議決事項としまして、平成三十年度の当公社理事会における議決事項の件名等について記載いたしております。

更に、六、職員に関する事項といたしまして、当公社事務局職員の構成を記載いたしております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

続きまして、十一ページから十二ページを御覧願います。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。平成三十年度末における当社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における当社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で二十二億四千六百九十九万二千二百五十円となっております。この内訳といたしましては、現金や預金、また事業活動において経常的または短期間に反復して発生する取引に伴い発生した資産、更に短期間に消費され、または他の形態に転換する資産であります。流動資産につきましては、現金預金の九百九十八万三千七百七十四円、基本財産の五百万円、事業用地の二十二億二千六百七十一万一千八百七十六円となっております。

次に、十二ページの負債の部でございますが、合計で二十億四千三百三十七万六千六百九十六円となっております。この内訳といたしましては、長期借入金など長期的な負債であります。固定負債が十六億四千二百九十九万九千六百七十九円で、長期借入金として、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る南都銀行からの借入が五千八百九十四万九千六百七十九円、その他事業用地の五條市基金からの借入が十五億八千二百八万円でございます。

そして、事業活動における取引によって発生した負債等であります。流動負債が四億百四十七万七千七百七十七円となっております。結果としまして、差引正味財産は、二億三十一万五千五百五十四円となっております。

十三ページ以降の付属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上で、報第四号、平成三十年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第四号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第三、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第五号 平成三十年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。谷口大塔支所長。

〔大塔支所長 谷口晶紀登壇〕

○大塔支所長（谷口晶紀）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第五号、平成三十年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の三、第二項の規定により御報告申し上げます。

当財団の平成三十年度につきましては、主に職員八名と調理士二名ほかパート職員を雇用し、施設及び事業の運営を行いました。

平成三十年度においても昨年に引き続き、大塔町の豊かな自然をお客様に楽しんでいただけるよう、各施設とも営業を行いました。また、ジビエール五條のジビエ肉やジビエカレーの販売やジビエ肉を使用した食事の提供及び土産物の開発を行ってまいりました。

平成三十年度は六月の大雨や七月、九月の台風により、宿泊客のキャンセルや団体客の利用が減ったため収入が減少いたしました。

全ての事業収入につきましては、一億三千五百九万三千九百六十七円となりました。事業支出につきましては一億三千九百三十六万九百九円となり、当期収支は四百二十六万六千九百四十二円の純損失となりました。来期につきましては、理事も民間の方に代わり企業の職員研修の受入れを進めるなど、民間ならではの新たな方策で収益を上げるよう努力してまいることとあります。

それでは、平成三十年度決算について御説明申し上げますので、別冊の平成三十年度決算書・事業報告書を御覧願いと存じます。

三ページから四ページを御覧願います。

平成三十年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支決算でございます。

当期収入額は一億三千五百九万三千九百六十七円で、前年度に比べ八百九万三円の減となっております。減収の要因としては、先ほど申し上げました、大雨や台風等の影響や団体の利用が減ったことと、ふれあい交流館のレストランを五條市漁業協同組合に貸し出したことが考えられます。

また当期支出額は一億三千九百三十六万九千九百九円となり、当期収支は四百二十六万六千九百四十二円の純損失となりました。

五ページと六ページを御覧ください。

ふれあい交流館、ロジジ星のくに、道の駅、大塔郷土館の正味財産増減計算書となっております。

「ふれあい交流館」については入浴料やカラオケ代などで三千五百二十五万三千五百五十円の収入に対し、職員一名の人件費や燃料代、光熱水費、原材料代などで三千三百十三万二千二百六十円の支出となり、差引収支は二百二十二万二千二百九十円の黒字となりました。

「ロジ星のくに」協議については宿泊料などによる四千二百六十万三千百八十五円の収入に対し、職員四名の人件費や燃料代、光熱水費、原材料代などでの四千四百七十二万七千四百四十三円の支出となり、差引収支は二百二十二万三千九百五十八円の赤字となりました。

「道の駅」につきましては、売店での売上げ等により三千六百二十八万六千五百三十七円の収入に対し、職員二名の人件費や商品の仕入れ代などで三千五百九十五万三千二百一十一円の支出となり、差引収支は三十三万三千三百二十六円の黒字となりました。

「大塔郷土館」につきましては食事代などで一千八百八十六万二千八百六十円の収入に対し、支出は職員二名の人件費やパート代、材料の仕入れ代などで一千四百四十八万六千二百七十二円となり、差引収支は二百六十二万三千四百十二円の赤字となりました。

続きまして七ページ、八ページを御覧ください。

デイサービス等の福祉事業、赤谷オートキャンプ場、大塔水車小屋、事務局費に当たります法人会計の正味財産増減計算書になります。

「福祉事業」はデイサービスの本人負担金や介護保険金などで八十五万四千七百四十円の収入に対し、看護師やヘルパーの賃金などで百九十七万七千二百二十九円の支出となり、差引収支が百二十二万二千三百八十九円の赤字となりました。

「赤谷オートキャンプ場」は砂防工事等が進められておりますが、再開には至っておりません。

「大塔水車施設」については、十二万円の収入に対し二十二万七千四百円の支出となり、差引収支は十万七千四百円の赤字となりました。

事務局費に当たります「法人会計」につきましては、八百一十一万三千九百九十五円の収入に対し職員一名の人件費などで八百八十六万四千九百十円の支出となり、差引収支は七十五万一千九百九十五円の赤字となりました。

十一ページから十三ページまでの施設ごとの貸借対照表内訳表、十四ページと十五ページの平成三十年一般財団法人大塔ふる里センター事業報告につきましては説明を省略させていただきますので、御清覧いただきたいと存じます。

令和元年度におきましては、本年度から企業の職員研修の受入れを行い利用客の増加を図るとともに、各施設の経費の削減、大塔の特産品・ジビエ肉などの販売に一層努めてまいりたいとのことであります。

以上で、平成三十年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業についての報告を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）何点か質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

一度に申し上げます。よろしくお願ひいたします。

二ページの流動負債の未払金、昨年度より増えておりますが、その要因と内訳について教えてください。

そして次に、ロッジ星のくに、そしてまたマイナスとなっております部分ですね、大塔郷土館、大変赤字が出ておりますが、その要因。

そして次に、休館日の看板の付け方でございますけれども、道の駅に關しまして、トイレは開けておられますので、トイレは自由に入る状態でございます。トイレを利用された方が上上がっていくのですね。階段を上って、上上がって行って閉まっておるというのが分かるんですよ。そしてパンフレットだけ持って帰る人がおられる。それはそれでいいんですけども。年配の方が期待をして上上がって行く。以前には休館日というチェーンを張ってくれておったのですけれども、五月二十九日に私が行かせていただいた休館日にはチェーンも何にもなく、年配の足の悪い方が足を引きずりながら手すりを持って上まで行っておられる方が何組もおられました。それはどう考えておるかということ。

最後に、先ほど赤字の要因として、五條市の漁業組合に経営を任しておるレストランで赤字になったということをご説明の中でございましたけれども、どうしてなのか教えていただけますか。

何点か申し上げましたけれども、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず二ページの未払金でございます。未払金というのは三月中に購入した品物でございます。例えばロッジ星のくにで使用します食料費、そして売店等で販売します品物等で、三月中の購入分で未請求分ということで、請求をまだいただいていない分、その分の未払金でございます。

次に二つ目でございます。

赤字の要因でございます。……まず赤字でございますが、ロッジ星のくにでございます。星のくににつきましては、先ほど説明にもござい

ましたように六月の大雨、そして七月から九月に掛けての四つの台風によりましてキャンセルの増加と団体客の利用減少ということ、そして山口議員から最後にあった、漁業組合に貸したというところでございます。これもちよつとつながると思うのですけれども、昨年のふれあい交流館のレストラン営業しているときは二十九年度の売り上げで四月から十二月までほぼ七百一十万円の売上げがございました。これは売店も含んでございます。そして現在、昨年平成三十年の四月二十八日から漁業組合にレストラン銀河を貸し出ししておるんですけれども、この家賃収入といたしまして三十三万二千円の賃料をいただいております。その差額を差し引くと六百六十万円ほどの差額がございます。この辺のところも赤字の要因になったと思われれます。

次に、看板でございます。議員お述べのとおり看板は以前から設置を考慮しておるのですけれども、その辺をよく分かるように今後考えてまいります。四つ目の漁業組合のレストランの件ですけれども、これにつきましては、先ほどの赤字の要因と関連しております。

以上でございます。（「郷土館、言うてませんよ。」の声あり）

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

申し訳ございません。大塔の郷土館でございます。郷土館につきましては、施設の中では売り上げは伸びておるんですけれども、それ以上に正規職員二名の人件費が増えているということ聞いております。

そして国道一六八号の工事が以前入っていたんですけれども、今回、工事も終わって弁当の数もかなり減ったということ聞いております。以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）来期から民間に委託するという中でですよ、まず漁業組合でございすけれども、このレストランを経営していただく業者がなくて漁業組合が手を上げていただいて五月の連休に間に合うようにということ営業していただいたんじゃないですか。家賃収入が少ないいにもかかわらず、……貸したわけですよ。それが大きな赤字要因になっておるって、漁業組合が聞いたら怒りますよ。それやったらもう辞めてしまいますわと、感謝してこそ初めて漁業組合の方が喜んでいただけれると思うんですよ。そういった中で市長とか副市長、その辺で営業していただいて漁業組合がレストランできるようにしていただいたんじゃないですか。その辺もうちよつと理解を求めるような発言をされた

方が良からうかと思えます。

そして次に、ロジックのくに関しまして、施設の老朽化、バリアフリーでない部分がかかなり目立ってきております。今の時代におきましてバリアフリーが全然進んでいないというのが実情であるから集客が望めない。お年寄りが階段を降りて行きにくいところがございます。来期にこの商社に引き渡すのにその辺もしっかりと検討していただきたいという思いで私は言わせてもらっているんですよ。

そして次に、大塔郷土館、営業しているのか営業していないのか分からない、チェーンが張ってあったら、ああ営業してないんやなど。チェーンが張ってなかったら営業したんやと。一体何をしとんど、あそこで御飯を食べさせてくれるところかどうか何も分からないじゃないですか、あそこを通って分かりますか、ここで何をやっているか。食事できますよ、こんなメニューありますよって、入り口まで行けば分かりますわ。その建屋の入り口まで足を運べば。しかし道を通るときにここで何を……、立派な建物あるなというぐらいしか見えないじゃないですか。いわゆる集客を目的とした看板を設置していないというところに問題があるのではなからうかと思えます。

そうした全てのこと、思いが、休館日の看板にあるんですよ。休館日の看板を付けていない、例えば年配の方が難儀して階段を上ってもドアが開まっているという、……その心の……どう言いますかな、配慮がないからそういうところが思い付かないでしょう。だからそういう方が経営をしておりますと集客できないというような、当然じゃないですか、その辺いかがお考えですか。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、そういうような指摘はございました。郷土館いつも右側の方だけ鎖を付けて左だけ外してあると、そういうような状態がありますので、職員には注意はしております。

今後、そういうようなことが二度とないように注意を徹底していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これで最後にさせていただきます。

来期から民間に変わるわけですわ。そのままいい形でいけばいいですけども、いきなりあんたら何しとんどということ、理事の、いわゆる営業とかいろんな専門の方が運営に携わってくれるわけですわ。その中において実態をしっかりと見ていただいて、ここはこう改善せな

あかんことをしっかりと受け入れられる施設になるかどうかなんですわ。それは職員の方にもかかっておりますし、パートの方にもそういう意識が伝わるかどうか、なければこのふるさと財団がこれから発展するのは大変厳しいと思います。幾らいい案を持ってこられても、絵に描いた餅にしかならないという、今年度もう一年ございませうので、その辺の意識の改革を少しでも変えていただいて、より良い取組をしていたけるようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程四第、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第六号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成三十年五條市一般会計補正予算（第七号））。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第六号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成三十年五條市一般会計補正予算（第七号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページより御覧いただきたく存じます。

本案は、一括入札を予定しておりました小学校空調設備整備事業について、児童の熱中症対策に伴い、全国的に空調設備の整備が行われている状況を考慮し、予定工期内でのしゅん工を図るため、分割入札としたことから、工事に係る経費が増加し、現計予算に不足が生じ、歳入歳出予算補正等の予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成三十一年三月二十五日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年年度五條市一般会計補正予算（第七号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ七百五十万円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに二百二十七億九千四百二十七千円となったところでございます。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

九款教育費、三項小学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費の七百五十万円でございますが、各小学校空調設備整備工事費の追加でございます。各小学校の空調設備整備に係る工事費について、入札方法の見直しにより増加することとなった経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十八款繰入金において二百七十万円を、二十一款市債において四百八十万円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、追加事業でございます。

八款消防費、一項消防費、消防資機材整備事業の五十四万円でございますが、消防団活動用資機材の納品に時間を要したことから、年度内完了が困難となり、翌年度に繰り越したものでございます。

なお、当該資機材については、去る四月二十六日付けで納入が完了いたしております。

続きまして、変更事業についてでございます。

九款教育費、三項小学校費、小学校空調設備整備事業でございますが、先ほど御説明いたしました各小学校の空調設備の整備に要する工事費七百五十万円を追加し、繰越明許費の総額を一億六千二百七十万円とするものでございます。

なお、事業の完了につきましては、八月末を予定しております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」、「十番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）この空調設備の件なんですけれども、委員会でも僕質問させていただいたことがあるんです。全国的に、大型物件の公共工事ができる電器屋さんってかなり少ないみたいで、奈良県下においてもなかなか業者選定が難しいというような状態であるので、実際これは暑くなるまでに子供たちのためにやってあげられるのかということ聞かせていただきました。そのときに、できるというような御意見をいただいていますけれども、結局これが終わるのが八月末ということで、子供たちが本当に使えるのが九月の残暑の部分でしかないのかなと感じるのですけれども、実際、業者選定が困難になっているので割ったと思うんですけれども。

また価格も七百五十万円、余計にお金が掛かってしまったという状態を踏まえてどういったプランニングをしていたのか、まずその辺を教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

当初、七校を一括で工事を発注するという事で予算計上をしておりました。それが一億五千万円でございます。ただ入札する時期になりまして全国的にエアコンの納期等が遅れておると、そして入札も不調になっておるといような情報が入りまして分割にしたわけでございます。ただそれでも不調が二度ございまして、不調になったところは八月末という工期になった次第でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）これはこういう形になるのは分かっていたと思うんですよ。実際こういう形になるのは分かかっていて、例えば奈良県下の大型物件を扱っている電器屋さん聞いたら、こんなに回れることないと、業者の取り合いがすごく奈良県下でも始まっていて、これはできることはないと思いますという意見を聞いていたので、僕はできるのかと確認を取ったんですけれども、できるんだったら、できるといような話やったんです。現在こういう形になってしまっているんですけども、こういう物件が今後もまたあるかもしれないけれども、しっかりそれを対処していただかないと、夏場暑い状態で子供たち教室でというような状態が続くわけですよ、今年度は我慢しろということ、

せっかくお金が付いて涼しいところで勉強できるのを今年是我慢してくださいというような状態になってしまっているのでね、その辺は出来る限り早くに始めて早期に完了してもらいたいとお願ひ申し上げたいと思います。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 昨年九月、私も一般質問をさせていただいて、十二月にも補正していただいたと思うんです。それからの入札に至るまでを時系列で教えていただけますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず十二月に一億五千万円の補正予算を認めていただきました。その前に設計費を九月の補正予算で認めていただいておりますので、実施設計をしております。設計が完了したのが二月末でございます。それから入札に掛かったわけなんですが、そこで分割発注すれば現計予算に不足が生じるということが判明いたしました。七百萬円の追加をしていただいたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） いや、私二つに分けたさかい費用が掛かったとかって、それは仕方がないことやと思うんですよ。せやけど十二月に補正を組んであったのに、どうして間に合わなかったんかなと思つてね、今更言つても仕方ないけれども、ちよつと残念なところがあるんですわ。

今後、エアコンだけじゃなしに、入札とか、不調になるとかというのはちよくちよくあるみたいなので、やはり予算を組んだ以上はできるだけ早く入札の段階に持つていつていただけるように、このエアコンだけじゃなしに、していただきたいと思ひます。答弁結構です。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第五、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 報第七号 平成三十年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（平岡清司） 報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第七号、平成三十年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の五ページより御覧いただきたいと存じます。

平成三十年度の繰越明許費につきましては、去る三月市議会定例会において御議決いただきました二十七事業及び三月二十五日付けで専決処分いたしました一事業の全二十八事業について、繰越確定額でございます十七億八千六百六万五千円について、地方自治法施行令第四百十六條第二項の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の六ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

各事業の概要につきましては、三月定例会において既に御説明申し上げますので割愛をさせていただきます、繰越確定額と事業完了予定を御報告申し上げます。

なお、繰越限度額と繰越確定額が同額の事業については、繰越確定額のみを報告とさせていただきます。

それでは、各事業について御説明申し上げます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、新庁舎整備事業につきましては、繰越確定額は百九十四万四千円、事業完了予定は令和元年七月でございます。

次に、新庁舎敷地整備事業につきましては、敷地造成工事の進捗により、繰越限度額一億三百七十六万円に対し、繰越確定額は八千七百七十六万八千円、事業完了予定は令和元年九月でございます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、花咲寮整備事業につきましては、繰越確定額は三千二百五十万円、事業完了予定は令和元年六月でございます。

次に、四款衛生費、二項清掃費、ごみ中継施設整備事業につきましては、繰越確定額は二億四千二百九十三万八千円、事業完了予定は、令和元年六月でございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、農村集落センター改良事業につきましては、繰越確定額は三百七十万円、事業完了予定は令和元年九月でございます。

次に、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、繰越確定額は六百万円、事業完了予定は令和二年二月でございます。

次に、農村地域防災減災事業につきましては、繰越確定額は一千六百十三万四千円、事業完了予定は令和二年三月でございます。

次に、同款、二項林業費、市単独林道改良事業につきましては、繰越確定額は一千二百万円、事業完了予定は令和元年七月でございます。

次に、(仮称)木質チップ生産施設整備事業につきましては、繰越確定額は五千五百三十万円、事業完了予定は令和元年九月でございます。

次に、六款商工費、一項商工費、きすみ館大規模改修事業につきましては、繰越確定額は二百八十一万九千円、事業完了予定は令和元年七月でございます。

次に、プレミアム付商品券事業につきましては、繰越限度額三百五十六万円に対し、繰越確定額は国庫支出金と同額の三百十五万八千円でございます。事業完了予定は令和二年三月でございます。

七ページをお願いいたします。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業につきましては、工事内容等の見直しにより、所要の事業費が予算額を下回ったことなどから、繰越限度額四千七百四十万円に対し、繰越確定額は三千九百七十二万円でございます。事業完了予定は令和元年八月でございます。

次に、道路改良事業につきましては、繰越確定額は一億四百二十万円、事業完了予定は令和二年三月でございます。

次に、橋梁維持修繕事業につきましては、工事内容等の見直しにより、所要の事業費が予算額を下回ったことなどから、繰越限度額二億二

千万円に対し、繰越確定額は二億一千四百九万四千円でございます。事業完了予定は令和二年三月でございます。

次に、橋梁新設改良事業につきましては、繰越確定額は一千八百万円、事業完了予定は令和元年八月でございます。

次に、同款、三項河川費、河川維持修繕事業につきましては、繰越確定額は六百五十万円、令和元年五月に事業完了しております。

次に、同款、四項都市計画費、中央公園拡充整備事業につきましては、繰越確定額は六千二百二十二万八千円、事業完了予定は令和二年三月でございます。

次に、周遊観光拠点施設整備事業につきましては、繰越確定額は六千三百七十二万円、事業完了予定は令和元年八月でございます。

次に、同款、五項住宅費、市営住宅長寿命化事業につきましては、繰越確定額は六百十五万六千円でございます。

なお、本事業につきましては、令和元年五月末で完了しております。

次に、八款消防費、一項消防費、消防資機材整備事業につきましては、繰越確定額は五十四万円でございます。

なお、本事業につきましては、平成三十一年四月末で完了しております。

次に、九款教育費、一項教育総務費、認定こども園整備事業につきましては、繰越確定額は一千八百八十万円で、事業完了予定は令和元年七月でございます。

次に、同款、三項小学校費、小学校空調設備整備事業につきましては、繰越確定額は一億六千二百七十万円、事業完了予定は令和元年八月でございます。

八ページをお願いいたします。

十款災害復旧費、二項農林業施設災害復旧費、林道災害復旧事業につきましては、繰越確定額は一千二百七十万円、事業完了予定は令和元年十二月でございます。

次に、農地災害復旧事業につきましては、繰越確定額は二千三百五十二万三千元、事業完了予定は令和二年三月でございます。

次に、農業用施設災害復旧事業につきましては、繰越限度額一億三千九十五万三千元に対し、繰越確定額は一億二千七百三十万九千円、事業完了予定は令和二年三月でございます。

次に、同款、三項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業につきましては、繰越限度額三億五千六百一十四千円に対し、繰越確定額は三億五千二百五十一万四千円、事業完了予定は令和二年三月でございます。

次に、河川災害復旧事業につきましては、繰越限度額一億五千万円に対し、繰越確定額は一億一千三百四十八万四千元、事業完了予定は令和二年三月でございます。

次に、同款、四項その他公共施設・公用施設災害復旧費、観光施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額は八百七十一万六千元、事業完了予定は令和元年六月でございます。

繰越事業につきましては、以上でございます。

未完了の事業につきましては、早期完了に向け鋭意取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今御説明いただいた、繰越明許の七ページ下から四つ目、住宅費六百十五万六千元、これは何戸分でなぜ繰越で遅れてきたのか、どこの住宅なのか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、東田中団地三号棟、四号棟の排水取替工事でございます。

繰越の理由といたしましては、入札不調により繰越になったというふうなところでございます。

現在五月末にて完了済みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第六、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第八号 平成三十年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第八号、平成三十年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の九ページより御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、平成三十年度中に完了を予定しておりました繰越明許費によるものうち、当該年度内に支出が終わらなかった事業について、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定により、事故繰越しとさせていたところでございます。

なお、事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令第五十条第三項の規定により、繰越明許費の手続を準用することから、ただいま御覧いただいております事故繰越し繰越計算書を調製し、報告を行うものでございます。

それでは、事業内容について御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

七款土木費、四項都市計画費、防災力強化棟建設事業でございますが、建屋基礎部分における杭打ちの施工工程に日数を要し、年度内完了が困難となったことから、平成三十年度の支払限度額から支払済額九千八百七十九万円を差し引いた、一千八百二十一万円を事故繰越しとしたものでございます。

財源につきましては、市債が一千八百二十万円、一般財源が一万円でございます。

なお、しゅん工予定日は令和元年九月末を予定しております。

次に、同款、同項、総合体育館設備等浸水対策事業でございますが、工事資材の鋼矢板製造業者において、高炉トラブルが発生したことにより、製品の入荷に日数を要し、年度内完了が困難となったことから、契約額から支出済額三千五百二十七万円を差し引いた、二千百三十五万千百六十円を事故繰越しとしたものでございます。

財源につきましては、市債が七百七十万円、一般財源が一千三百六十五万一千六百六十円でございます。
なお、しゅん工予定日は令和元年六月末を予定しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第七、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第九号 平成三十年年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）失礼します。

ただいま上程いただきました報第九号、平成三十年年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページから十二ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

上水道配水管移設等事業の予算計上額六千五百六千円のうち、一千五百十二万円を翌年度に繰り越したものでございます。
繰越理由につきましては、資材の納入等に遅延が発生し、不測の日数を要したことから繰越しとなりました。

財源につきましては、損益勘定留保資金を充てております。

なお、事業につきましては、本年五月末にしゅん工しております。

次に、宗桧上地区統合簡易水道事業で、予算計上額一億五千七百五十四万二千円のうち、一億二千八百三万四千円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由としまして、申請しておりました国庫補助金の交付決定が遅れたため、工事発注に遅延が発生し、繰越となりました。財源につきましては、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金を充てております。

なお、この事業は、本年九月末日の完了を予定しております。

次に、機械及び装置更新等事業で予算計上額三千九百八十七万三千六百六十円のうち、二千五百六十五万円を翌年度に繰り越したものでございます。

この繰越事業は、二見加圧ポンプ更新工事とクラウド広域監視サービス導入工事で、両工事の施工においてポンプ停止による作業を行う必要があります。

ポンプ停止の時期や期間を最小限に抑えるため、現地配管調査や施工工程の調整に不測の日数を要することから繰越となりました。財源につきましては、損益勘定留保資金を充てております。

この事業につきましては、本年七月末に完了する予定であります。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第八、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第十号 専決処分の報告、承認を求めについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十号、五條市税条例等の一部改正の専決処分報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律等が平成三十一年三月二十九日付で公布されたことに伴い、平成三十一年度における本市の市税の課税に急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月二十九日付をもって専決処分としたため同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し併せて承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、議案書十五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに第一条の五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、第三十四条の七第一項及び第二項では、寄附金税額控除について規定の整備をいたしております。

次に、附則第七条の三の二第一項では、住宅借入金等特別控除の控除期間の拡充について規定しており、第二項では住宅借入金特別控除に係る申告要件の廃止をし、第三項では、第二項の改正に伴う規定の整備をいたしております。

次に、附則第七条の四では、第三十四条の七の改正に伴う規定の整備をいたしております。

次に、附則第九条の前の見出し並びに同第一項、第二項及び第三項では個人市民税に係る寄附金控除に係る申告の特例について、規定の整備をいたしております。

次に、附則第九条の二では、規定の整備をいたしております。

恐れ入りますが、議案書十五ページから十七ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、附則第十条の二第一項から第二十七項まででは、規定の整備をいたしております。

次に、附則第十条の三では、第六項から第十二項まで規定の整備を行うとともに、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置

の適用を受けようとする者がすべき申告について、規定しております。

恐れ入りますが、議案書十七ページから十九ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、附則第十条の三の次に、平成二十八年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を第十条の四として規定いたしております。

次に、附則第十三条の二第三項では、規定の整備をいたしております。

恐れ入りますが、議案書十九ページから二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、附則第十六条第一項から第七項まででは、規定の整備を行うとともに、軽自動車の税率の特例について、重課を平成三十一年度に限ったものとし、平成二十九年度分の軽課を削除する規定をいたしております。

次に、附則第十六条の二第一項では、附則第十六条の改正に伴う規定の整備をいたしております。

次に、附則第二十二条第三項及び第四項では、規定の整備をいたしております。

続きまして、第二条による一部改正について御説明を申し上げます。

まず、第三十六条の二では、規定の整備を行うとともに、市民税の申告において申告書記載事項を簡素化する規定をいたしております。

次に、第三十六条の三の二及び第三十六条の三の三第一項では、規定の整備を行うとともに、個人市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書において、単身児童扶養者の記載事項を追加する規定をいたしております。

次に、第三十六条の三の三第二項、第四項及び第三十六条の四第一項では、規定の整備をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十二ページから二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、附則第十五条の二では、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例を規定いたしました上で、同条を附則第十五条の二の二とし、環境性能割を非課税とする臨時的軽減を附則第十五条の二として規定をいたしております。

次に、附則第十五条の六では、軽自動車の環境性能割の税率の特例として、税率を一パーセント減とする臨時的軽減の規定をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十三ページから二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、附則第十六条では、規定の整備を行い、軽自動車税について重課の規定を整備するとともに、平成三十二年分及び平成三十三年分

分の軽課について規定いたしております。

附則第十六条の二では、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定いたしております。

恐れ入りますが、議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、第三条による一部改正について御説明を申し上げます。

まず、第二十四条第一項では、単身児童扶養者を非課税措置の対象へ追加することについて規定をいたしております。

次に、附則第十六条では、規定の整備を行うとともに、軽自動車税の税率の特例について、平成三十四年度分及び平成三十五年度分の軽課対象を電気軽自動車等に限った上で規定いたしております。

恐れ入りますが、議案書二十六ページから二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、第四条による五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正では、平成二十八年に改正されました軽自動車税に関する規定の整備をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十七ページから二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、第五条による五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正では、平成三十年に改正されました法人の市民税の申告納付について、規定の整備を行うとともに、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合のゆうじょ措置について規定いたしております。

続きまして、第六条による改正では、都市計画税条例の一部について規定の整備をいたしております。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十ページから三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

まず第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条から第四条まででは市民税について、また第五条では固定資産税について、さらに第六条から第八条まででは軽自動車税についてそれぞれ経過措置を定めております。

最後に第九条及び第十条では都市計画税に係る経過措置について定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第九、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第十一号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（平岡清司）報告を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました報第十一号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十五ページから三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成三十一年三月二十九日付けで公布されたことに伴い、平成三十一年度における国

民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成三十一年三月二十九日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めたものであります。

主な改正内容につきましては、地方税法施行令の改正に併せて、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を引き上げる改正と、低所得者の保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得を引き上げる改正をするものです。

それでは、改正条例の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書、三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第二条第二項及び第二十一条では、基礎課税額の限度額を、五十八万円から六十万円に改正するものでございます。

次に、第二十一条第二号では、低所得者の保険税の均等割及び世帯割に係る五割軽減では、二十七万五千円から二十八万円に、また同条第三号では、二割軽減では、五十万円から五十一万円にそれぞれ基準となる所得額を引き上げるよう改正するものでございます。

附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。（「議長、今数字の発言の間違いがなかったか再度確認願います。六十一万を六十万と言ったように思いますけれども……、訂正を今してください。」の声あり）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいまの私の発言につきまして、基礎課税額の限度額の方の数字が少し間違っております。訂正させていただきます。五十八万円から六十一万円に改正するものでございます。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（平岡清司）もう一度採決に戻ります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第十二号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市介護保険条例の一部改正）。

○議長（平岡清司）報告を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程されました報第十二号、介護保険条例の一部改正についての専決処分報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、本年三月二十九日に介護保険法施行令の一部改正が施行されたことに伴い、介護保険料の賦課に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、政令施行日と同日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるところでございます。

改正理由につきましては、本年十月に消費税率の引き上げに伴う介護保険料の軽減強化のため、平成三十一年度分からの介護保険料へ公費を投入し、所得の低い第一号被保険者の介護保険料の軽減を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、恐れ入りますが、議案書四十ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の第三条第二項の所得段階が、第一段階の介護保険料を平成三十一年度から平成三十二年度まで二万九千三百円に改めるものであり

ます。

また、所得段階が第二段階の介護保険料を四万四千五百十円に、第三段階の介護保険料を五万六千二百二十円にそれぞれ改めるため、同条に次の二項を加えるものであります。

なお、附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第十三号 専決処分報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市農業集落排水特別会計補正予算（第一号））。

○議長（平岡清司）報告を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十三号、専決処分の報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市農業集落排水特別会計補正予算（第一号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書の四十一ページより御覧いただきたいと存じます。

本案は、西吉野町滝地区の農業集落排水処理施設について、浄化装置の修繕等に係る歳入歳出予算の補正に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和元年五月十日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を得るものでございます。

お手元の別冊の令和元年度五條市農業集落排水事業特別会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、本特別会計の歳入歳出予算にそれぞれ三十九万四千円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに三百九万四千円となっております。

なお、本修繕につきましては、令和元年六月下旬を完了予定としております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第十二、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第二十二号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明） ただいま上程いただきました議第二十二号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法第七十四条第一項に規定する専門委員を設置し、その報酬を支給するための条例改正について、地方自治法第九十六条第一項の規定より議会の議決を求めるものでございまして、当該専門委員は、食品ロスの削減を始め、市民の食育や食生活及び特産物の開発・宣伝等に対する市の施策の推進について広く指導・助言を行うものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十四ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、改正条例の本則でございしますが、報酬及び費用弁償の額を規定した別表中、「六十三 五條市不当要求行為等審査会委員」の項の次に「六十四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項に規定する専門委員」を追加し、当該委員の報酬を「月額五万円」とするものでございます。

また、旅費につきましては、他の委員と同様に規定いたしてございます。

本則は以上でございます。

次に、附則でございますが、施行期日を「公布の日」といたしております。

なお、当該専門委員については、前帝塚山大学現代生活学部食物栄養学教授、河合洋見氏の選任を予定いたしてございます。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）以前、テヅカフェのところで行ってくださった教授やと思いますけれども、月にしたら何日ぐらい来られますんやろ、指導に。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず専門員の実働でございませうけれども、月四回、一回当たり二時間程度を想定してございます。

次に、報酬月額でございませうけれども、厚生労働省が実施しております平成二十八年度賃金構造基本調査、これによる大学教授の給料時間単価から一時間当たり五千九十円というふうにして、それに交通費を加味いたしまして、月額五万円という規定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）トイレ休憩のため六時三十五分まで休憩します。

午後六時十七分休憩に入る

午後六時三十四分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（平岡清司）次に、日程第十三、議第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十三号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程いただきました議第二十三号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、平成三十一年四月一日に施行されたことに伴い規定の整備を行うためのもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正から、災害援護資金の貸付を受ける場合に、保証人を立てなければならない旨の規定が、削られたことに伴い、本市の条例に保証人を立てることができる旨の規定を加えることといたしました。

また保証人は、貸付を受けた者と連帯して、債務を負担するものとし、保証債務には違約金を含むものとしたしました。

次に、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正におきまして、災害援護資金の貸付利率について条例で定める旨が規定されたことに伴い、従来は三パーセントとされていた利率を引き下げ、保証人を立てる場合は無利子、また保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子で措置期間経過後は、一・五パーセントとすることといたしました。

この利率につきましては、東日本大震災の際に特例で適用された利率を参考に、同様の利率としたものでございます。次に、災害援護資金の償還方法につきまして、従来の年賦または半年賦償還に月賦償還を追加いたしております。またその他といたしまして、この法律の改正に伴う文言の整理を行っております。

最後に、この条例の施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付につきましては、従前の例によることとし、施行期日を公布の日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今の説明で災害援護資金の貸付を受けようとするものは保証人を立てることができるとなっています。この場合の保証人というのは連帯保証人ですか、それともただの保証人ですか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

ただの保証人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第十四、議第二十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第二十四号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） ただいま上程いただきました議第二十四号、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、従前より児童福祉法の規定に基づく市町村の認可を受けた、家庭的保育等を行う事業所に求められていた当該事業所を卒園する満三歳以上の児童の卒園後の受け皿となる保育所や幼稚園又は認定こども園といった連携施設の確保要件を緩和する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成三十一年四月一日から施行されたことに伴う、規定の整備を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものとございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

初めに、第六条について第六条第二項中「こと」の次に「とすること」を加え、同条第三項の次に、第四項として、満三歳児未満の児童を対象とした家庭的保育事業者等による保育が終了した後の児童に対し、保育・教育の場を提供する保育所等の連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は不要とすることを、第五項として、この場合において、家庭的保育事業者等は利用定員が二十人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設で市長が適当と認めるものを、連携協力を行う者として確保しなければならないとすることを、追加するものとございます。

次に、第十六条、第三十七条につきましては、条例整備に伴う文言整理を行うものとございます。

次に、第四十五条第二項につきましては、満三歳以上の児童を受け入れている保育所型の事業所内保育事業所で、市長が適当と認めるものにつきまして、連携施設の確保を不要とすることを追加するものでございます。

次に、附則第三条につきましては、連携施設を確保しないことができるかとされている経過措置の期限を五年から十年に改めるもので、なお、附則につきましては、施行期日を規定するものでございます。

また、現在、五條市には認可を受けた家庭的保育事業所等はありません。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 先ほど一般質問でもございましたけれども、いわゆる家庭的保育事業というのを再度御説明いただきたいと思えます。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 九番山口議員の御質問にお答えします。

家庭的保育事業所等とは児童福祉法第六条第三項、九項から第十二項に規定されているもので、主に保育所の原則二十名以上より少数の単位で子供を保育する事業者でございます。

主なものとして次の四事業がございます。家庭的保育事業で定数が一名から五名、また小規模保育所、定数が六名から十九名、次に居宅型訪問保育事業、事業所内保育事業等がございます。

認可事業につきましては、市が認可するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いわゆる五條市がそれを認可しておるもので、五條市内の施設、一般質問であったとおりでですか。……でもないんですか。五條市の施設は何か教えてもらえますか。ないんかな。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

現在、五條市には家庭的保育事業所等はありません。

一般質問であったのは認可外保育施設ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十五、議第二十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十五号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第二十五号、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書五十ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、五條市し尿汲取料等審議会の答申に基づき、し尿汲取料及び、し尿処理料に係る規定を削るため、本条例の一部を改正するもの
でございます。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

お手元の議案書五十一ページを御覧願います。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一のし尿の項を削る。

附則、この条例は、令和元年七月一日から施行するものとございます。

附則第二項汲取料の規定を削る理由は、平成二十九年より、し尿収集、運搬業務を許可制に変更したことにより、市町村が処理してい
ない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることができなくなったためです。

続きまして、別表第一の処理料を削る理由は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第六条の二第一項により、し尿の処分は市の責務で
行なうものなので、処理料の規定を削るものです。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康） この条例改正によってくみ取業者がどう変わるのか。またくみ取っていただく市民がどう変わるのか。この辺ちよつと教
えてください。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

くみ取料金は、市民の負担は従来と何ら変わりません。ただし五條市民が負担しております十六円の処理を廃止することによりまして、業
者は十六円増えるというふうになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 市民サービスは低下しないということで、料金は変わらないということですが、集金業務が問題あるんじゃないかと

言って業者さんの方から、以前から御提案いただいておって、勉強を少し僕もさせてもらったことがあるんですけども、五條市は若干くみ取料が安かったと思うんですよ、業者さんに支払われる。この十六円が業者さんに支払われることになった場合ね、それで大体近隣の市町村から比べたら汲取料はどれぐらいの推移なのか、その辺分かったら教えてください。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

近隣の推移なのですが、御所市が百四十六円でございます。五條市と一緒にし尿をしております吉野町は二百三十円でございます。隣の橋本市が二百十六円でございます。まだ今百円にさせていただいても料金は安い状況でございます。しかしくみ取料は公的要素を有しておりますので現状の百円の間させていただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十六、議第二十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第二十六号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第二十六号、令和元年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市一般会計補正予算（第一号）のページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては三億八千四百三十四万四千

円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百十六億八千五百二十四万四千円となるとなっております。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、一節報酬の四十五万円でございますが、専門委員報酬を予算化するものでございまして、食に関する市の施策の推進に関し、広く指導・助言を求めめるため、新たに地方自治法第七十四条第一項に規定する専門委員を設置し、その報酬を支給するため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項、七目企画費、十三節委託料三百五十万円でございますが、サイクリングイベント事業委託料を予算化するものでございまして、五條市観光交流センターの利活用の推進と交流人口の増加等を目的として、同センターを拠点とした市内サイクルマップの作成及びサイクリングイベントを開催するため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同款、十目自治振興費、十九節負担金補助及び交付金の二百五十万円でございますが、コミュニティ助成事業助成金を予算化するものでございまして、防犯体制強化のため、自治会が主体として実施するLED防犯灯の設置に対し、一般財団法人自治総合センターが所管する一般コミュニティ助成事業助成金（原資自治宝くじ収益金）を活用して助成を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を事業助成金として見込んでおりまして、三月二十八日付けで県より助成事業の決定通知を受けております。

次に、同項、十五目大塔支所費、十九節負担金補助及び交付金の一千四百三十八万円でございますが、集落ネットワーク圏形成支援事業補助金を予算化するものでございまして旧大塔小・中学校を拠点として大塔福祉ふれあいの会が実施する児童発達支援や就労継続支援などのコミュニティ再生事業に対し、総務省が所管する過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおりまして、五月二十三日付けで交付の決定を受けております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、十三目介護保険推進費、二十八節繰出金の二千九百七十七万四千円でございますが、介護保険特別会計繰出金を追加するものでございまして、三月二十九日付けで介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行され、低所得者に対する介護保険料の軽減について、消費税率の引き上げに伴いさらなる強化を行うため、減額となる介護保険料と同額を一般会計から介護保険特別会計へ繰り出すため、所要額を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、一千四百八十八万七千円を国庫負担金として、七百四十四万四千円を県支出金として見込んでおります。続きまして、九ページ下段から十ページをお願いいたします。

次に、同款、二項児童福祉費、三目ひとり親家庭福祉費、三節職員手当等五万九千円から十九節負担金補助及び交付金の計五十万円でございますが、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金及び当該給付金の給付に要する事務的経費を予算化するものでございまして、国から三月に示された事業実施内容に基づき、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫補助金として見込んでおります。

次に、同項、六目児童福祉施設費、十三節委託料八百六十万円でございますが、保育料無償化システム改修業務委託料を追加するものでございまして、十月から実施される幼児教育、保育の無償化について、国より制度の詳細が示されたことから、当初予定していた電算システムの改修業務内容を変更するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該委託料については、変更後の予算額を一千万円とするため、当初予算に計上した百四十万円を差し引いた八百六十万円を追加するもので、財源につきましては、九百九十九万四千円を国庫補助金として見込むため、一般財源は六千円となることから、当初予算額の百四十万円から百三十九万四千円を減額するものでございます。

次に、四款衛生費、二項清掃費、三目し尿処理費、十三節委託料百六十万円及び十五節工事請負費七千六百万円でございますが、(仮称)二見地区多目的広場整備工事費及び監理業務委託料を予算化するものでございまして、衛生センター解体撤去後の跡地に整備する同広場について、設計業務が完了したことから、早期の事業完了を図るため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を市債として見込んでおります。

十ページ下段から十一ページを御覧ください。

次に、六款商工費、一項商工費、七目プレミアム付商品券事業費、十一節需用費三百二十二万円から十九節負担金補助及び交付金二億三千五百万円の計二億四千五百三十万円でございますが、プレミアム付商品券事業費を追加するものでございまして、十月に予定されている消費税率の改定に伴って実施されるプレミアム付商品券事業の事務的経費並びに同商品券負担金について、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち五千七百三十万円を国庫補助金として、一億八千八百万円を諸収入、売上金でございまして、見込んでおります。次に、八款消防費、一項消防費、三目消防施設費、十三節委託料百五十万円でございまして、地質調査業務委託料を予算化するものでござい

いまして、住川町地内で実施を予定しております耐震性貯水槽整備事業について、関係機関との調整が整ったことから、来年度の本体工事実施に向け、本年度中に地質調査を行うため所要の経費を計上いたしております。

なお、財源につきましては、全額を市債として見込んでおります。

次に、九款教育費、六項社会教育費、十二目文化財保護費、十九節負担金補助及び交付金の二十四万円でございますが、文化財保存事業費補助金を追加するものでございまして、奈良県指定無形民俗文化財の篠原踊りの衣装新調事業に対し、同保存会へ補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、全体事業費百二十万円のうち七十二万円については、県費補助金として交付されるため、残り四十八万円のうち市補助要綱の規定により二十四万円を市補助金として交付するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において九千七百六万一千円を、十六款県支出金において七百四十四万四千円を、十九款繰入金において一千二十三万九千円を、二十一款諸収入において一億九千五十万円を、二十二款市債において七千九百十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）十ページの衛生費、（仮称）二見地区多目的広場整備工事費七千六百万円、これは解体の跡地を多目的広場に整備するということですが、今説明があったと思うのですけれども、この工事、設計も出来上がったということですが、発注時期と工期について教えてください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

令和元年七月に入札準備を行いました、八月に入札をしまして、着工が九月からです。完成が令和二年三月末を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 先ほどの私の一般質問でもさせていただいたように、ゆとりのある工期を持って、工期が遅れたりとかないような計画を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 企画費の観光交流センターを拠点としたサイクリングイベントの内容、お願いします。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 岩本議員の御質問にお答えいたします。

当該事業は観光交流センターを拠点としたサイクリングルートを設定した上、サイクルマップを作成し、市内外の幅広い層に自転車で市内を満喫していただくイベントでございまして、コース内に設定されたチェックポイント等で写真を撮りながら市内を自転車で自由に巡っていただき、参加者は後日その写真をSNS等に投稿するものでございます。

また市内の飲食店様などに協力いただき、市内の消費喚起にもつなげてまいりたいと考えてございます。

なお当該事業につきましては、事業費の三分の二を上限とする補助金でございますが奈良県のもっと良くなる奈良県市町村応援補助金の申請をたどりま行っております、このイベントの実施時期については本年十一月を見込んでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 四款の衛生費でございます。し尿処理費が七千六百万円と大変高額な工事でございます。これを当初予算に入れられなかった理由を教えてください。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

当初予算に入れられなかった理由は衛生センターの解体撤去工事の工期が平成三十一年二月末まで延びたため、実施設計の業務が遅れ事業

費の積算に時間を要したためでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いずれにいたしましたしても、工期が延びておったところにもかかわらず、設計ができなかったので予算に入れられなかったというような答弁なんですけれども、その辺は既に分かっておるはずだったと思うんですよ。……決して反対するものでも何でもございませぬけれども、やはりこういった事業を当初予算にきちっと載せていただけるような工期の在り方とかいうのを再度確認していただいて、当初予算にしっかりと載せていって議論できるような立場でよろしくお願い申し上げます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この十五款の大塔支所費の小・中学校の集落ネットワーク圏形成支援事業補助金、これ国から出ているんですけれども、これはどういうふうにするのか、改装をする費用に使うのか、どういう費用に使うんですか。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

この補助金は、過疎地域における小さな拠点の形成に取り組む地域運営組織に対する補助金ということでございます。事業主体におきましては、大塔福祉ふれあいの会が実施いたします。

内容につきましては、大塔ライフハウスプロジェクトが運営いたしましたして、産業振興事業といたしまして、児童発達支援、そして就労継続支援、生活介護農業再生といった形で、これを約九百三十万円みっております。そして交流移住促進対策事業といたしまして、これはイベント事業、そして空き家調査ということ、これが二百万円、そしてFM五條との連携事業、そして防災ネットワーク事業等で生活安全安心確保対策事業ということで、三百八万円、合計一千四百三十八万円というふうな内容になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十七、議第二十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十七号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程されました議第二十七号、令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

今回の補正につきましては、介護保険法施行令の一部改正が本年三月二十九日に施行され、本年十月に消費税率の引上げに伴い、公費を投入して低所得者に対する介護保険料の軽減強化を行うため、一般会計において受け入れた国庫・県費を含む財源を市の負担分とともに繰り出し、介護保険特別会計において受け入れ、歳入の予算額の財源内訳を変更するものであります。

それでは三ページの歳入について、御説明を申し上げます。

一款介護保険料、一項介護保険料、一目第一号被保険者介護保険料において、二千九百七十七万四千円の減額を行い、七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金に二千九百七十七万四千円を追加いたしました。歳入の内訳を変更したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十八、去る七日に提出されました議第二十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十八号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程されました議第二十八号、令和元年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市一般会計補正予算書（第二号）の二ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算につきましては百七十二万八千円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百十六億八千六百九十七万二千元となると存じます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、十九目新庁舎建設事業費、十三節委託料の百七十二万八千円でございますが、にぎわい棟基本構想策定業務委託料を追加するものでございまして、新庁舎と同時にしゅん工に向け、にぎわい棟の基本構想を早期に策定するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、財源につきましては、財政調整基金からの繰入金を見込んでおります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これは追加議案で出てきたわけなんですけれども、これはどうして補正のところと一緒に出てこなかったのか、また議員に説明をできなかったのか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初の補正に出てない理由につきましては、まず新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会の方がそれよりも後日でございましたので、その中で（仮称）にぎわい棟の基本構想についての御説明をさせていただきますました。その後の補正というふうなところになりましたので、今回の時期となったというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十一日から二十三日まで休会とし、次回二十四日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これもちまして散会いたします。

午後七時十七分散会